

令和 4 年度施行

工 事 説 明 書

創設事業の内 送水施設 生活基盤施設耐震化等交付金事業
工事名 札幌ポンプ場・分水施設新設工事

石狩西部広域水道企業団 施設課

工事説明書

1. 工事名

創設事業の内 送水施設 生活基盤施設耐震化等交付金事業
札幌ポンプ場・分水施設新設工事

2. 工事の概要

鉄筋コンクリート造 地上1階、地下2階

- ・土工 ～ 掘削 10,500m³
- ・本体築造工 ～ 杭打工 168本
躯体コンクリート 4,120m³ (土木～3,483m³ 建築～637m³)
- ・流入・流出管工 ～ 管布設 ϕ 100～ ϕ 1000 312m
- ・排水工 ～ 一式
- ・仮設工 ～ 一式

3. 施行場所

札幌市北区屯田町860番7ほか

4. 工事の期間

契約書に示す着手の日から 令和7年 2 月 28 日 までとする。

5. 図面

別添のとおり

6. 工事仕様書

- (1)石狩西部広域水道企業団管工事仕様書、北海道建設部土木工事共通仕様書、水道工事標準仕様書(日本水道協会発行)を準用すること。
- (2)別添特記仕様書によること。

7. その他

別途閲覧に供した「工事設計書(見積参考)」は、発注者の施工計画に基づいて作成した一部を、入札参加者の見積に資するための参考として提示するものであり、契約上これを拘束するものではない。

創設事業の内 送水施設 生活基盤施設耐震化等交付金事業

札幌ポンプ場・分水施設新設工事

特 記 仕 様 書

令和4年6月

石狩西部広域水道企業団

1. 適用範囲

本仕様書は、石狩西部広域水道企業団が発注する「創設事業の内 送水施設 生活基盤施設耐震化等交付金事業 札幌ポンプ場・分水施設新設工事」に適用する。

本仕様書に定めのない事項については、「北海道建設部土木工事共通仕様書」（北海道建設部監修）、「管工事仕様書」（石狩西部広域水道企業団）及び「水道工事標準仕様書」（日本水道協会発行）、その他関連仕様書及び指針等を準用するものとする。

2. 工期設定について

予定工期：契約書に示す着手の日から令和7年2月28日までとする。

工期には施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

- ・ 着手準備期間 : 30日間
- ・ しゅん功準備期間 : 30日間
- ・ 雨天、休日等 : 351日間

工期中の休日等には、日曜日、祝日、その他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

(1) 現場着手日について

当該工事は、積算上の着手日を令和4年8月31日として設計金額を算定しているが、実際の着手日がそれと前後しても設計変更の対象としない。

なお、現場施工開始日（以下、現場着手日）は10月1日と設定し、工期の設定・積算を行っている。監督員と協議を行った上で現場着手日を前倒しすることについては制約しないが、別途費用が必要となった場合は請負者の負担とする。

（冬期対象期間（日数）は、395日として設計金額を算定している。）

3. 施工条件

(1) 本工事は設計図書に基づき施工することを原則とするが、設計図書に明示されていない事項については、工事監督員と協議のうえ施工すること。

(2) 本工事区域内及び近隣では、別途発注の関連工事が施工予定である。

- ① 創送) 生交) 札幌ポンプ場・分水施設機械設備工事
- ② 創送) 生交) 札幌ポンプ場・分水施設電気設備工事
- ③ 札幌ポンプ場・分水施設場内整備工事
- ④ 創送) 生交) 5号送水管新設工事その4ほか

上記工事は同区域内及び近隣で同時期の施工であるため、工事車両経路等の重複や工事箇所が近接する事が想定される。このため、地域住民を含む第三者の方への影響を最小限にし、互いの工事が安全で円滑に進むよう、十分な打合せを行い、安全に工事を進めること。

(3) 施工に当たっては、騒音・振動、粉塵等の発生を最小限に留め、きめ細かい配慮と迅速な対応により工事を進めること。

(4) 工事用車両の運転に伴い発生する騒音・振動に対して、工事を行う際は周辺の状況に応じた防音対策、振動低減対策等を施すこと。また、その内容を施工計画書に記載すること。

(5) 建設機械等の油漏れには十分注意し、施工計画書に防止対策を記載すること。

(6) 第三者が誤って施工範囲内に立ち入ることが出来ないような立入禁止措置を講じること。

(7) 上記のほか、本工事に関する施工条件については、別添の施工条件明示書によるものとする。

4. 公衆安全対策上必要な施工条件について

(1) 安全対策関係 — 交通安全施設・保安施設等

- 1) 本工事における安全施設については、建設機械の誘導管理を行うため昼間作業の交通誘導員1名/日の配置を見込んでいる（道路横断部作業時は、3名以上の配置）。ただし、現地の状況、その他関係機関等との協議により数量の大幅な増減が見込まれる場合は、事前に工事監督員と協議すること。

5. 的確な施工（工程）を確保するために必要な施工条件について

(1) 施工時期及び施工時間帯の制約

本工事の排水工（河川区域内）は、渇水期（11月～3月）に施工すること。そのほかについては施工時期及び施工時間帯の制約は受けないものとする。

ただし、他工事（他事業体含む）との協議の結果、制約を受ける場合には工事監督員と協議すること。

(2) 通水作業や試運転調整作業等

本工事期間に、ポンプ井の通水作業（水張、排水、各種検査、清掃、消毒、水質試験等）を実施する。作業の実施に当たっては、監督員と実施方法や実施時期について協議するとともに、別途発注の関連工事（機械・電気設備工事）の請負者のほか、関係者と十分な調整を行い、それを見込んで工程管理を行うこと。

6. 的確な施工（品質、環境等）を確保するために必要な施工条件について

(1) 仮設備等（任意仮設） — 仮設備の内容 —

本工事の土留め工は、掘削箇所が民地境界線と近接しているため作業場所の確保を目的に鋼矢板土留め工法を使用することとしている。また、鋼矢板打込みに用いる機械はバイブロハンマ杭打機を使用することとしている。

なお、現地の状況（土地利用・埋設物・地質・環境等）により、これにより難しいと認められる場合は、工法、費用等について工事監督員と協議すること。

(2) 地下埋設物等の事前調査

準備工として、本体工事着手前に既存資料等より地下埋設物の有無について事前に調査を行い、工事の支障または近接する地下埋設物等が確認された場合には、工事監督員と協議の上、必要に応じて試掘を実施し、地下埋設物等の位置について確認すること。

(3) 施工段階におけるひび割れ照査

コンクリート構造物の水密性、気密性、耐久性等を確保する目的から、施工段階におけるひび割れ照査（FEMによる照査など）を行うこととする。照査方法、照査項目については、監督員と協議すること。なお、ひび割れ照査は、コンクリートの施工段階における品質管理として請負者の負担で行うものとする。

(4) 地下水位の監視

本工事においては、ウエルポイント工法により地下水位を低下させることとしている。

なお、地下水位は観測井戸を設置の上、常時監視しながら施工すること。

(5) 支持層の確認

事前にボーリング調査等による試掘を行い支持層の確認を行うこと。

7. 使用資材について

(1) 生コンクリート

- 1) コンクリートは、JIS A 5308 に適合するレディーミクストコンクリートとする。
- 2) 生コンクリートの規格は配合に適合されたものであることから、工場によって規格が異なる場合は、表-1 の配合を満足するよう呼び強度のランクで加減することとし、事前に工事監督員の承諾を得ること。

表-1 コンクリートの標準配合

種類 配合例	公示 内容	設計 基準 強度 N/mm ²	粗 骨 材 の 最 大 寸 法 mm	ス ラ ン プ cm	空 気 量 %	水 セ メ ン ト 比 の 限 度 %	最 小 単 位 セ メ ン ト 量 kg/m ³	セ メ ン ト 種 類	構 造 物
C-1P	—	—	20 又は 25	8.0	4.5	—	270	混合B種	均しコン
C-4	18	18	40	5.0	4.5	55	—	混合B種	基礎コン
RC-2-1	24	24	40	12.0	4.5	55	280	混合B種	吐口部
RC-4	24	24	20 又は 25	12.0	5.0	55	280	混合B種 普通	中詰コン・躯体コン 防護コン

※水道水に接する部分に使用するコンクリートのセメントは、普通ポルトランドセメントとする。

- 3) 本工事において使用する生コンクリート及びセメントは、設計図書で特に指定のある場合を除き、グリーン購入法公共工事特定品目である混合セメントの使用を標準とする。なお、現場条件によりこれにより難しい場合は、工事監督員と協議すること。

表-2 混合セメント

混合セメント	高炉セメント	原料に 30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。
	フライッシュセメント	原料に 10%を超える分量の高炉スラグを使用していること。

(2) アスファルト合材

アスファルト合材のアスファルト・石粉の標準配合は別表 1 のとおりとする。

再生アスファルトの使用について

材 料 名	規 格		使用用途	使用種別
再生合材 (100%)	13 mm級		回復旧	車道・歩道
	30 mm級		上層路盤	車道
生産工場名	工場名	西工場		
	所在地	西区発寒 10 条 14 丁目 1068 番地 3 (世紀東急工業株)		
購入申込先	豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 番 1 号 札幌市下水道河川局庁舎内 一般財団法人 札幌市下水道資源公社 Tel 818-3432 Fax 818-3433			

※ 設計図書における再生加熱アスファルト混合物の調達が困難な場合は、工事監督員と協議し設計変更の上、使用材料を変更することができる。

(3) 止水板

躯体打継部に使用する止水板は、以下の表の規格と同等以上のものとする。

止水板	寸法形状	規格
	W=100, t=6	(鉄板入り) 非加硫ブチルゴム系

8. 建設副産物

建設副産物（建設発生土・建設廃棄物）

- 1 請負者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守して、建設工事の円滑な施工の確保、生活環境の保全に努めることとする。
- 2 請負者は、工事着手時に別途指示する再生資源利用計画書（建設資材を搬入する場合）及び再生資源利用促進計画書（建設副産物を搬出する場合）を作成し、工事監督員に提出するとともに、工事しゅん功時には、その実施状況を報告すること。
 - 1) 再生資源利用計画書（実施書）－ 建設資材搬入工事用
 - 2) 再生資源利用促進計画書（実施書）－ 建設副産物搬出工事用
- 3 本工事で発生する建設副産物の処理方法、処理場等への処理条件は下記のとおりとする。なお、変更が必要となった場合は工事監督員と協議すること。

建設発生土

施設名称・所在地	札幌市石狩砂利協同組合	石狩市志美567ほか
受入条件等	搬入時期と受入条件については、受入施設と事前に協議のこと。 捨土均し費用を要する。	

アスファルト塊

施設名称 ・所在地	新日建設(株)札幌環境資材センター	手稲区曙5条5丁目110番18号
	大成ロテック(株)札幌中央アスコン	西区福井495番2外
	東亜道路工業(株)	東区東雁来5条1丁目1-75
	世紀東急工業(株)	西区発寒10条14丁目1068-3
	道路工業(株)	豊平区西岡521
受入条件等	搬入時期と受入条件については、受入施設と事前に協議のこと。	

コンクリート殻（現場発生材）

施設名称 ・所在地	札幌リサイクル骨材(株)	東区中沼町45番地26
	新日建設(株)札幌環境資材センター	手稲区曙5条5丁目110番18号
	(株)松原産業	白石区川下2111番3
	小橋北豊(株)	南区川沿18条1丁目3番地
	野田工業(株)	中央区盤溪365番地
受入条件等	搬入時期と受入条件については、受入施設と事前に協議のこと。	

舗装切断時に発生する濁水

施設名称・所在地	(株)公清企業（エコパーク）	東区中沼町45番地23
受入条件等	搬入時期と受入条件については、受入施設と事前に協議のこと。	

建設汚泥

施設名称 ・所在地	(株)大伸 山本リサイクルセンター オデッサテクノス(株) 札幌処理場 (株)公清企業 エコパーク	札幌市厚別区厚別町山本 1064 番 72 外 札幌市東区北丘珠 1 条 3 丁目 654-13, 13 札幌市東区中沼町 45 番地 23
受入条件等	搬入時期と受入条件については、当施設と事前に協議のこと	

木くず

施設名称・所在地	札幌市ごみ資源化工場	北区篠路町福移153番地
受入条件等	搬入時期と受入条件については、受入施設と事前に協議のこと。 長さは2.0m以下、天日乾燥させること。	

廃プラスチック類（硬質・軟質・塩ビ）

施設名称・所在地	札幌第一清掃株式会社	西) 発寒10条12丁目1-1
受入条件等	搬入時期と受入条件については、受入施設と事前に協議のこと。	

9. 建設汚泥

受注者は、建設汚泥の搬出に先立ち、別表2および別表3に示す溶出試験および含有試験を行い、基準に適合することを確認し、リサイクル施設へ搬入する際には結果データを提示すること。

試験回数は1回とする。（採取時期、場所の指定等は基本的に1回とする）

建設汚泥の保管、運搬、処分（中間処理、最終処分および再生については、産業廃棄物法に規定する産業廃棄物処理基準に基づき、生活環境の保全上支障のないように適正に処理しなければならない。

10. 有価金属の処理について

有価金属（請負者が購入した水道資材の残管）は、下記の登録業者で処分すること。

- (1) 廃棄物再生事業登録業者（知事登録）
- (2) 金属鉄くず商登録業者（警察許可）

なお、搬出を行った際、領収書又は受入伝票及び許可証の写しを工事監督員に提出すること。

11. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取り扱い

請負者は、現場で発生する産業廃棄物が適正に処分されたかを処理業者等と緊密に連絡を取り合いながらマニフェストで確認し、最終処理完了後、工事監督員にE票（しゅん功時に間に合わない場合はD票）の写しと計量票を提出すること。

※ マニフェストは5年間保管すること。

※ 札幌市工事書類簡素化要領（札幌市財政局工事管理室）に準拠し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出を省略する場合は、監督員にマニフェストの確認を求め、その結果を施工協議簿に記録すること。

12. ダクタイル鋳鉄管外面特殊塗装管について

- (1) 外面特殊塗装は、日本ダクタイル鉄管協会規格 JPDA Z-2009 に基づいた特殊塗装で種類は DD とする。
- (2) 現場塗装の色は灰色とし、他のダクタイル鋳鉄管の塗装と区別する。また、エポキシ樹脂塗装は、JIS K 5551 の B 種に適合するものとする。なお、塗膜が水道水と接触する場合には、JWWA K 135 に適合するエポキシ樹脂塗装を用いるものとする。
- (3) 露出配管部については、管布設前に現場塗装することにし、コンクリート打設後の露出部を再度塗装すること。また、管布設時に損傷させた場合については、基準の塗装で補修すること。
- (4) 出来形管理基準及び規格値は、北海道建設部土木工事共通仕様書の橋梁現場塗装工に準拠することとする。

13. 水道施設工事材料について

- (1) 請負者は、工事の進捗に合わせて材料に過不足が生じないように、その責任において調達すること。なお、材料の調達にあたっては、管工事仕様書に準拠し、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に工事監督員に提出し、検査（確認を含む）を受けなければならない。
- (2) 請負者は、管工事仕様書に準拠し、工事監督員の材料検査を受け、合格したものを使用すること。なお、材料は検査に支障が生じないよう保管管理しなければならない。

- (3) 請負者は、材料検査に合格した材料が使用時に損傷又は変質している場合は、新品と取り替え、再び材料検査を受けること。
- (4) 請負者は、材料の使用にあたり、材料受払簿（管工事仕様書様式）に記載して、使用状況及び残材料の数量を明確にし、工事監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、配管完了後速やかに提出しなければならない。
- (5) 管布設に先立ち、必ず管体外面の塗料の損傷を確認すること（写真・月報等）。なお、損傷箇所については、ダクタイト管補修用塗料（アクリル系）で修復すること。
- (6) 本工事で使用する水道資材については、設計図書を精査後、材料承諾願を提出し、監督員の承諾を得た後に手配することとする。

14. 諸法令の遵守（土木工事共通仕様書の諸法令の遵守及び官公庁等への手続き等）

- (1) 請負者は、法令等の適応運用にあたり、本工事に適用となる法令等を特定した上で、その一覧を施工計画書に明示し工事監督員へ提出すること。
- (2) 適用となる法令等の届出等の実施にあたっては、事前に届出書等（写し）を施工計画書に明示し工事監督員へ提出すること。
- (3) 届出書等に対する許可書等（写し）は「工事施工協議簿」又は「工事月報」に添付し工事監督員へ提出すること。

15. 建設リサイクル法

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が適用され、契約書に解体費用等の明記及び内容協議等の手続きが必要となるので留意すること。

16. 火災保険等（任意保険等）の加入について

工事の施工にあたっては、災害の防止に努めるとともに、万が一に備えて、労働者災害補償保険及び第三者に対する損害賠償責任保険等に加入すること。

17. 北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という）について

本工事で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合、または、中間処理場に購入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さが発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので、適正に処理すること。

18. 施工計画書の作成について

施工計画書は、現場着手日より前に工事監督員へ提出し承諾を受けるものとし、工事施工中に変更事項（設計変更、工事期限変更等）が生じた場合はその都度提出すること。

また、計画工程表の作成にあたっては、契約図書に明示した契約工期のうち、工事開始日以降の実際の準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始する日）に入る「現場着手日」を記述すること。

19. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 請負者は、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準及び土木工事標準単価（区画線工）と乖離があった場合に、「1日未満積算基準」の適用について協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満積算基準」は適用しない。

- (4) 請負者は、協議に当たって、「1 日未満積算基準」に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用を示す資料等）を工事監督員に提出すること。実際の費用を示す資料（契約書、請求書等）により、当初発注時の通常の施工パッケージ型積算基準及び土木工事標準単価（区画線工）の積算との乖離が確認できない場合には、「1 日未満積算基準」は適用しない。
- (5) 通年の維持管理業務等、人工清算を前提として積算する場合や通常の積算方法によることが適当と判断される場合には、「1 日未満積算基準」は適用しない。

20. 工事書類の提出及び提示について

工事書類の提出および提示は、「札幌市工事書類簡素化要領」（札幌市財政局工事管理室）に準拠して行うこと。

※ 札幌市財政局工事管理室ホームページ「工事書類の簡素化」

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html

21. 電子納品について

- (1) 本工事は電子納品対象工事とする。なお、電子納品の運用に当たっては北海道建設部制定の「情報共有・電子納品運用ガイドライン【工事編】」（以下、「ガイドライン」という。）に準拠して行うものとする。※ 北海道建設部建設管理課ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/gkn/kouji/cals/index.htm>
- (2) 工事完成図書は、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R 等）で 2 部提出すること。「ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、疑義がある場合は工事監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。
- (3) 工事完成図書は、施工中及び完成前にシステムチェックとウイルスチェックを実施した上で提出すること。

22. しゅん功図の作成

- (1) 本工事の進捗状況把握及び材料受払い確認を容易、正確、かつ迅速に行う必要があるため「配管布設概略図」を提出しなければならない。
- (2) しゅん功図における配管詳細図は、工事起点から終点までの一連の詳細図とし、管路については、「管の表示記号及び符号」に基づき、管径、寸法、材料名を正確に記載すること。
- (3) 地下埋設物と交差、または隣接して埋設される箇所は、配管詳細図、横断面図等に詳細に記載すること。
- (4) 作成したしゅん功図をデータ化し、原図とともに提出すること。

23. SC 杭の厚さ管理について

躯体基礎工にて使用する SC 杭の杭厚規格値を「-0, +10 mm」として管理すること。確認方法の例として、杭頭補強筋の規格内径に合わせた鋼製治具を製作し、杭内面の端から規定長まで牽引させ治具が引っかかることなく内面を通過することを確認すること。

24. 交通誘導警備員の資格について

- 1 当該路線は、公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線ではないが、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、可能な限り交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格者を配置すること。
- 2 交通誘導警備員としての資格・経験等を確認できる資料を施工体制台帳に添付すること。

- 3 「公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線」については、北海道警察本部ホームページによる。

https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/koutu_keibigyou/koutu_keibi.html)

25. 資材等の仮置場の設置について

住居系地域での「土石及び建設用資材の積み込み・積み下ろし」および「建設用資材の運搬車両及び建設用重機の移動」などの作業（建設工事現場において本建設工事に伴って行われる作業を除く）を3か月以上行う場合は、「札幌市生活環境の確保に関する条例」第68条により、敷地境界における騒音の基準が適用されるので、当該規定に抵触しないよう留意すること。

仮置場を設置する際には、事前に位置や周辺状況などを工事監督員に報告し、確認を受けること。

26. その他

- (1) 工事着手に当たり、工事請負契約約款第18条に基づく設計図書の照査を行い、結果を報告すること。具体的には、契約図書（契約書・図面・特記仕様書・工事説明書）と管工事仕様書及び北海道土木工事共通仕様書との間に相違がある場合、または、設計図書からの読み取りと、設計図面の記載に差異がある場合、請負者は工事着手前に工事監督員に確認して指示を受けること。
- (2) 現場着手日とは、工事開始日以降で実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始すること）の初日をいう。
- (3) 提出書類（施工計画書、工事写真、出来形管理資料、品質管理資料等）については、可能な限り両面印刷で作成して紙の減量化を図るなど環境負荷の低減に努力すること。
- (4) 別途閲覧の工事設計書（見積参考）は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、入札参加者の見積に資するための参考として掲示するものであり、契約上、これを拘束するものではない。
- (5) 水道法第21条及び同法施行規則等に基づき、作業従事者（対象：在場期間30日間以上の者）の健康診断を医療機関に依頼し、その結果（健康診断書）を提出すること。また、在場期間が長期間になる場合は、半年ごとに結果（健康診断書）を提出すること。
- (6) 本工事の積算は、令和3年度水道事業実務必携（令和4年4月改訂版）、令和3年10月北海道建設部土木工事積算基準、令和3年度版国土交通省土木工事標準積算基準書、令和3年10月札幌市（土木・水道）及び令和4年1月札幌市（下水道）工事積算基準を使用しています。なお、複数の基準書に掲載のある項目については、水道事業実務必携を優先するものとします。
- (7) 本工事の積算単価は、北海道単価、北海道開発局単価、札幌市単価、石狩西部広域水道企業団実勢価格調査単価、見積策定単価及び刊行物単価の令和4年6月単価を使用していますが、道営繕単価のみ令和4年4月単価を使用しています。

以上

【標準配合表】

別表1

道路種別	アスファルト混合物種別	標準密度	AS量(%)	Fi量(%)
車道	細粒度キヤップアスコン(13F)	2.30	6.8	11.6
	密粒度キヤップアスコン(13F)	2.35	5.8	9.8
	細粒度アスコン(13F)	2.30	8.8	15.0
	密粒度アスコン(13F)	2.35	5.9	10.0
	粗粒度アスコン(20)	2.35	5.3	4.8
	アスファルト安定処理(30)	2.30	4.3	—
	再生細粒度キヤップアスコン(13F)(50%再生材)	2.30	6.8	—
	再生アスファルト混合物(13・30)(100%再生材)	2.30	6.0	—
	再生細粒度アスコン(13F)(50%再生材)	2.30		
	再生密粒度アスコン(13F)(50%再生材)	2.35		
	再生粗粒度アスコン(20)(50%再生材)	2.35		
	再生アスファルト安定処理(30)(50%再生材)	2.30		
	改質Ⅱ型細密粒度キヤップアスコン(13F55)	2.35	6.0 ~ 6.3	F/A=1.7程度
	改質Ⅱ型密粒度キヤップアスコン(13F)	2.35	5.8	9.8
	再生改質Ⅱ型細密粒度キヤップアスコン(13F55)(30%再生材)	2.35		
再生改質Ⅰ型密粒度キヤップアスコン(13F)(30%再生材)	2.35			
歩道 (宅内)	細粒度アスコン(13)	2.15	7.0	7.8
	再生アスファルト混合物(13・30)(100%再生材)	2.15	6.0	—
	アスファルト安定処理(30)	2.15	4.3	—
	再生細粒度アスコン(13)(50%再生材)	2.15		
仮復旧	常温合材	2.30		
	再生合材(歩道)	2.15		
	再生合材(車道)	2.30		

汚泥等に係る溶出試験検査項目

別表2

	有害物質の種類	溶出量基準	分析方法
必須項目	カドミウム	0.01mg/l以下	JIS K0102 55
	全シアン	検出されないこと	JIS K0102 38(38.1.1を除く)
	鉛	0.01mg/l以下	JIS K0102 54
	六価クロム	0.05mg/l以下	JIS K0102 65.2
	砒素	0.01mg/l以下	JIS K0102 61
	総水銀	0.0005mg/l以下	昭和46環告示第59号付表1
	アルキル水銀	検出されないこと	昭和46環告示第59号付表2及び昭和49年環告示第64号付表3
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	昭和46年環告示第59号付表3
	セレン	0.01mg/l以下	JIS K0102 67.2又は67.3
	ふっ素	0.8mg/l以下	JIS K0102 34.1又は34.1C((6)第3文を除く)及び昭和46環告示第59号付表6
	ほう素	1mg/l以下	JIS K0102 47.1、47.3又は47.4
	追加項目※1	ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素		0.002mg/l以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/l以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン		0.02mg/l以下	JIS K0125 5.1、5.2、又は5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/l以下	JIS K0125 5.1、5.2、又は5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/l以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/l以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン		0.03mg/l以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン		0.01mg/l以下	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/l以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1
ベンゼン		0.01mg/l以下	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
追加項目※2		チウラム	0.006mg/l以下
	シマジン	0.003mg/l以下	昭和46年環告示第59号付表5の第1又は第2
	チオベンカルブ	0.02mg/l以下	昭和46年環告示第59号付表5の第1又は第2
	有機燐	検出されないこと	昭和46年環告示第64号付表1又はJIS K0102 31.1(ガスクロマトグラフ法を除く)

※1 クリーニング店や化学工場等の跡地であって、揮発性有機化合物による汚染の恐れがある場合に実施

※2 農地に使用していた土地であって、農薬類による汚染の恐れがある場合に実施

汚泥等に係る含有試験検査項目

別表3

	有害物質の種類	含有量基準	分析方法
	カドミウム及びその化合物	150mg/kg以下	JIS K0102 55
	六価クロム化合物	250mg/kg以下	JIS K0102 65.2
	シアン化合物	50mg/kg以下 (遊離シアン)	JIS K0102 38(38.1を除く)
	水銀及びその化合物	15mg/kg以下	昭和46環告示第59号付表1
	セレン及びその化合物	150mg/kg以下	JIS K0102 67.2、67.3又は67.4
	鉛及びその化合物	150mg/kg以下	JIS K0102 54
	砒素及びその化合物	150mg/kg以下	JIS K0102 61
	ふっ素及びその化合物	4,000mg/kg以下	JIS K0102 34.1又は34.1C((6)第3文を除く)及び昭和46環告示第59号付表6
	ほう素及びその化合物	4,000mg/kg以下	JIS K0102 47.1、47.3又は昭和46年環境第59号付表7

● | 工 事 概 要

項 目	特 記 事 項			
▶ 1. 工事種目	名 称	新 設	改 修	摘 要
	空気調和設備工事	● 一式	○ 一式	
	暖房設備工事	● 一式	○ 一式	
	冷房設備工事	● 一式	○ 一式	
	換気設備工事	● 一式	○ 一式	
	排煙設備工事	○ 一式	○ 一式	
	給油設備工事	○ 一式	○ 一式	
	自動制御設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋外給水設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内給水設備工事	● 一式	○ 一式	
	屋外排水設備工事	● 一式	○ 一式	
	屋内排水設備工事	● 一式	○ 一式	
	屋内給湯設備工事	○ 一式	○ 一式	
	衛生器具設備工事	● 一式	○ 一式	
	消火設備工事	● 一式	○ 一式	
	屋外ガス設備工事	○ 一式	○ 一式	
	屋内ガス設備工事	○ 一式	○ 一式	
		○ 一式	○ 一式	
	○ 一式	○ 一式		
	○ 一式	○ 一式		

※ 種目は●印を付したものを適用する
 ※ 空気調和設備工事とは、空調機等を設置し暖冷房を行う工事をいう
 ※ 暖房設備工事とは、直暖や個別暖房のみの工事をいう
 ※ 冷房設備工事とは、個別冷房のみの工事をいう

● 機械設備共通事項

項 目	特 記 事 項													
▶ 1. 配管 1) 配管材料	施 工 区 分													
	管 種	冷温水	冷却水	蒸気	温水	給油	冷媒	給水	給湯	排水	通気	消火	ガス	雨水
	● 配管用炭素鋼鋼管(白)											●		●
	○ " (黒)													
	○ 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒)													
	○ 塩ビライニング鋼管(VA)													
	○ " (VB)													
	○ 排水用塩ビライニング鋼管													
	○ 耐熱性塩ビライニング鋼管													
	○ 外面被覆鋼管													
	○ ナイロンコーティング鋼管													
	● ステンレス鋼管							●						
	○ 銅管(M)													
	● 保温付被覆銅管						●							
	○ 被覆銅管													
	● ビニル管(VP)										●			
● " (VU)									●					
○ 樹脂管														
○ 耐火二層管														
○ ポリエチレン管														
○ 合成樹脂製可とう電線管														
○ 鉛管														
○ コンクリート管														
○ 鋳鉄管														
○														
○														
○														
○														
○														
○														
○														
2) 弁類	※ 該当項目に●印をつける。 2列書きになっている部分は左側屋外配管、右側屋内配管とする 水道直圧及び高置タンクまでは10kとし、他は各種配管の水圧検査圧力 値を超える最高許容圧力を有するバルブとする													
3) 試験	配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は被覆施 工前に行う 圧力値、保持時間は、標準仕様書第2編 2.9.2から2.9.5による 試験終了後、報告書を工事監督員に提出すること													
4) ねじ加工	○ 転造ねじ加工 (蒸気還水管)													

5) ステンレス鋼管継手の種類

種類	冷温水	冷却水	温水	給水	給湯	消火	備考
<input type="radio"/> プレス							
<input checked="" type="radio"/> 拡管式				<input checked="" type="radio"/>			
<input type="radio"/> 溶接							
<input type="radio"/> ハウジング継手							

6) 埋設配管

防食処理 ● 土中
 ● ペトロラタム系防食テープ ()
 ○ ブチルゴム系絶縁テープ ()
 ● コンクリート内
 ● プラスチックテープ ()
 地中埋設標・埋設表示テープ・屋外配管埋設深さ

	地中埋設標		埋設表示テープ		屋外配管埋設深さ		
	要	不要	要	不要	車両道路	道路以外	凍結深度
給水配管	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	GL- m以上	GL- m以上	GL- m以上
ガス配管	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	GL-0.6m以上	GL-0.3m以上	
油配管	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	<input type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 不要	GL-0.6m以上	GL-0.3m以上	

7) 溶接部の検査

要の場合、地中埋設標は図示する箇所、埋設表示テープは屋外埋設配管部分に適用する

目視検査 非破壊検査 (溶接部の種類 :)
 (検査の種類 :)
 (配管種別 :)
 (使用圧力 :)
 (抜き取り率 :)

8) 配管洗浄

詳細は標準仕様書の当該事項による
 冷水管 給水管 (● 1次側 ● 2次側)
 冷却水管 給湯管 受水タンク 高置タンク
 貯湯タンク 給湯用膨張タンク
 高周波洗浄もしくは同等以上の方法による
 飲料水管の場合は、端末において遊離残留塩素が $\geq 0.2\text{mg/L}$ 以上検出されるまで消毒を行う

▶ 2. 保温

標準仕様書第2編3.1.4及び5のうち保温材及び外装材は次による
 断熱材は、特定フロン、代替フロン等、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと

1) 配管

保温材 グラスウール ()
 ロックウール ()
 ポリスチレンフォーム ()
 外装材 i) 屋内露出
 合成樹脂製カバー ()
 アルミガラスクロス ()
 その他 () ()
 ii) 機械室・書庫・倉庫
 アルミガラスクロス ()
 その他 () ()

2) ダクト

- ハ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中
 アルミガラスクロス ()
 その他 () ()
- ニ) 床下・暗渠内
 着色アルミガラスクロス ()
 アルマット ()
 保温なし ()
 その他 ()

外気取入用ダクト及び排気用ダクトは保温を行う

- 保温材 グラスウール ()
 ロックウール ()
 ポリスチレンフォーム ()
 その他 ()

- 外装材 ⅰ) 屋内露出
 合成樹脂製カバー カラー亜鉛鉄板
 溶融アルミニウム—亜鉛鉄板 ステンレス鋼板
 アルミガラスクロス その他 ()
- ロ) 機械室・書庫・倉庫
 アルミガラスクロス カラー亜鉛鉄板
 溶融アルミニウム—亜鉛鉄板 ステンレス鋼板
 合成樹脂製カバー その他 ()

- ハ) 天井内・パイプシャフト内及び空隙壁中
 アルミガラスクロス
 その他 ()
- ニ) 外気取入用ダクト及び排気用ダクト
 アルミガラスクロス
 その他 ()

- 範囲 ⅰ) 外気取入用ダクト 電気室及び水質発信器室
 ロ) 排気用ダクト 全て
 その他 (外壁より1.5m以内)

3) 機器類

- 冷温水ヘッダー 冷水ヘッダー 冷温水タンク
 冷水タンク 温水タンク 蒸気ヘッダー
 温水ヘッダー 熱交換器 還水タンク
 膨張タンク

- 保温材 グラスウール ロックウール
 その他 ()

- 外装材 カラー亜鉛鉄板 溶融アルミニウム—亜鉛鉄板
 ステンレス鋼板 その他 ()

4) 冷媒被覆銅管

外 径	6.35	9.52	12.7	～	50.8	<input checked="" type="radio"/> 製造メーカー仕様
被覆厚						

5) 煙道
排気筒

- 保温材 ロックウール その他 ()
 外装材 カラー亜鉛鉄板 溶融アルミニウム—亜鉛鉄板
 ステンレス鋼板 その他 ()

6) 消音内貼り

- 施工方法は標準仕様書の当該事項による
 施工箇所は図示したダクト及びチャンパー類とする
 使用材料 グラスウール その他 ()
 厚さ 25mm 50mm
 消音内貼チャンパーの寸法は外法寸法とする
 ラス押え 有 () 無

▶ 3. 塗装

イ. 屋内露出は、室内環境対応・配慮形塗料又は水性系塗料の合成樹脂調合ペイントとする。
但し煙道、煙突は耐熱塗装とする。

ロ. 裸管 ● 合成樹脂調合ペイント ○ アルミニウムペイント
・蒸気管 機械室内は、アルミニウムペイント
居室及び隠ぺいは、さび止めペイント

ハ. 支持金物及び架台類

● 合成樹脂調合ペイント ○ アルミニウムペイント

ニ. ダクト * 合成樹脂調合ペイント

ホ. その他 ○ アルミニウムペイント ○ 調合ペイント

▶ 4. ダクト及びダクト付属品

1) ダクト

方式 ● 低圧 ○ 高圧1 ○ 高圧2

○ その他 ()

工法 ○ アングルフランジ ()

● コーナーボルト ()

(● 共板フランジ ● スライドオンフランジ)

種別 ● 鉄板 (亜鉛及びステンレス鋼板)

● スパイラルダクト ()

● 硬質塩化ビニル管 (VU) ()

○ 矩形 (アングルダクト工法) ()

○ その他 ()

2) チャンバー等

イ. 外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー、ホッパーには排水を設ける

ロ. シーリングディフューザーには下記の接続ボックスを設ける

イ) ネック径200φ以下 : 400×400×250H

ロ) " 200φをこえるもの : 500×500×300H

ハ. 線状吹出口には、下記の接続ボックスを設ける

イ) BL-S、BL-D : 200×(長さ+100)×300H

ロ) BL-T、BL-K : 250×(長さ+100)×300H

ニ. 天井付制気口には、特記なき場合(制気口寸法+100)×250Hの接続ボックスを設ける

3) 防雪フード

イ. 材質 ステンレス鋼板製 ○ SUS430
○ SUS304
○ その他 ()

ロ. 板厚 () mm

4) 排気フード

イ. 幕板 ○ 本工事 ステンレス鋼板製 ○ SUS430
○ SUS304

○ 別途工事 ○ () mm

5) セルフフード

○ 丸形フード ● 防風形フード ○ その他 ()

材質 ● ステンレス製

○ アルミニウム製

○ その他 ()

6) 風量測定口

取付箇所 1. 特記した風量調整ダンパーの上流又は下流
2. 送排風機、空調機に近接した風道の部分
3. 外気取入風道の部分
4. その他指定部分

▶ 5. 制気口

1) 吹出口・吸込口

材質 ● 樹脂製(塩化ビニル製)
○ 鋼板製
● アルミニウム材製
● その他(ステンレス製)

- ▶ 6. 貫通部の処理
 - 1) 穴埋補修
 - 2) 防火区画の処理
 - ▶ 7. 吊り及び支持
 - ▶ 8. スリーブ
 - ▷ 9. はつり及び穴あけ (改修工事等)
 - ▶ 10. 耐震措置
- 穴埋補修は無収縮モルタル又はロックウール保温材で補修する
 なお、ロックウール保温材の場合は脱落防止の措置を施す
- イ. 不燃材料の配管で貫通する場合は、その隙間をモルタル又はロックウール保温材で埋める
- ロ. 不燃材料以外の配管で貫通する場合は、建築基準法令に適合する工法とする
- ハ. スパンドレイルについてセルフドは抵触しない事
- イ. インサート金物は、吊りボルトに対し、適正なサイズのものを選定する
- ロ. 断熱材使用箇所におけるインサート金物は、断熱インサート金物とする
- ハ. 吊り用ボルトは、ピット内及び床下は被覆全ねじ又は丸鋼とする
- イ. 標準仕様書 (第2編 第2章の2.2.27) による
- ロ. 外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブ
 ※つば付き鋼管スリーブ
 ○非加硫ブチルゴム系止水材 (使用部位:)
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則として、ダイヤモンドカッターによる
- 口径は、原則として管の外径 (保温されるものにあつては保温材の厚さを含む) より20mm程度大きなものとする
- 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 (日本建築センター発行) に基づき、耐震施工を行う
- 一般の施設 ○ 特定の施設 ● 甲類 ○ 乙類
- (1) 局部震度法による建築設備機器 (水槽類を除く) の設計用標準水平震度 (Ks)

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び塔屋	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
1階及び	1.0	0.6	0.6	0.4
地下階	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)

(注) () 内の数値は防振支持機器の場合に適用する

(2) 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度 (Ks)

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び塔屋				
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び	1.5	1.0	1.0	0.6
地下階				

重要機器は、次のいずれかに該当するものをいう。また、一般機器とは重要機器以外をいう

- イ. 災害応急対策活動に必要な施設等において、施設目的に応じた活動を行うために必要な設備機器
- ロ. 危険物を貯蔵又は使用する施設において、危険物による被害を防止するための設備機器

- ハ. 避難、消火等の防災機能を果たす設備機器
- ニ. 火災、水害、避難の障害等の二次災害を引き起こす恐れのある設備機器
- ホ. その他これらに類する機器

重要水槽とは重要機器として扱う水槽類、一般水槽とは一般機器として扱う水槽類を示す
また、水槽類にはオイルタンク等を含む

▶ 11. 総合試運転調整等

- 風量調整 ○ 水量調整 ● 室内外空気の温度
- 室内外空気の湿度 ○ 室内気流及びじんあいの測定
- 騒音の測定 ○ 飲料水の水質の測定

総合試運転調整完了後、機器等の運転状態の記録及び系統ごとに各測定結果をまとめた測定報告書を工事監督員に提出する

測定報告書には、測定器名、測定日時及び測定者名を記入し、測定点を示した図面を添付する

▷ 12. 仮設工事

1) 工事用水

構内既存の施設 ○ 利用できる (* 有償 ○ 無償)
* 利用できない

2) 工事用電力

構内既存の施設 ○ 利用できる (* 有償 ○ 無償)
* 利用できない

3) 足場

別契約の関係請負者の定置する足場、棧橋の類は、無償で使用できる建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を図ること

4) 交通誘導警備員

なお、交通誘導警備員の区分、配置位置及び設置日数は、次による

区分： ○ 交通誘導警備員A ○ 交通誘導警備員B

位置： 図面による

警備員詰所： (○ 設ける ○ 設けない)

表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分の考え方

工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	
上記以外の路線	交通誘導警備員B

5) 指定仮設

* なし ○ 本工事（仮設計画図による）

▶ 13. 土工事

1) 管周囲の保護

* 山砂の類 ○ 良質土 ○ その他

2) 埋戻し土

* 掘削土の良質土 ○ 山砂の類

3) 建設発生土等の処理

場外搬出（約 km 捨て場所 ）

（捨て場所住所： ）

（管理者： ）

捨て土均し（ ○ 有り ○ 無し）

○ 構内敷均し ○ 構内指示の場所に堆積（図示による）

○ 構外敷均し

○ 処理費（ * 有償 ○ 無償 ）

4) 山留め施工

○ 有り（工法： ） ○ 無し

▷ 14. 地業工事

1) 砂利地業

* 再生クラッシュラン ○ 切込砂利 ○ 切込碎石

砂利地業の厚さ * 100mm以上

○ mm（ ）

JIS A5001（道路用碎石） C-40程度

▶ 15. コンクリート工事
1) コンクリート強度

機器類基礎等のコンクリート強度、鉄筋

強 度	<input type="radio"/> 16N/mm ²	<input type="radio"/> 18N/mm ²	<input checked="" type="radio"/> 21N/mm ²
スランプ	cm	cm	8~15 cm
施工箇所			図示による

鉄筋種別	異形鉄筋	<input checked="" type="radio"/> SD295A	<input type="radio"/> SD345	<input type="radio"/> SD390
補強筋	壁開口部	<input type="radio"/> 基準配筋による	<input type="radio"/> 構造図面による	
	床開口部	<input type="radio"/> 基準配筋による	<input type="radio"/> 構造図面による	
	その他	<input type="radio"/> 基準配筋による	<input type="radio"/> 構造図面による	

▷ 16. 使用機材

使用する機材は「北海道建設部建築局建築整備課 令和4年度版設備機材等指定名簿」及び本仕様書のメーカーリストによる

○ メーカーリスト

機 器 名	指 定	製 造	所

● 空気調和設備

項 目	特 記 事 項
▶ 1. エネルギー源	<input type="radio"/> 重油 <input type="radio"/> 灯油 <input type="radio"/> ガス (都市ガスの場合 <input type="radio"/> 低圧 <input type="radio"/> 中圧) <input checked="" type="radio"/> 電気 <input type="radio"/> その他 ()
▶ 2. 空気調和方式	<input type="radio"/> 全空気 <input type="radio"/> 空気一水 <input type="radio"/> 全水 <input checked="" type="radio"/> 冷媒式
▷ 3. 暖房方式	<input type="radio"/> 蒸気 <input type="radio"/> 温水 <input type="radio"/> 温風 <input type="radio"/> 電気 <input type="radio"/> 遠赤外線 <input type="radio"/> 放射 <input type="radio"/> その他 ()
▷ 4. 冷房方式	<input type="radio"/> 冷媒 <input type="radio"/> 冷水
▷ 5. 主要熱源機器及び付属機器	図内機器表による 容量等の表示、機器類の能力、容量等(電動機出力は除く)は、原則として表示された数値以上とする
▷ 6. ばい煙濃度計	<input type="radio"/> 設けない <input type="radio"/> 設ける
▷ 7. 煤じん量測定口	<input type="radio"/> 設けない <input type="radio"/> 設ける (煙道直線部に100φ以上のフランジ蓋止とする)
▶ 8. 放熱器等	種別 <input type="radio"/> 鋳鉄製放熱器 <input type="radio"/> パネルヒーター <input type="radio"/> ファンコイルユニット <input type="radio"/> ヒートポンプユニット <input type="radio"/> ファンコンベクター <input type="radio"/> ユニットヒーター <input type="radio"/> パッケージエアコン <input type="radio"/> FF暖房機 <input type="radio"/> 電気ヒーター <input type="radio"/> 遠赤外線暖房機 <input type="radio"/> コンベクター <input type="radio"/> ベースボードヒーター <input type="radio"/> 床暖房 (<input type="radio"/> 温水 <input type="radio"/> 電気) <input type="radio"/> ロードヒーティング (<input type="radio"/> 温水 <input type="radio"/> 電気) <input checked="" type="radio"/> その他 (除湿器)

● 暖房設備

項目	特記事項
▶ 1. エネルギー源	○ 重油 ○ 灯油 ○ ガス (都市ガスの場合 ○ 低圧 ○ 中圧) ● 電気 ○ その他 ()
▶ 2. 暖房方式	○ 蒸気 ○ 温水 ○ 温風 ● 電気 ○ 遠赤外線 ○ 放射 ○ その他 ()
▶ 3. 主要熱源機器及び付属機器	図内機器表による 容量等の表示、機器類の能力、容量等 (電動機出力は除く) は、原則として表示された数値以上とする
▷ 4. ばい煙濃度計	○ 設けない ○ 設ける
▷ 5. 煤じん量測定口	○ 設けない
▶ 6. 放熱器等	○ 設ける (煙道直線部に100φ以上のフランジ蓋止とする) 種別 ○ 鋳鉄製放熱器 ● パネルヒーター ○ ファンコイルユニット ○ ヒートポンプユニット ○ ファンコンベクター ○ ユニットヒーター ○ パッケージエアコン ○ FF暖房機 ○ 電気ヒーター ○ 遠赤外線暖房機 ○ コンベクター ○ ベースボードヒーター ○ 床暖房 (○ 温水 ○ 電気) ○ ロードヒーティング (○ 温水 ○ 電気) ○ その他 ()

● 冷房設備

項目	特記事項
▶ 1. エネルギー源	○ 重油 ○ ガス (都市ガスの場合 ○ 低圧 ○ 中圧) ● 電気 ○ その他 ()
▶ 2. 冷房方式	● 冷媒 ○ 冷水 ○ その他 ()
▶ 3. 主要熱源機器及び付属機器	図内機器表による 容量等の表示、機器類の能力、容量等 (電動機出力は除く) は、原則として表示された数値以上とする
▷ 4. ばい煙濃度計	○ 設けない ○ 設ける
▷ 5. 煤じん量測定口	○ 設けない
▶ 6. 放熱器等	○ 設ける (煙道直線部に100φ以上のフランジ蓋止とする) 種別 ○ ファンコイルユニット ● パッケージエアコン ○ ヒートポンプユニット ○ その他 ()

● 換気設備

項目	特記事項
▶ 1. 換気方式	● 中央式 ● 局所式 ● 1種 ○ 2種 ○ 3種
▶ 2. 主要換気設備	○ ユニット型空気調和機 ● 熱交換形換気扇 ● ダクト式機械換気 ○ 換気扇 ○ その他 ()
▶ 3. 制御方式	イ. 熱交換換気扇 給気ファン停止 ○ 無 * 0°C ○ 5°C ○ 10°C
▶ 4. 換気扇スイッチ	○ 別途工事 ○ 本工事 ● 図示による

○ 排煙設備

項目	特記事項
▷ 1. 排煙方式	方式 ○ 機械排煙 ○ その他 ()
▷ 2. 排煙口	イ. 形状 ○ スリット形 ○ スイグ形 ロ. 開放装置 ○ 手動 ○ 手動及び遠隔操作可能なもの
▷ 3. 防煙ダンパー	イ. 復帰方式 ○ 遠隔式 ○ 手動式 ロ. 操作方式 ○ 電気 ○ その他 ()

○ 給油設備

項目	特記事項
▷ 1. 給油方式	○ 個別給油方式 ○ 集中給油方式 ○ その他 ()
▷ 2. 地下オイルタンク	イ. 基礎杭 ○ 要 ○ 不要 ○ 本工事 ○ 別途工事 ロ. タンク室 ○ 要 ○ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク ハ. 山留め施工 ○ 有り (工法 :) ○ 無し 「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」によるほか所轄消防署が承認したもの
▷ 3. 地上オイルタンク	基礎 ○ 本工事 ○ 別途工事 ○ 屋外タンク ○ 屋内タンク ○ 市販品 ○ 製作 (板厚 mm) 「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」によるほか所轄消防署が承認したもの
▷ 4. オイルサービスタンク	防油堤 ○ 本工事 ○ 別途工事 ○ 設けない 基礎 ○ 本工事 ○ 別途工事
▷ 5. 遠隔式油量指示計	イ. 給油ポンプ ○ 設ける ○ 設けない ロ. 返油ポンプ ○ 設ける ○ 設けない ○ 設けない ○ 次により設ける a) 取付方法 ○ 専用蓋 ○ 油槽蓋内 ○ その他 () b) 指示ユニット : 製造者標準型とし図示による
▷ 6. 集中給油設備計装工事区分	* 集中検針盤からレベラーまでの計装配管配線は本工事 ○ その他 ()
▷ 7. 集中給油設備計装試験調整工事区分	* 集中検針盤からレベラーまでの通信状況確認は本工事 ○ その他 ()
▷ 8. その他	○ ()

○ 自動制御設備

項目	特記事項
▷ 1. 制御方式	○ 電気式 ○ 電子式 ○ デジタル式
▷ 2. 計測範囲	○ 温度 ○ 湿度 ○ その他 ()
▷ 3. 計測箇所	図示による
▷ 4. 計測機器	図内機器表による
▷ 5. 低圧屋内配線	標準仕様書 (第 4 編 第 1 章第 5 節及び第 2 章第 3 節) による



給 水 設 備

項 目	特 記 事 項
<p>▶ 1. 給水方式</p> <p>▷ 2. 屋外給水引き込み管</p> <p>▷ 3. 量水器</p> <p>▷ 4. 量水器柵</p> <p>▷ 5. 量水器集中検針盤 計装工事区分</p> <p>▷ 6. 量水器集中検針盤 試験調整工事区分</p> <p>▷ 7. 受水タンク</p> <p>▷ 8. 給水装置</p> <p>▷ 9. その他</p>	<p>○ 水道直結直圧方式</p> <p>● 水道直結増圧方式</p> <p>○ ポンプ直送方式 (○ 上水 ○ 井水)</p> <p>○ 高置タンク方式 (○ 上水 ○ 井水)</p> <p>既設配水管 (○ 分水新設 ○ 既設分水以降接続)</p> <p>既設敷地内給水引き込み管 (○ 分水新設 ○ 既設分水以降接続)</p> <p>配水管新設 (○ 負担金 ○ 専用 ○ 布設替)</p> <p>○ 借受品 ○ 新品購入 (水道管理者指定品)</p> <p>○ 水道管理者指定品 ○ 図内規格品</p> <p>* 集中検針盤から量水器までの計装配管配線は本工事</p> <p>○ その他 ()</p> <p>* 集中検針盤から量水器までの通信状況確認は本工事</p> <p>○ その他 ()</p> <p>イ. ○ 上水用 () ○ 本工事 ○ 別途工事</p> <p>ロ. ○ 井水用 () ○ 本工事 ○ 別途工事</p> <p>ハ. 制御方法 フロートレススイッチ ボールタップ・定水位調整弁 その他 ()</p> <p>ニ. 警 報 ○ 満水 ○ 減水 ○ 低水位遮断 ○ 故障</p> <p>イ. 給水ポンプ</p> <p>○ 揚水用ポンプ</p> <p>○ 床置型 ○ 水中型</p> <p>○ 水道用直結加圧形ポンプユニット</p> <p>○ 小形給水ポンプユニット</p> <p>○ 床置型 ○ 水中型</p> <p>○ 吐出し圧力一定制御 ○ 末端圧力推定制御</p> <p>○ その他 ()</p> <p>ロ. 圧力タンク</p> <p>○ 自動空気補給式</p> <p>○ 隔膜式</p> <p>○ その他 ()</p> <p>ハ. 高置タンク ○ FRP製 ()</p> <p>○ その他 ()</p> <p>ニ. 制御方法 ○ フロートレススイッチ</p> <p>○ 圧力スイッチ</p> <p>○ その他 ()</p> <p>ホ. 警 報</p> <p>○ 満水 ○ 減水 ○ 低水位遮断 ○ 故障</p> <p>○ ()</p>

● 排水設備

項 目	特 記 事 項
<p>▶ 1. 排水方式 ▶ 2. 排水樹及び蓋</p>	<p>● 自然流下 ○ 強制排水</p> <p>イ. インバート樹 ○ コンクリート樹 ○ 角型 ○ 丸型 ○ 市販コンクリート管 ○ 現場打 ○ 塩ビ樹【蓋 ○ 塩ビ ○ T8】 ○ その他（市・町・村・型）</p> <p>ロ. ため樹 ● コンクリート樹 ○ 角型 ○ 丸型 ○ 市販コンクリート管 ○ 現場打 ○ 塩ビ樹【蓋 ○ 塩ビ ○ T8】 ○ その他（市・町・村・型）</p> <p>ハ. 蓋 ● 鋳鉄製（ ● 耐重 ● 重量 ○ 軽量 ） ○ コンクリート製 ○ その他（市・町・村・型）</p>
<p>▷ 3. 浄化槽設備</p>	<p>イ. 方式 ○ 長時間ばっ気 ○ 回転板接触 ○ 接触ばっ気方式 ○ その他（ ）</p> <p>ロ. 形式 ○ 現場施工型 ○ ユニット型 処理対象 ○ 汚水 ○ 雑排水 ○ その他（ ） 処理水量（ m³/日 ）（ ）人槽 放流水水質（ BOD ppm ）</p> <p>ハ. ブローア設置場所 ○ 機械室内 ○ 浄化槽内 ○ その他（ ）</p> <p>その他 設置浄化槽型式決定後直ちに施工承諾申請図及び計算書を 工事監督員へ提出すること</p>
<p>▷ 4. 清掃消毒</p> <p>▶ 5. その他</p>	<p>イ. 作業方法 ・ 洗浄吐出圧力70kg/cm²、吐出量25～70ℓ/minで清掃 清掃後、消毒剤にて消毒洗浄する ○ 屋内雑排水管 ○ 汚水管 ○ 大便器 ○ 小便器 ○ 洗面器 ○ 掃除流し ○ 事務室流し ○ 厨房流し ○ グリーストラップ ・ 洗浄吐出圧力70kg/cm²、吐出量40～70ℓ/minで清掃 清掃後、消毒剤にて消毒洗浄する ○ 屋外排水管 ○ 排水樹 ・ 洗浄吐出圧力70kg/cm²、吐出量40～70ℓ/minで清掃 ○ ルーフドレン管</p> <p>ロ. 消毒剤 ・ 次亜塩素酸ナトリウム溶液 濃度 100mg/ℓ</p> <p>換気ドレン、水抜ドレン、バルコニードレン及び耐火二層管は保温を 施さない</p>

○ 給湯設備

項目	特記事項
▶ 1. 給湯方式	<input type="checkbox"/> 給湯ボイラー (<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 暖房併設) <input type="checkbox"/> 熱交換器 <input type="checkbox"/> 貯湯タンク <input type="checkbox"/> ガス湯沸器 (<input type="checkbox"/> 貯湯式 <input type="checkbox"/> 瞬間式 <input type="checkbox"/> 別途リース品対応) <input type="checkbox"/> 電気湯沸器 (<input type="checkbox"/> 貯湯式 <input type="checkbox"/> 瞬間式) <input type="checkbox"/> その他 ()

● 衛生器具

項目	特記事項
▶ 1. 衛生器具及び付属機器	図内器具表による

● 消火設備

項目	特記事項
▶ 1. 用途区分	消防法施行令別表第1による区分 ((+五) <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ <input type="checkbox"/> ニ)
▶ 2. 消火方式	<input checked="" type="checkbox"/> 連結送水管 <input type="checkbox"/> 屋外消火栓 <input checked="" type="checkbox"/> 屋内消火栓 <input type="checkbox"/> スプリンクラー <input type="checkbox"/> 連結散水 <input type="checkbox"/> 不活性ガス <input type="checkbox"/> 泡消火 <input type="checkbox"/> 粉末消火 <input type="checkbox"/> フード等簡易消火 <input checked="" type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 共同住宅用スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> その他 ()
▶ 3. 屋内消火栓箱	<input type="checkbox"/> HB-1 (<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> 易操作性 <input type="checkbox"/> 消火器箱併設) <input checked="" type="checkbox"/> HB-4 (<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input checked="" type="checkbox"/> 広範囲形 <input type="checkbox"/> 消火器箱併設) <input type="checkbox"/> その他 ()
▶ 4. 消火ポンプユニット	<input checked="" type="checkbox"/> 揚水加圧 () <input type="checkbox"/> その他 () 図内機器表によるほか日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの 制御盤には火報起動リレー組込スペースを設けること

ガス設備

項目	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 1. 種類 ▷ 2. 機器 ▷ 3. 施工 ▷ 4. ガス漏れ警報器 ▷ 5. ガス漏れ警報設備計装工事区分 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市ガス ○ 液化石油ガス (○ ボンベ供給 ○ バルブ供給) ○ その他 () 図内機器表による ○ 都市ガス……………ガス事業者の責任施工とする ○ 液化石油ガス……………標準仕様書第6編第3章による ○ その他のガス……………高圧ガス保安法の規定に基づく ○ 有 ○ 無 ○ 別途リース品対応 都市ガスの場合 * 警報器用基台(基台共)からガスメーターまでの配管配線は本工事 ○ その他 () 液化石油ガスの場合 * 警報器用コンセント(別途)からガスメーターまでの配管配線は本工事 ○ その他 ()

厨房機器

項目	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ▷ 1. 厨房機器 	<ul style="list-style-type: none"> 図内機器表による 機器表に記載のない事項は、標準仕様書第5編第1章第6節による

● 工 事 概 要

項 目	特 記 事 項					
▶ 1. 電気工作物の種類	○ 一般用電気工作物 ● 事業用電気工作物(自家用電気工作物)					
▶ 2. 工事種目 【一般建物】						
名 称	新 営	改 修	施工の範囲			備 考
電灯設備	● 一式	○ 一式	● 配管	● 配線	● 器具付	
動力設備	● 一式	○ 一式	● 配管	● 配線	● 器具付	
電熱設備	● 一式	○ 一式	● 配管	● 配線	○ 器具付	
雷保護設備	● 一式	○ 一式				
受変電設備	○ 一式	○ 一式				
静止形電源設備	○ 一式	○ 一式				
発電設備	○ 一式	○ 一式				
構内情報通信網設備	○ 一式	○ 一式	○	○ 配線	○ 器具付	
構内交換設備	● 一式	○ 一式	● 配管	● 配線	○ 器具付	
情報表示設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
映像音響設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
拡声設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
誘導支援設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
テレビ共同受信設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
火災報知設備	● 一式	○ 一式	● 配管	● 配線	● 器具付	
中央監視制御設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
防犯入退室管理設備	● 一式	○ 一式	● 配管	● 配線	● 器具付	
構内配電線路設備	● 一式	○ 一式	● 配管	● 配線	● 器具付	
構内通信線路設備	● 一式	○ 一式	● 配管	○ 配線	○ 器具付	
▶ 3. 設備概要	<p>本工程対象建築物の設備概要は下記のとおりとする。</p> <p>なお、改修工事にあつては改修工事後の設備概要を示し、本工程の対象となっていない設備については記載していない。</p> <p>引込（電力） ○ 架空 ○ 地中 引込（通信） ○ 架空 ○ 地中</p> <p>受電方式 ○ 低圧受電（○ 電灯 ○ 動力） ○ 高圧受電 _____ K V</p> <p>受電設備 ○ 非常電源専用受電設備 ○ 屋内 ○ 屋外 ○ キュービクル式 ○ 高圧スイッチギア 変圧器 単相 計 _____ K V A 三相 計 _____ K V A</p> <p>自家発電装置 種別 ○ ディーゼル機関 ○ ガス機関 ○ ガスタービン機関 発電機出力 _____ K V A 燃料 ○ 軽油 ○ A 重油 ○ 灯油 ○ 燃料ガス</p>					

その他発電装置 ○ 燃料電池発電装置
○ 太陽光発電装置
○ 風力発電装置

直流電源装置 ○ 鉛蓄電池 ○ CS形
○ PS形
○ MSE形
○ 長寿命MSE形
○ HSE形
○ アルカリ蓄電池 ○ ポケット式
○ 焼結式
○ 焼結式シール形

直流電源装置の用途 ○ 受変電機器制御電源 ○ 非常用照明

UPS装置 ○ 常時インバータ給電方式簡易形
○ 常時インバータ給電方式
○ ラインインタラクティブ方式
○ 常時商用給電方式

UPS装置の用途 (_____)

照明制御装置 ● 人感センサ ● タイマ
● 明るさセンサ
○ その他 (_____)

幹線設備 電灯 ● 単相3線式200/100V 50Hz
動力 ● 三相3線式200V 50Hz

電熱設備 ロードヒーティング ○ 単相100V
○ 単相200V
○ 三相200V
フロアヒーティング ○ 単相100V
○ 単相200V
○ 三相200V

雷保護設備 受雷部 ● 突針
● 水平導体又はメッシュ導体
引き下げ導線システム
○ 引下げ導線
● 構造体利用引下げ導線

構内情報通信網設備
インタフェース ○ 100BASE-TX ○ 1000BASE-T
○ その他 (_____)

機器 ○ L2スイッチ ○ L3スイッチ ○ ルーター
○ その他 (_____)

構内交換設備

交換装置 ○ デジタルPBX ○ ボタン電話装置
○ IP-PBX ○ VoIPサーバー
実装数/容量数 局線数 _____ / _____
内線数 _____ / _____
電話機 ○ 一般形 ○ 多機能形
○ 停電用 ○ IP電話機

情報表示設備 ○ マルチサイン装置
○ 出退表示装置
○ 時計表示装置 出力回線数 _____ 回線

映像音響設備 ○ 有り ○ 無し

拡声設備 ○ Hi形増幅器 増幅器容量 _____ W
○ 一般放送用 ○ 非常放送用
○ 遠隔操作器 _____ 箇所

誘導支援設備 ○ 音声誘導装置 ○ インターホン
その他機器 [○ テレビインターホン
○ 外部受付用インターホン
○ トイレ等呼出装置
○ 受付呼出装置]

テレビ共同受信設備 アンテナ ○ UHF
○ BS・110°CS
○ CS

火災報知設備

(1) 自動火災報知設備

受信機 P形 1級 15回線

○ 単独盤 ● 複合盤
● 壁掛形 ○ 自立形

副受信機 _____ 台 _____ 回線

● 自動試験機能 ○ 遠隔試験機能
○ GP型3級受信機(住戸内)

発信機 _____ 形 _____ 級 ○ 組込形 ○ 露出形

警報ベル ○ 露出形 ○ 組込形

総合盤 ● 単独 (● 露出 ○ 埋込)

● 消火栓箱組込形 (消火栓箱は別途工事)

(2) 自動閉鎖設備

自動閉鎖装置連動制御器 ○ 単独盤 ● 複合盤

(3) 非常警報設備

○ 一体型 ○ 複合型
○ その他 (○ 非常ベル ○ 表示灯 ○ 起動装置)

(4) ガス漏れ警報設備

施工の範囲 ○ 配管 ○ 配線
○ 基台(警報機は別途)

基台は警報出力接点付き、アダプター付きとする。

ガス種別 ○ LPG ○ 都市ガス

中央監視装置 ○ 警報盤
○ 簡易型監視制御装置
○ 監視制御装置

防犯入退室管理設備 ● センサ ● マグネットスイッチ
○ バイブレーションスイッチ
● パッシブセンサ
● 制御部 ● キースイッチ
○ 暗証番号入力装置
○ 磁気カード
○ ICカード
○ 機器類は施設管理者リース品である。

外灯設備 ○ 架空 ● 地中

ポール種別

● 鋼製塗装 ○ アルミ ○ 溶融亜鉛メッキ塗装

○ 埋込式 ● ベースプレート式

ランプ ● LED

○ その他 (_____)

点滅方式

● 自動式 (○ 自動点滅器 ● タイマ)

○ 手動式

電波障害防除設備

施工方法 ○ 架空配線式 ○ 地中配線式

○ アンテナ対策 ○ CATV

受信点 ○ 当該施設のテレビアンテナより分岐

○ 新設

○ 既設電波障害防除施設より分岐

● 電気設備共通事項

項 目	特 記 事 項							
▶ 1. 電気保安技術者	電気主任技術者を補佐し、工事監督員の承諾を受け電気工作物の保安業務を行う電気保安技術者をおくこと。							
▶ 2. 諸手続	本工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、受注者が代行し速やかに行い、費用は全て受注者の負担とする。							
▶ 3. 試運転調整	この工事に必要な試運転調整の費用は全て受注者の負担とする。							
▶ 4. 足場及び橋類	別契約の関係受注者の定置する足場、棧橋の類は、無償で使用できる。							
▷ 5. 交通誘導警備員	建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を図ること。 なお、交通誘導警備員の区分、配置位置及び設置日数は、次による。 区分： ○ 交通誘導警備員A ○ 交通誘導警備員B 位置： 図面による。 警備員詰所： (○ 設ける ○ 設けない) 表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分の考え方 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>工事現場の出入り口を設ける道路（路線）</th> <th>交通誘導警備員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地（DID）内の路線</td> <td rowspan="2">交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線</td> </tr> <tr> <td>上記以外の路線</td> <td>交通誘導警備員B</td> </tr> </tbody> </table>	工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分	市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A	北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	上記以外の路線	交通誘導警備員B
工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分							
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A							
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線								
上記以外の路線	交通誘導警備員B							
▶ 6. 工事用動力水等	本工事に必要な工事用動力、照明、用水費等は受注者の負担とする。							
▶ 7. 使用機材等	使用する機材は「北海道建設部建築局建築整備課 令和3年度版 設備機材等指定名簿」による。							
▷ 8. 製品の検査	次の機器は原則、工事監督員立会のもとに工場検査を行うこと。 (_____)							
▶ 9. 参考図	図中参考図の寸法は概略寸法とする。							
▷ 10. 発生材の処理	共通事項特記仕様書による。							
▷ 11. 小型2次電池の処理	JBRCの回収システムを利用すること。							
▷ 12. イオン化式感知器の処理	共通事項特記仕様書 第1章 16による。							
▶ 13. 耐震措置	(1) 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（日本建築センター発行）に基づき、耐震施工を行う。（100kgを超える機器については、計算書を提出すること） ○ 一般の施設 ○ 特定の施設 ● 甲類 ○ 乙類 (2) あと施工アンカーの場合は、監督員と事前協議の上使用すること。							

▶ 14. 防災電源（非常電源）	次の設備は防災電源（非常電源）として関係法令等に適合したものであること。 ○ キュービクル等 ○ 蓄電池 ○ 発電装置
▶ 15. 配分電盤・端子盤類	図中に特記がある場合、及び住戸内を除き「電気設備工事（配・分電盤等）標準仕様書 北海道建設部建築局建築整備課令和元年版」を適用する。
▶ 16. 塗装工事	金属管の塗装箇所 * 無し ○ 有り（ _____ ）
▶ 17. 電線及びケーブル	環境配慮形を使用することを原則とする。
▶ 18. 位置ボックス	図面に特記がある場合を除き標準仕様書の使用区分による。 ○ 気密処理を行う。
▶ 19. 配線器具用プレート	図中に特記がない場合は下記による。 住戸内 ○ 合成樹脂製 その他 ○ アルミ合金製 ○ 合成樹脂製 ● 器具等の材質に合わせる
▶ 20. フロアプレート	床ボックスに取付のもの（二重床を除く）は水平高低調整形プレートを用いる。
▶ 21. つりボルト	床下ピット等の湿気のある場所に使用するつりボルトは亜鉛メッキ又はステンレス製とする。
▶ 22. ボルト・ナット等	屋外又はそれに類する場所で使用するボルト、ナット等は亜鉛メッキ又はステンレス製とする。
▶ 23. プルボックス	天井内隠蔽部分及び高所取付のプルボックスの蓋に用いるビスは脱落防止ビスとする。
▶ 24. 結露防止	(1) 断熱材は可能な限り欠損させないこと。ただしこれによりがたい場合は、同等以上の処理を行う。 (2) 断熱処理箇所に使用するインサートは断熱インサートとする。
▶ 25. 呼び線	長さ1m以上の通線を行わない配管には、導入線（樹脂被覆鉄線等）を挿入する。

● 電力設備工事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. フロアコンセント	床： ○ アップ形 ○ プラグ収納形 ○ 上下可動形 ○ ハイテンションアウトレット 床（○Aフロア）： ○ アップ形 ○ プラグ収納形 ○ ハーネス式 材質： ○ アルミ合金 ○ 銅合金 ○ 樹脂 床（ステージ）： ○ プラグ収納形（アルミ合金鋳物プレート製）
▶ 2. タンブラスイッチ	● 大角形連用 （ ○ 住戸内 ● 共用部 ○ ） ○ ワイドハンドル形 （ ○ 住戸内 ○ 共用部 ○ ） 道営住宅階段用は位置表示灯付きとする。
▶ 3. コンセント	特殊コンセントは表示及びプラグ付きとする。 ● 大角形連用 （ ○ 住戸内 ● 共用部 ○ ） ○ ワイド形 （ ○ 住戸内 ○ ） ● 単一形 （ ○ 住戸内 ● 共用部 ○ ）

▷ 4. インバータ装置の規約効率	<p>三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は、原則として下表の数値以上とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>電動機出力(kW)</td> <td>0.4</td> <td>0.75</td> <td>1.5</td> <td>2.2</td> <td>3.7</td> <td>5.5</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>インバータ効率(%)</td> <td>85.0</td> <td>87.0</td> <td>88.5</td> <td>89.5</td> <td>90.0</td> <td>90.5</td> <td>91.0</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電動機出力(kW)</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>18.5</td> <td>22</td> <td>30</td> <td>37</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>インバータ効率(%)</td> <td>91.5</td> <td>92.0</td> <td>92.5</td> <td>93.0</td> <td>93.5</td> <td>94.0</td> <td>94.5</td> </tr> </table>	電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0	電動機出力(kW)	11	15	18.5	22	30	37	45	インバータ効率(%)	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5
電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5																										
インバータ効率(%)	85.0	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0																										
電動機出力(kW)	11	15	18.5	22	30	37	45																										
インバータ効率(%)	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5																										
▶ 5. 雷保護設備適用規格	<p>・電動機の供給電圧は200V又は400V ・インバータ効率は100%負荷時の効率 ● JIS A 4201:2003 保護レベル ○ I ○ II ○ III ● IV ○ JIS A 4201:1992</p>																																
▶ 6. 接地極	<p>A種・B種・C種接地は銅板(900×900×1.5t)とし、それ以外の接地は銅又は銅覆鋼製接地棒とする。</p>																																
▶ 7. 接地極埋設標	<p>(2) 接地極上端の埋設深さは、凍結深度以上とする。ただし、凍結深度0.75m未満の場合は、埋設深さを0.75mとする。 形状は、140H×90W×1.0tとし、文字は刻記、腐食加工とし、設置者名は「石狩西部広域水道企業団」とする。 材質はステンレス製とする。</p>																																
▷ 8. 分電盤等の予備配管	<p>予備の配線用遮断器が4個以下の場合は、(PF22)相当を1本以上、5個以上の場合は、(PF22)相当を2本以上を二重天井内まで立ち上げるものとする。ただし、シャフト内は適用しない。</p>																																
▶ 9. 電動機等への接続	<p>別途工事の電動機等への配線接続は本工事とする。</p>																																
▷ 10. 住戸内の屋内配管及びボックス	<p>○ 内装プレハブ (該当箇所の配管及びボックスについて、専門業者と協議すること。) ○ 内装在来工法</p>																																

○ 発電設備工事

項目	特記事項
▷ 1. 主燃料槽	<p>「危険物規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」によるほか所轄消防署が承認したものとする。 <input type="radio"/> 本工事 <input type="radio"/> 別途工事</p>
▷ 2. 防油堤	

● 通信・情報設備工事

項目	特記事項
▷ 1. 情報用アウトレット	<p>壁: ○ モジュラジャック 床: ○ アップ形 ○ プラグ収納形 ○ その他 床(○Aフロア): ○ アップ形 ○ プラグ収納形 材質: ○ アルミ合金 ○ 銅合金 ○ 樹脂</p>
▶ 2. 電話用アウトレット	

モジュラジャック ○ 6極2芯コンデンサー付き
 6極4芯コンデンサー付き
 ノズルプレート
 床: ○ アップ形 ○ プラグ収納形
 ローテーションアウトレット(亀甲形)
 床(○Aフロア): ○ アップ形 ○ プラグ収納形
 材質: ○ アルミ合金 ○ 銅合金 ● 樹脂

▷ 3. 電波障害防除設備工事の留意事項等	(1) 必要な官庁関係手続きは全て実施する。 (2) 施工にあたっては第3者災害に注意し、作業範囲の安全対策を実施する。 (3) 対策前後のテレビ受信状況写真を提出する。 (4) 工事期間中の電気料金及び電柱借用料金その他は、本工事にて負担する。
-----------------------	--

●	構内配電線路設備 構内通信線路設備
---	------------------------------

項 目	特 記 事 項
▷ 1. 地中線埋設標	形状は140H×90W×1.0tとし、文字は刻記、腐食加工とし、管理者名は「石狩西部広域水道企業団」とする。 材質はステンレス製とする。 (1) シートは、繊維補強付樹脂シートとし、2倍以上重ね合わせ、電圧（通信線路は用途）及び埋設年を表示する。 (2) 埋設シートを設ける範囲は次による。 ○ 高圧又は特別高圧 ● 低圧 ● 通信線路 高圧用・低圧用； コンクリート製（80角×300）の頂部に矢印（赤）を刻印したもの。 通信用； コンクリート製（80角×300）の頂部に矢印（黄）を刻印したもの。 鉄製（舗装面用）；25φ
▶ 2. 標識シート	
▶ 3. ケーブル標識	
▷ 4. 高圧柱上機器仕様	_____ KV _____ A <input type="checkbox"/> 耐塩形 <input type="checkbox"/> 重耐塩形 <input type="checkbox"/> 過電流ロック付 <input type="checkbox"/> 地絡保護装置付 <input type="checkbox"/> 密閉形 <input type="checkbox"/> 耐塩形 <input type="checkbox"/> 重耐塩形
▷ 5. 高圧ケーブルの屋外端末処理仕様	屋内外とも、高圧ケーブルの端末処理者銘板を取り付けること。 ハンドホールにケーブル支持金物（亜鉛メッキ軽量形鋼同等品）を2本以上取り付け、接地する。（低圧を除く） 内外面溶融亜鉛めっき厚鋼電線管とする。（土中は防食テープ巻き） 外灯ポール内には配線用遮断器（防水仕様）を設置する。 施設内の接地幹線からとること。 発生土等の処理 ○ 構外搬出（約 _____ km） 捨て場所（ _____ ） 捨て土ならし <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し ● 構内敷ならし <input type="checkbox"/> 構内指示場所に堆積埋め戻し ● 掘削土の良質土 ○（ _____ ） 管周囲の保護 ● 山砂 <input type="checkbox"/> 掘削土の良質土
▷ 6. 端末処理者銘板	
▷ 7. ハンドホール	
▶ 8. ケーブル保護管	
▶ 9. 外灯遮断方式	
▶ 10. 外灯金属部の接地	
▶ 11. 土工	

● 機器取り付け高さ

項 目	特 記 事 項		
▶ 1. 機器の取付高さは図示のほか下記を標準とする。 これらに該当しない場合は監督員との協議のうえ決定すること。			
	名 称	測 定	取 付 高 (mm)
共電 通力	取引用計器	地上～窓中心	1, 800～2, 000
	引込開閉器	床上～中心	1, 800
電 灯	分電盤	"	1, 500 (上端1, 900以下)
	スイッチ	"	1, 150
	コンセント (一般)	"	500
	" (和室)	"	200
	" (台上)	台上～中心	150
	" (土間)	床上～中心	800～1, 300
	ブラケット (一般)	"	2, 100～2, 500
	" (踊場)	"	2, 500
	" (鏡上)	鏡上端～中心	150
動 力	壁掛形制御盤	床上～中心	1, 500 (上端1, 900以下)
	開閉器箱	"	1, 500
	操作スイッチ	"	1, 300
電 話	端子盤	床上～下端	500
	保安器箱	床上～中心	2, 000
	壁付位置ボックス	"	500
	" (和室)	"	200
	壁付インターホン	"	1, 150
	壁付位置ボックス	"	1, 150
" (和室)	"	200	
時 計 拡 声	壁掛形親時計	"	1, 500 (上端1, 900以下)
	子時計	"	2, 300
	壁掛形スピーカ	"	2, 300
	アッテネーター	"	1, 150
表 示	表示盤	"	2, 300
	壁付発信器	"	1, 150
	ベル・ブザー・チャイム	"	2, 300
	壁付ボタン	"	1, 150
	多目的便所呼出ボタン	"	1, 000
テ レ ビ 受 信	分配器箱	床上～上端	1, 900
	テレビアウトレット	床上～中心	500
	" (和室)	"	200
	収容箱	床上～上端	1, 900
火 災 報 知	受信機・副受信機	床上～中心	1, 500
	総合盤	"	1, 300
	発信機	"	1, 300
	電鈴	"	2, 300

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 札幌市北区屯田町
 2. 工事範囲 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
●	ポンプ場・分水施設	RC造 地下2階地上1階			
○		B2階	651.24	m ²	
○		B1階	666.84	m ²	
○		1階	758.01	m ²	
○		延床面積	2,076.09	m ²	
○		建築面積	768.46	m ²	

内訳

	名称	構造	階数	型別	戸数	延べ面積(m ²)	備考
○				2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸	m ²	
				3LDK	戸	m ²	
				住戸部計	0 戸	m ²	
○				2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸	m ²	
				3LDK	戸	m ²	
				住戸部計	0 戸	m ²	
○				2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸	m ²	
				3LDK	戸	m ²	
				住戸部計	0 戸	m ²	

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ● 有 ○ 無
 4. 指定部分工事
 (1) 工事範囲
 (2) 指定工期 契約日より 令和 年 月 日 まで
 5. 別途工事
 6. 施工区分 (分離発注の場合のみ記入)

※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

項目	工 種						備 考
	建 築	土 木	建 築 機 械	建 築 電 気	プ ラ ン ト 機 械	プ ラ ン ト 電 気	
躯体の設備配管用のスリブ、箱抜等及び珞ル等の充填	●	○	●	●	○	○	補強は建築
上記の補強	●						
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	●						埋込電灯、スピーカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込	●	○	○	○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口	●						
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置	○			●			
設備機器用基礎	●	○	●	○	○	○	プラント機械・電気基礎は別途工事
ルフトレイン排水金物	○		●				
流し台、ユニットバスの排水トラップ							
木製建具枠の取付け							
換気扇等取付枠							
同上 防雪フード							
外壁面入排気ガラリ及び防風板	●		○	○	○	○	
水道検針盤							
灯油集中盤への配線接続							

II 各 工 事

1. 図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 平成31年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書 平成31年版(各工事編)」(以下、「改修標準仕様書」という)、「建築物解体工事共通仕様書 平成31年版」(以下「解体共通仕様書」という)及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和元年10月版)」による。
2. 特記事項の適用については次による。
 - (1) 章は○印を、項目は▷印を塗りつぶしたものを適用する。
 - (2) 特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしのない場合は*印をつけたものを適用する。
 - (3) 特記事項で○印を塗りつぶしたものと、*印のつけたものがある場合は、共に適用する。
 - (4) 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の有無 * 有 ○ 無
5. 次の場合に該当し、発注者が必要と認める場合は、設計変更する。
ただし、概数の確定による変更は除く。
 - (1) 設計図書間に不一致等がある場合
 7. 設計図書に記載されている内容が数量総括表等と一致しない、又は脱漏している場合等
 - (2) 設計図書と現場の状態とに不一致等がある場合
 7. 設計図書により示した条件と現場の状態が一致しないことにより施工方法・範囲の変更を必要とする場合等
 4. 設計図書のとおりに施工することにより施設利用者又は使用者の利便性、安全性を損ねることが判明した場合等
 7. 受注者からの提案に基づく施工方法が設計図書のとおりに施工することより経済性、工法的に合理性があると判明した場合等
- (3) 関係機関等との協議結果による工法変更及び仮設工変更等がある場合
なお、大空間等の仮設工事において施工条件に変更が生じた場合や受注者からの提案がより経済性や工法的な合理性に優れていると認められる場合は、原則として設計変更の対象とする。
6. 関係法令等
 - (1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という)
 - ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「リサイクル法」という)
 - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法(以下「PCB特別措置法」という)
 - ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という)
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ 労働安全衛生法
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 騒音規制法
 - ・ 振動規制法
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 石綿障害予防規則
 - ・ 特定化学物質等障害予防規則
 - ・ 建築基準法
 - ・ 環境基本法
 - ・ 土壌汚染対策法
 - ・ 建設副産物適正処理推進要綱
 - (2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。

7. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

Ⅲ 総合評価方式による必要事項

○ 標準型総合評価方式
技術提案について

1. 技術提案の保護

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、北海道が無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りではない。

2. 責任の所在

発注者が技術提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する落札者の責任が軽減されるものではない。

3. 技術提案に係る履行確認及びペナルティ

○ 簡易型総合評価方式（施工計画審査タイプ）
技術評価項目について

1. 責任の所在

発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2. 技術評価項目に係る履行確認

簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認

当該工事施工中に、監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。

4. 技術評価項目に係るペナルティ

加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

但し、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。

(1) 簡易な施工計画

7. 入札時に加点評価した簡易な施工計画について、不履行が発生し、入札時の評価が下がる場合に減点する。

1. 減点は、1項目当たり最大5点とする。

(2) 主任（監理）技術者

7. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

4. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。

(3) 追加配置した技術者

追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減点する。

(4) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点

7. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

4. 減点は、1項目当たり一律5点とする。

ウ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

○ 簡易型総合評価方式（施工実績審査タイプ）

技術評価項目について

1. 責任の所在

発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2. 技術評価項目に係る履行確認

配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。

3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認

当該工事施工中に、監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。

4. 技術評価項目に係るペナルティ

加評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

但し、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。

(1) 主任（監理）技術者

7. 主任（監理）技術者が交代し、新しく配置された技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に減点する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

4. 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。

(2) 追加配置した技術者

追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減点する。

(3) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点

7. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

4. 減点は、1項目当たり一律5点とする。

ウ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。

第 1 章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 道産材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、道産資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）
▶ 2. 環境への配慮	<p>受注者は本工事において、次の(1)から(4)を順守するとともに、北海道公共建築工事シックハウス対策マニュアルに基づき工事を行うこと。</p> <p>(1) 化学物質を放散させる建築材料等（※1） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（SDS）や成分組成表により確認を行うほか、次の1）から3）を満たすものとする。</p> <p>7. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は工事監督員と協議すること。</p>

4. 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。
5. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。

※1 化学物質を放散する建築材料等

合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／MDF／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤

(2) 環境物品等の調達

本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。

上記における同調達方針として、資材（機材及び材料を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮したものを積極的に選択・使用するように努めること。

(3) 工事中の留意事項

7. 換気の励行

工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。

4. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置

改修工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、工事監督員に速やかに報告するとともに、工事監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。

また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。

(4) 室内空気中の化学物質の濃度測定

室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。

【測定対象化学物質の種類及び指針値】

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m ³ ）
トルエン	0.07ppm（260μg/m ³ ）
キシレン	0.05ppm（200μg/m ³ ）
エチルベンゼン	0.88ppm（3,800μg/m ³ ）
スチレン	0.05ppm（220μg/m ³ ）
パラジクロロベンゼン	0.04ppm（240μg/m ³ ）

※パラジクロロベンゼンは文部科学省対象建築物のみ適用

- 濃度測定 ○ 行う ○ 行わない
- 測定箇所 () 箇所 ※測定する位置は、図示による。
- 測定回数 * 1回 ○ 2回
- 測定時期 ※ 測定を行う時期は、工事監督員の指示による。
- 測定方式 拡散法（パッシブ方式）または厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。
- 分析方法 厚生労働省の示している分析方法による。
（測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。

▶ 3. 地域材の優先使用

本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督員に報告すること。

▶ 4. 合法木材の使用

地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。
木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。

▶ 5. 特別な材料の工法

また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。

設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。

▶ 6. 品質計画

建築基準法に定められた区分等

- ◎ 風 速 ($V_0 = 32 \text{ m/s}$)
- ◎ 地表面粗度区分 (○ I ○ II ● III ○ IV)
- ◎ 垂直積雪量 (140 cm)

▶ 7. 工事写真

工程写真及び完成写真は、北海道建設部監修営繕工事記録写真撮影要領による。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事とすることができる。この場合は、営繕工事記録写真撮影要領別添「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」によるものとする。

▶ 8. 技能士

- (1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告する。

ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。

<職種>

- ◎型枠施工◎鉄筋施工◎防水施工◎内装仕上施工◎サッシ施工・ガラス施工
- ・表装◎塗装・建築板金◎スレート施工・石材施工・建築大工◎とび◎左官
- ・ブロック建築・タイル張・ALCパネル施工・カーテンウォール施工
- ・造園・樹脂接着剤注入施工◎コンクリート圧送施工・れんが積み施工
- ・冷凍空気調和機器施工・建築配管・熱絶縁施工・建築板金（ダクト板金）

- (2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記(1)の書面に添付する。

- (3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。

▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等

受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。

- (1) 労働者の安全衛生教育の徹底を行う。
- (2) 工事現場の安全パトロールの励行を行う。
- (3) 建設機械器具などの危害防止処置の徹底を行う。
- (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (5) 公害防止に努める。
- (6) 公道の汚染防止に努める。
- (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議する。

▷ 10. 交通安全管理
土木工事による

受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。

- (1) 工事着工するに当たり、出来るだけ速やかに工事の施工中の交通安全管理計画を策定し監督職員に提出する。

なお、計画の策定は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。

- (2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告する。

- (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により工事監督員に報告する。

▷ 11. 工事完成時の提出図書等

土木工事による

- (4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。
- (5) 建設機械（ブルドーザー、バックホウ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。

工事完成時の提出図書等は、次により工事監督員に提出する。

- (1) 完成図関係
- ・ 完成のハツ折
 - ・ 教育庁物件及び道営住宅物件 1部
 - ・ その他の物件 2部
 - 新営工事（位置図・配置図・面積表・平面図）
 - 改修工事（位置図・配置図・面積表・改修概要表・改修後平面図・立面図等）
 - ・ 完成図を製本したもの 1部
 - ・ 完成図をA3版に縮小し製本したもの 3部
 - * 道営住宅物件は表紙をラミネート加工とする
 - ・ 設計原図の貸与 * 有り ○ 無し
 - ・ CADデータの貸与 * 有り ○ 無し
 - ・ CADデータの貸与有りの場合
 - * 完成図のCADデータ及びPDFデータ CD-Rによる
- (2) 保全に関する資料（提出部数 * 1部 ○ ___部）
- (3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書）
* 道営住宅物件に適用
各設備の機能が十分発揮しうるよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。
指導案内書 A4判カラーを標準とする 建設戸数+1部
同上データ CD-Rによる 1式

▷ 12. 工事特性・創意工夫・社会性等

土木工事による

- (4) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。
受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性等及び技術力に関する事項について工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

▷ 13. 電力基本料金

本受電から引渡しまでの電力基本料金 ○ 本工事 ○ 別途

▷ 14. 発生材の処理等

土木工事による

発生材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「有効資源利用促進法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。

処分を行った場合は、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を工事監督員に提出すること。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次により、工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告する。

引き渡しを要する範囲： _____

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： _____

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

7. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）
4. 金属くず商許可業者（警察許可）

(3) 特別管理型産業廃棄物

種 類	
処理方法	
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (km)
種 類	
処理方法	
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (km)

(4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種 類	コンクリート塊
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (km)
種 類	アスファルト・コンクリート塊
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (km)
種 類	建設発生木材
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。

(5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種 類	
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (km)
種 類	
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (km)

(6) その他の発生材

種 類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (km)
種 類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (km)
種 類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内 片道運搬距離 (km)

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、建設省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車	
業者名	(○ ○ ○ ○ ○)
許可番号	x x x x x

(8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「有効資源利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出すること。

有効資源利用促進法で定められた一定規模以上の工事
(次表の一つでも該当するもの)

・再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	1, 000 m ³ 以上
砕 石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

・再生資源利用促進計画書

次のような指定副産物を搬出する建設工事

	1, 000 m ³ 以上
コンクリート塊	合計 200 t 以上
アスファルト・コンクリート塊	
建設発生木材	

▷ 15. 特殊な建築副産物

(1) 施工調査

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。 (7.1.3)

なお、施工調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議する。

7. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

1. 分析調査

○ 行う ○ 行わない

(2) 保管 (7.2.1)

原則現場内に保管しないこととし、搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、種類を表示し雨水の掛からない場所とする。

▷ 16. 特殊な建築副産物の回収及び処分

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。 (7.3.1)

(1) フロン (7.3.2)

7. 冷媒

関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。

処理区分	* 回収
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内
	片道運搬距離 (km)

1. 建材用断熱材フロン

処理区分	* 焼却
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内
	片道運搬距離 (km)

(2) ハロン (7.3.2)

ハロン消火設備の消火剤は、ハロン消火設備設置業者に回収を委託。

処理区分	* 回収
処分場所	回収業者名：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(3) イオン化式感知器 (7.3.3)

製造業者に引き渡し。

処理区分	* 引き渡し
処分場所	製造業者名：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(4) 六ふっ化硫黄ガス (7.3.4)

製造業者に回収を委託。

種類	○ 絶縁開閉器 ○ 絶縁変圧器 ○ 受変電機器
処理区分	* 回収
処分場所	製造業者名：
	住 所：

	片道運搬距離	(km)
--	--------	---	-----

(5) PFOS (ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸)) (7.3.5)

種類	○ 泡消火剤	○ その他 ()
処理区分	○ 中間処理	○ 最終処分	
処分場所	【		
	】 総合振興局 (振興局) 管内		
	片道運搬距離	(km)

(6) その他の特殊な建設副産物 (7.3.5)

種類	○			
処理区分	○ 回収	○ その他の処分方法 ()	
処分場所	回収業者名:			
	住 所:			
	片道運搬距離 (km)
	製造業者名:			
	住 所:			
	片道運搬距離 (km)
	【			
	】 総合振興局 (振興局) 管内			
	住 所:			
	片道運搬距離	(km)	

▷ 17. 北海道循環資源利用促進税

土木工事による

▷ 18. 自主施工期間の施工条件

▷ 19. 季節労働者などの雇用

▷ 20. 下請負人等への支払いの適正化

▷ 21. 火災保険等土木工事による

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理する。

自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。

ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を工事監督員と十分協議の上、施工するものとする。

<工種> コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事

工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。

下請負人及び資材業者に対する支払いは現金払いとし、やむを得ず手形払いとする時は、当該手形期間を短く(90日以内)するよう努める。

工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に加入するものとし、取扱は次による。

(1) 付保する保険

工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。

なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。

(2) 保険金

原則として請負代金額とする。

(3) 保険の期間

保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。

工事着手日 ~ 実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始すること)の初日をいう。

完成引渡し ~ 工期に14日追加した日とする。

(4) 対象外工事

次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。

(7) 解体、撤去、分解又は片づけ工事

(1) 外構工事

(5) 保険契約の変更

	<p>保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。</p> <p>(6) 保険証券等の提出 保険契約を締結（変更も含む）した場合は、当該保険証券等の写しを提出しなければならない。</p> <p>(7) 協議 この取扱いにより難しい事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。</p> <p>本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>(1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乘せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。</p> <p>(2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。</p> <p>(3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</p> <p>(4) 契約書第23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。</p>
▶ 22. 法定外の労災保険の付保	
▶ 23. 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用	<p>労働安全衛生法令で定める、墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が原則とされる作業については、墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用すること。</p>
▷ 24. 現場環境改善 土木工事による	<p>魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努める。</p>
▷ 25. 快適トイレの設置	<p>本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。</p> <p>(1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。</p> <p>(2) 快適トイレとは、次のア.及びイ.の各項目を全て満たすものとする。ウ.については、必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。</p> <p>ア. 快適トイレに求める標準仕様</p> <p>(ア) 洋式便座</p> <p>(イ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）</p> <p>(ウ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）</p> <p>(エ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）</p> <p>(オ) 照明設備（電源がなくても良いもの）</p>

- (カ) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）
 - イ. 快適トイレとして活用するために備える付属品
- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (イ) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (ウ) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- (エ) 鏡付きの洗面台
- (オ) 便座除菌シート等の衛生用品
- ウ. 推奨する仕様、付属品
- (7) 室内寸法900×900mm 以上（半畳程度以上）
- (イ) 擬音装置
- (ウ) 着替え台
- (エ) フラッパー機能の多重化
- (オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (カ) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）
- (3) 従来品相当額（10,000円／基・月）を差し引いた設置費用（実費用）が51,000円／基・月（基準額）未満の場合は、その額で設計変更を行う。
 ただし、地域事情など特別な理由があり、実費用が基準額を超える場合は、受発注者協議のうえ、その理由が妥当と判断できる場合に限り、基準額に協議した金額を加算して設計変更を行う。
 なお、ハウス型等で男女別トイレが一体となった快適トイレ（一体型）である場合に限り、基準額の金額を102,000円／基・月と、従来品相当額の金額を20,000円／基・月と読み替える。
- (4) 快適トイレの設置にあたっては、以下に留意する。
 - 7. 男女別で各 1 基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。
 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／現場まで、一体型で 1 基／現場までとする。
 - イ. 具体的な実施内容や設置時期については、施工計画書提出時に、2 の項目を満たすことを確認できる資料を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。
 - ウ. 手配が困難な場合は、監督員と協議のうえ設置しないことができる。

▷ 26. 建設業退職金共済制度
土木工事による

工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。

▷ 27. 工事標識
土木工事による

受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。

工 事 標 識	
工 事 名	
発 注 者	(注 1)
工 事 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受 注 者	
設 計 者	北海道建設部建築局建築整備課 ○○○○○設計事務所 (注 2)
工事監理者	北海道建設部建築局建築整備課 ○○○○○設計事務所 (注 2)
工事現場 連 絡 所	○○○○○現場事務所 (電話) ××局××××

注 1 北海道、北海道教育委員会又は北海道警察本部と記載する。

注 2 設計又は工事監理を設計事務所に委託した場合、事務所名も併せて記載する。

▶ 28. 公共工事労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し北海道に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を北海道が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- (4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

▷ 29. 工事实績情報の登録
土木工事による

受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事实績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に、提出しなければならない。

（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）

▷ 30. 施工体制台帳の整備
土木工事による

建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。（対象工事：工事1件の請負代金額が200万以上の工事）ただし、200万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合は、提出すること。

また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。

▷ 31. 中間検査の実施

(1) 中間検査の実施

本工事において、次の段階で中間検査を実施する。

実施対象建物名称	実施部位	実施時期
○ _____	○ 基礎工事	○ 配筋完了時
○ _____	○ _____ 階	○ 躯体完了時
○ _____	○ _____ 階	○ 鉄骨建方 完了時
○ _____	○ _____ 階	○ _____ 完了時
○ _____	○ _____	○ _____ 完了時

(2) 上記のほか、発注者が中間検査の実施を必要と認めた場合は、別途文書により通知する。

(3) 受注者は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告し、検査に際して「営繕工事中間検査実施基準」（北海道建設部建築局）に掲げる関係資料を準備する。

▷ 32. 抜き打ち検査の実施

(1) 抜き打ち検査の実施

本工事において、次の段階で抜き打ち検査を実施する。

実施対象建物名称	実施部位	実施時期
○ _____	○ 杭工事	杭工事施工中
○ _____	○ _____	

▶ 33. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。

また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。

(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。

▶ 34. 重点的な監督業務の実施	公共工事の品質確保のために、重点的な監督業務の対象工事に指定された場合は、「建設部建築局営繕工事重点監督実施要領」を適用する。
▶ 35. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応	<p>なお、対象工事に指定した場合は、別途文書により通知する。</p> <p>受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。</p>
▷ 36. 電子納品 土木工事による	<p>北海道建設部建築局制定の「営繕工事電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、工事書類を電子成果品として納品する。</p> <p>(1) 電子納品の対象書類 電子納品の対象書類は、工事写真及び完成図面を基本とするが、詳細については「ガイドライン」を参考にし、工事監督員と協議の上、決定するものとする。</p> <p>(2) 情報共有 7. 情報共有の対象書類は「ガイドライン」に示すとおりとするが、詳細については工事監督員と協議の上、決定する。</p> <p>4. 本工事における情報共有は、電子メールを利用する。なお、受注者側の通信環境などから、施工・管理する上で効率化が期待できない場合は、工事監督員との協議によりデータ授受の方法やデータ種類を決定する。</p> <p>(3) 要領・基準 電子納品は、「ガイドライン」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省で定めている「営繕工事電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】」を準用する。</p> <p>(4) 電子納品・情報共有実施に伴う環境整備 7. 受注者は、電子納品及び情報共有を行うにあたり、必要なハード環境及びソフト環境を予め保有している、又は手配可能であること。</p> <p>4. 本工事の契約締結後、受注者は「ガイドライン」に基づき、着手時チェックシートによりインターネット環境や利用ソフト、情報共有対象書類、電子納品対象書類等について工事監督員と協議すること。</p> <p>(5) 電子納品 本工事の電子納品対象書類は、電子媒体（CD-R等）により2部を市販ファイル（A4版）に綴じて提出する。</p> <p>(6) 調査への協力 受注者は、電子納品及び情報共有等に関し、工事監督員から調査依頼があった場合、特段の理由がない限りその調査に応じなければならない。</p> <p>(7) その他 電子納品及び情報共有の遂行にあたり疑義が生じた場合は、工事監督員と十分協議すること。</p>
▷ 37. 「営繕工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用の積算方法等」の試行について	<p>地域外（遠隔地）からの建設資材調達に係る設計変更について（試行）</p> <p>(1) 建設資材の安定的な確保を図るために地域外（遠隔地）から調達せざるを得ない場合には、事前に工事監督員と協議すること。その場合、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>(2) 本試行の対象となる建設資材は、生コンクリート・鉄筋・鉄骨・アスファルト合材・石材等（砂、砂利、割栗石等）及び仮設材（運搬に要する費用のみ）とする。</p>

▷ 38. 「営繕工事における地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について

- (3) 受注者の責に帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

- (1) 本工事は、今後、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策について変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。
なお、当該試行による変更項目は、次による。

(実績変更対象項目)

共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用

現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

※労働者確保が出来ず、安易に地域外から確保しても、工事施工箇所の地域において労務のひっ迫状況が確認されなければ、労働者確保に要する費用の設計変更はできません。

- (2) 受注者から協議を受け、設計変更が必要と認められる場合は、次のとおりとする。

7. 発注者は、実績変更対象項目について特記仕様書により、積算方法を明確にすることとする。

4. 受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じ、北海道建設部営繕工事共通費積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更をすることがあるので、受注者は、労働者確保に要する費用の設計変更を希望する場合は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」（様式1-2）及び「労働者確保に係る実施計画書（詳細内訳）」（様式1-3）を工事施工打ち合わせ簿に添付し工事監督員に提出する。受注者は、「労働者確保に係る実施計画書」等の提出時には、入札時に立案した予算計画における各費用の内訳がわかる資料（見積書等）を整理し保管すること。

ただし、労働者確保に要する方策に変更が生じても、設計変更を希望しない場合は、上記様式の提出は不要とし、工事打合せ記録簿で確認を行う。

ウ. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出出来ない場合は、原則、労働者確保に要する費用の設計変更は行わない。

エ. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出した受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、速やかに、適正な工事の実施が困難になった理由を工事打合せ記録簿に記載し、工事監督員に提出し協議を行う。

オ. 受注者は、工事監督員と協議を行い、労働者確保に要する費用の設計変更が必要と認められた場合、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を請求する際は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書」（様式2-1）、「労働者確保に係る実績報告書（詳細内訳）」（様式2-2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を、工期末の30日前までに工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

カ. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

キ. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

費目	実績変更対象項目	当初積算方法	
共通仮設費	仮設用借地料 (準備費)	(地域外労働者確保に要する)現場事務所(敷地外)、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	○当初積算では計上していない。
	宿舎費 (仮設建物費)	(地域外労働者確保に要する)労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用 (労働者送迎費:労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む))	○当初積算では計上していない。
現場管理費	募集及び解散に要する費用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する)労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当	○当初積算では計上していない。 (地域外労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費率に含む)
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する)労働者の食事補助、交通費の支給	○当初積算では計上していない。 (地域外労働者以外にかかる賃金以外の食事、通勤等に要する費用については現場管理費率に含む)

▷ 39. 週休2日モデル工事

- (1) 建築、電気及び管工事のうち、受注者が希望する工事を「週休2日モデル工事」の対象とする。
- (2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、監督員に申し出のうえ「週休2日モデル工事」として施工できる。
- (3) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 対象期間とは、工期内において、現場における準備作業(現場事務所や仮設資材の搬入・設置等)に着手した日から後片付け作業(現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等)を終えた日までの期間をいう。なお、年末年始6日間(12月29日～1月3日)及び夏季休暇3日間(8月13日～15日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- (5) 4週8休以上とは、対象期間における現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
[現場閉所率の算定方法]
$$K(\%) = A / B$$
 ※K:現場閉所率(%)
A:対象期間における現場閉所日数
B:対象期間の日数
- (6) 現場閉所とは、現場作業を行っていない日とするため、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業や現場事務所での書類整理等の事務的内業を除き、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

- (7) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- (8) 発注者は、以下の①～③までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。
7. 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）
補正係数1.05
4. 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）
補正係数1.03
- ウ. 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）
補正係数1.01
- (9) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
7. 工事着手前
- ・ 受注者は、現場閉所予定日を記載した計画工程表を施工計画書に添付し監督員へ提出する。
 - ・ 監督員は、受注者より受領した計画工程表により、週休2日が確保されていることを確認する。
 - ・ 「対象期間」の設定として、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日及び後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者との協議により決定する。
4. 工事着手後
- ・ 受注者は、監督員による現場閉所の状況等の確認のため工事週報等に「現場閉所日」を記載し、監督員に提出する。
 - ・ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された工事週報等により、定期的に現場閉所の状況、対象期間における現場閉所日数を確認する。
- (10) 「週休2日モデル工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
- (1) 執務並行改修工事において、施設管理者の要望等により施工時期や施工時間が制限され、工期等を遵守するためやむを得ず時間外及び深夜（以下、時間外等という。）の作業をせざるを得ない場合において、必要な時間外労働及び深夜労働に係る労務費の割増分に相当する費用について次により設計変更を行う。
なお、設計図書に施工時期・施工時間等の施工条件について記載があるもの及び小規模な修繕工事は除く。
- (2) 受注者は、時間外等の作業を行う計画がある場合、事前に工事監督員と協議すること。
その場合、工事監督員に次の書類を提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
7. 施設管理者からの要望等の内容を記載した打合せ記録簿
4. 制限される施工時期・施工時間により遅延する工程を記載した工事工程表
- ウ. 時間外等作業の計画を記載した時間外等作業計画書
- エ. その他、工事監督員が求める書類
- (3) 受注者は、設計変更の手続き後に時間外等作業を実施すること。また、時間外等作業終了後は、工事監督員に次の書類を提出又は提示し、実施状況を報告すること。

▷ 40. 「執務並行改修工事における時間外及び深夜の作業に係る労務費の積算方法等」の試行について

7. 時間外等作業の実施内容を記載した時間外等作業実施報告書
- イ 7. の状況が確認できる作業日報等の作業記録の提示
- (4) 工事監督員等との協議の結果設計変更が認められない場合、受注者は再度施設管理者と調整を行う。
- (5) 時間外等作業に係る割増分労務費の算出方法は次のとおりとする。

時間外（深夜）割増分労務費 = (労務単価 × K) × 作業時間数

※ K（割増賃金係数）= 割増対象賃金比 × 1 / 8 × 割増係数

※ 労務単価及び割増対象賃金比は、「公共工事設計労務単価表（農林水産省・国土交通省）」の職種別単価及び別表-1「割増対象賃金比」の数値を採用する。

※ 割増係数は、時間外0.25、深夜0.25とする。（積算標準単価に平均的能力の作業員による標準作業量の労務費が含まれているため、時間外労務費の割増係数は、割増分のみ（1.25-1=0.25）とする。）

- (6) 受注者の責に帰すべき理由による時間外等作業については、設計変更の対象としない。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

防寒養生は、次の範囲とする。

(1) 養生期間

12月16日から3月15日を原則とする。

ただし、12月16日以前と3月15日以降において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする

なお、寒中コンクリートの養生期間については、第6章コンクリート工事の期間

(2) 養生方法

7. 仮囲 ● 上家仮囲 (* 単管足場+コンパネ+シート程度)
○
- 側仮囲 (* ビニールシート ○ コンパネ)

4. 採暖 ● 外部採暖 ○ 内部採暖

次に示した項目は、必要に応じて設計変更できるものとする。

(1) 対象期間

* 夏期(6月1日～8月31日)

(2) 対象項目

- ・ 遮光ネット
- ・ ドライミスト
- ・ 暑さ指数(WBGT値)の計測値の設置

※ いずれの項目もリース代を対象とする

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合で、追加費用を要する際には、実施内容についてあらかじめ発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、施工計画書に反映させること。
なお、必要と認められる対策については設計変更できるものとする。

▶ 41. 防寒養生

▷ 42. 夏期の熱中症対策
土木工事による

▷ 43. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

▷ 44. 北海道インフラゼロ
カーボン試行工事について

- (1) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。
- (2) 工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案・協議し取組を実施することができる。
実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認すること。

- (3) 試行を実施する場合は、次のとおりとする。
7. 受注者は計画書を作成し、この計画書を工事打合せ記録簿に添付し、工事監督員と協議する。
 - イ. 工事監督員（総括監督員）は、7. の協議があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再協議できる。
 - ウ. 受注者は、イ. で提案・協議した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。
 - エ. 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員（総括監督員）に「実施状況報告書」を提出する。「実施状況報告書」には、ウ. で撮影した写真を添付する。
 - オ. 工事監督員（総括監督員）は、「実施状況報告書」により、イ. で提案・協議された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施行成績評定の「6. 社会性等」の該当評価項目を加点評価する（ただし、工事施工成績評定を行わない場合を除く。）。
 なお、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合又はイ. の提案・協議がない場合には、加点評価は行わない。
- (4) 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

▶ 45. その他

- (1) ゴム製品等に係る品質確認について
- 1) ゴム製品等の品質確認等
 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、工事監督員の確認を得るものとする。
 なお品質証明において、以下の試験及び検査を行う際、製品に応じて必要な規格（計測項目）について取得するものとする。
 通常状態での試験（常態試験）～ 硬さ、比重、引張強度、伸び
 熱老化試験～ 熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）
 圧縮永久ひずみ試験～ 圧縮による残留歪み
 製品検査～ 外観、寸法、性能
 - 2) ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い
 第三者による品質証明書類を提出し工事監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

● 第2章 仮設工事

項目	特記事項							
<p>▷ 1. 監督員事務所及び備品等</p> <p>▶ 2. 工事用水</p> <p>▶ 3. 工事用電力</p> <p>▶ 4. 指定仮設</p> <p>▶ 5. 足場</p> <p>▷ 6. 交通誘導警備員 土木工事による</p>	<p>(1) 監督員事務所 * 設ける ○ 設けない (○ 10㎡ ○ 20㎡ ○ 35㎡ ○ 65㎡ ○ 100㎡) 程度</p> <p>(2) 備品は次に掲げるものの中から工事監督員との協議による。 机・椅子・書棚・黒板・寒暖計・ゴム長靴・雨合羽・保護帽・懐中電灯・安全帯・受注者加入電話の子機・衣類ロッカー・暖房機器・消火器・湯沸器・掃除機等</p> <p>構内既存の施設 ○ 利用できる (* 有償 ○ 無償) * 利用できない</p> <p>構内既存の施設 ○ 利用できる (* 有償 ○ 無償) * 利用できない</p> <p>土木仮設計画図による。 足場を設ける場合には、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」(厚生労働省平成21年4月策定)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を図ること。 なお、交通誘導警備員の区分及び配置位置は、次による。 区分：○ 交通誘導警備員A ○ 交通誘導警備員B 位置：図面による。 警備員詰所：(○ 設ける ○ 設けない) 表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分の考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事現場の出入り口を設ける道路(路線)</th> <th>交通誘導警備員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地(DID)内の路線</td> <td rowspan="2">交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>北海道(各方面)公安委員会告示による認定路線</td> </tr> <tr> <td>上記以外の路線</td> <td>交通誘導警備員B</td> </tr> </tbody> </table>	工事現場の出入り口を設ける道路(路線)	交通誘導警備員区分	市街地(DID)内の路線	交通誘導警備員A	北海道(各方面)公安委員会告示による認定路線	上記以外の路線	交通誘導警備員B
工事現場の出入り口を設ける道路(路線)	交通誘導警備員区分							
市街地(DID)内の路線	交通誘導警備員A							
北海道(各方面)公安委員会告示による認定路線								
上記以外の路線	交通誘導警備員B							

○ 第3章 土工事

項目	特記事項
<p>▶ 1. 埋戻し及び盛土</p> <p>▶ 2. 建設発生土等の処理</p> <p>▷ 3. 山留め壁等</p>	<p>○ A種 * B種 ○ C種 ○ D種 (3.2.3)(表3.2.1) C種の場合(建設発生土受入量： _____ m³ (発生場所： _____)</p> <p>● 場外搬出 約 10.3 km (捨て場所住所： 石狩市志美483) (管理者： 札幌石狩砂利協同組合) 捨て土均し(● 有り ○ 無し) (3.2.5)</p> <p>○ 構内敷均し ○ 構内指示の場所に堆積(図示による)</p> <p>○ 工法その他： _____ (3.3.3) * 存置しない ○ 存置する</p> <p>○ 鋼矢板抜き跡の処理 * 砂充填 ○ _____</p>

● 第4章 地業工事

項目	特記事項
<p>▶ 1. 試験杭</p>	<p>(1) 試験杭の位置・数量は、杭伏図等による。(4.2.2)</p> <p>(2) 元請建設業者及び基礎杭工事の施工体制に係る全ての下請業者の主任技術者が立ち会うこと。</p>

▶ 2. 工事監督員の立会い

▶ 3. 杭の載荷試験

▷ 4. 地盤の載荷試験

▶ 5. 既製コンクリート杭地業

- (3) 電流値の変化、根固め液の調合及び注入量、付着している土砂、支持層等の位置等について確認すること。
 (4) 元請建設業者は、試験杭の結果を基に、本杭の施工における孔径、掘削深さ、建込み中の鉛直度、高止まり量、セメントミルク量、施工時間等の管理基準値を定めること。
 杭の種類・断面・長さは本杭と同じとする。

- (1) 工事監督員が立会いする杭は次による。
 試験杭
 地盤の状態等を踏まえ、発注者と受注者が協議して定める杭
 * 行わない 行う (4.2.3)

- (1) 試験の種類 (鉛直載荷試験 水平載荷試験)

- (2) 試験の方法 _____

- (3) 試験箇所 _____
 * 行わない 行う (4.2.4)

- (1) 試験位置及び載荷荷重 _____

- (2) 試験方法 _____

- (1) 本杭の位置・数量・種別・断面・長さ及び長期設計支持力は、杭伏図等による。

- (2) 本工事に使用する杭の種類等は、次による。 (4.3.2)

該当	種類の記号	種類	区分
●	構造図による		
○			
○			

- (3) 施工方法
 セメントミルク工法 (支持地盤は図面による) (4.3.4)
 特定埋込杭工法 (支持地盤は図面による) (4.3.5)

- プレポーリング拡大根固工法
 (杭周固定液 使用する 使用しない)

- _____

(杭の水平方向の位置ずれは、___mm以下とする。)
 (ずれが、___mmを超えた場合は、工事監督員の指示を受けること。)

- 継手 (4.3.6)
 アーク溶接
 無溶接継手

工法: _____

- (4) 杭頭の処理 (4.3.7)

杭頭が所定の高さより高く杭頭処理が必要な場合は、杭本体を傷めないように、杭頭の上端がなるべく平らになるよう所定の高さに切りそろえる。

- (5) 施工にあたって、次に掲げる事項について工事監督員の承諾を受けること。

7. 施工体制

- (7) 下請業者の体制 (電流計の方式に関わらず、専属の担当者を配置することを指導する。やむを得ずアナログ式電流計を使用する場合は、必ず電流計の動作確認や記録紙の保管を行う専属の担当者を配置する。)

- (4) トラブル時の連絡体制

4. 施工方法

- (7) 元請建設業者の立ち会い

- (4) 電流計データの取得方法 (積分電流計の使用を要請する。)

- (7) 支持層等到達の判断方法

- (4) トラブル時の対処方法

- (4) 施工状況の報告

- (6) 施工状況の報告時期、報告内容及び報告方法は、工事監督員の指示による。

▷ 6. 鋼杭地業

- (1) 本杭の位置・数量・種別・断面・長さ及び長期設計支持力は、杭伏図等による。

- (2) 施工方法

	○ 特定埋込杭工法 (4.4.4)
▷ 7. 場所打ちコンクリート杭地業	○ _____ (1) セメントの種類 (4.5.3) * 高炉セメントB種 ○ _____ (2) コンクリートの種別 ○ A種 ○ B種 (4.5.3) (表4.5.1) (3) 設計基準強度 _____ N/mm ² (4.5.3) (4) 掘削工法 (支持地盤は図面による) (4.5.4) ○ アースドリル工法 (4.5.4) (安定液 * 使用する ○ 使用しない) (4.5.4) ○ リバース工法 (4.5.4) ○ オールケーシング工法 (4.5.4) (孔内の水張 * 行う ○ 行わない) ○ _____ (5) 孔壁測定 ○ 行う (○ 超音波測定器 ○ _____) ○ 行わない
▶ 8. 砂利地業	(1) 材料 ○ 再生クワツヤラシ ○ 切込砂利 ● 切込碎石 (4.6.2) (2) 粒径 C-40程度 (3) 砂利地業の厚さ (4.6.3) * 60mm ● 200mm ● 150mm (オイルタンク下)
▷ 9. 砂地業	(1) 材料 (4.6.2) ○ 山砂 ○ 川砂 ○ 砕砂 (2) 砂利地業の厚さ * 60mm ○ mm (4.6.3) * 適用する (範囲は図示による) (4.6.5)
▷ 10. 床下防湿層	
▶ 11. 捨コンクリート地業	(1) コンクリートの厚さ * 50mm ○ _____mm (4.6.4) (2) コンクリートの種別は6章14節「無筋コンクリート」による。

● 第5章 鉄筋工事

項目	特記事項						
▶ 1. 鉄筋の種類	鉄筋の規格 (5.2.1) * JIS G 3112規格品 ○ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 鉄筋の種類の記事号 ● SD295A (D 10 ~ D 16) ● SD345 (D 13 ~ D 19) ○ SD _____ (D _____ ~ D _____)						
▶ 2. 溶接金網	網目形状及び寸法 100×100mm 鉄線の径 6mm (5.2.2)						
▶ 3. 鉄筋の継手及び定着	(1) 鉄筋の継手 (5.3.4) <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用径 (mm)</th> <th>接合方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D16以下</td> <td>* 重ね継手 ○ ガス圧接継手 ○ 機械式継手 ○ 溶接継手</td> </tr> <tr> <td>D19以上</td> <td>○ 重ね継手 * ガス圧接継手 ○ 機械式継手</td> </tr> </tbody> </table> (2) 鉄筋の継手の位置: 構造図面による (5.3.4) (3) 柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さ: (5.3.4) * 図示 ○ _____ (4) 鉄筋の定着の長さ: (5.3.4) * 図示 ○ _____	適用径 (mm)	接合方法	D16以下	* 重ね継手 ○ ガス圧接継手 ○ 機械式継手 ○ 溶接継手	D19以上	○ 重ね継手 * ガス圧接継手 ○ 機械式継手
適用径 (mm)	接合方法						
D16以下	* 重ね継手 ○ ガス圧接継手 ○ 機械式継手 ○ 溶接継手						
D19以上	○ 重ね継手 * ガス圧接継手 ○ 機械式継手						
▶ 4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	(1) 軽量コンクリートで土に接する部分 (5.3.5) ● なし ○ 有り 適用箇所 _____ 最小かぶり厚さに加える厚さ _____mm (2) 耐久性上不利な部分 (塩害等を受けるおそれのある部分等) ● なし ○ 有り 適用箇所 _____ (5.3.5) 最小かぶり厚さに加える厚さ _____mm (3) 鉄筋相互のあき (機械式継手及び溶接継手の場合) (5.3.5)						

▷ 5. 機械式継手	* 図示 ○ _____ (1) 機械式継手の種類及び工法 (5. 5. 2) ○ _____ (2) 品質の確認方法 (5. 5. 2) * 図示 ○ _____ (3) 不良となった継手の修正方法等 (5. 5. 2) * 図示 ○ _____
▷ 6. 溶接継手	(1) 溶接継手の工法 (5. 6. 3) ○ _____ (2) 品質の確認方法 (5. 6. 3) * 図示 ○ _____ (3) 不良となった継手の修正方法等 (5. 6. 3) * 図示 ○ _____
▷ 7. 既製コンクリート杭の杭頭補強	* 構造図面による。
▶ 8. 補強筋	(1) 壁開口部 * 構造図面による。 (2) 床開口部 * 構造図面による。 (3) 梁貫通孔 * 構造図面による ○ 建設技術評価制度「鉄筋コンクリート造の梁貫通補強材の開発」において評価を取得したもの、又は同等の性能を有するもの (4) その他 * 構造図面による。
▶ 9. 圧接完了後の試験	* 超音波探傷試験 ○ 引張試験 (5. 4. 10)

● 第 6 章 コンクリート工事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. コンクリートの種類	(1) コンクリートの種類 * I 類 ○ II 類 (6. 2. 1) (表6. 2. 1) ※ JIS認定表示工場で、かつ、(社)コンクリート工学協会から認定されたコンクリート主任技士又はコンクリート技士あるいはこれらと同等以上の技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定することとし、これにより難しい場合は工事監督員と協議すること。 (2) 気乾単位容積質量による種類 (6. 2. 1(2)) * 普通コンクリート ○ 軽量コンクリート (3) 建築基準法第37条第二号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたコンクリート (6. 2. 1(3)) ○ _____
▶ 2. コンクリートの強度	(1) 設計基準強度 F_c (N/mm ²) の値は次のとおりとする。 (6. 2. 2) ○ 18 N/mm ² 施工部位： _____ * 21 N/mm ² 施工部位： 地下オイルタンク * 24 N/mm ² 施工部位： 建築躯体コンクリート ○ _____ N/mm ² 施工部位： _____ (2) 調合管理強度及び調合強度は (6. 3. 2) による。 (表6. 3. 2) (3) スランブ (6. 2. 4) (表6. 2. 2) 基礎、地中ばり ⊛ 15 cm ○ 18 cm 柱、はり、床、壁 * 18 cm (4) 住棟部分のコンクリートの水セメント比は、50%以下とすること。 (住宅性能評価 劣化対策等級 (構造躯体等) 等級3)
▶ 3. 構造体コンクリート仕上がり	(1) コンクリート表面の仕上がり状態 (6. 2. 5) (表6. 2. 4) ○ A種 * B種 ○ C種 (6. 2. 5(2)) (表6. 2. 4)

▶ 4. コンクリートの材料

- (2) コンクリートの仕上がりの平たんさ
 a種 * b種 c種 (6.2.5(4)) (表6.2.5)
- (1) セメント (6.3.1)
7. セメント
 * 普通ポルトランドセメント A種 (6.3.1) (表6.3.1)
- セメント名 _____
1. _____ (6.3.1)
- (2) 骨材 (6.3.1(2))
7. 砂利及び砂のアルカリシリカ反応性区分 * A B
1. 砕石及び砕砂のアルカリシリカ反応性区分 * A B
- ※ 試験機関は、公的機関又はこれに準ずる機関（大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、中小企業近代化促進法又は中小企業近代化資金助成法に基づく構造改善計画等によって設立された共同試験場、その他信頼に値する機関）であること。
- (3) 骨材の最大寸法 * 25mm 20mm
- (4) 混和剤
7. 混和剤の種類 (6.3.1(4))
 * JIS A 6204 AE減水剤又は高性能AE減水剤
 化学混和剤の塩化物イオン量による区分 I種
 その他 ()

▶ 5. コンクリートの調査

- (1) 構造体強度補正值 (S) は次による (表6.3.2)

セメントの種類	コンクリート打込から材齢28日までの期間の平均気温θの範囲 (°C)	
普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種 フライッシュセメントA種	$0 \leq \theta < 8$	$8 \leq \theta$
早強ポルトランドセメント	$0 \leq \theta < 5$	$5 \leq \theta$
中庸熱ポルトランドセメント	$0 \leq \theta < 11$	$11 \leq \theta$
低熱ポルトランドセメント	$0 \leq \theta < 14$	$14 \leq \theta$
高炉セメント B種	$0 \leq \theta < 13$	$13 \leq \theta$
フライッシュセメント B種	$0 \leq \theta < 9$	$9 \leq \theta$
普通工セメント	$0 \leq \theta < 6$	$6 \leq \theta$
構造体強度補正值(S) (N/mm ²)	6	3

▶ 6. 打継ぎ

目地寸法 (6.6.4)

▶ 7. 型枠

- * 図面による _____
- (1) 型枠一般 (6.8.1)
- 外部に面するコンクリートの打増し厚さ
 * 図面による _____
- ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法
 * 図面による _____
- (2) 材料 (6.8.2)
- 「コンクリート型枠用合板の規格」による表面加工品
- 「コンクリート型枠用合板の規格」によるB-C品
 * 厚さ 12mm _____ mm
- 床型枠用鋼製デッキプレート (6.8.2(3))
 * 図面による _____
 (建設技術評価「鉄筋コンクリート建築物等における床型枠用鋼製デッキプレートの開発」において評価取得したもの)
- 断熱材兼用型枠材
 材種 _____ 厚さ _____ mm
 施工箇所: _____
- ハーフPC床版 施工箇所: * 図面による
- MRC工法用シート
 * 合成樹脂気泡性緩衝シート

- その他 ()

施工箇所： * 図面による ○ _____

(3) スリーブの材料

* 材種及び規格は次による (表6. 8. 1)

材種	規格等	
鋼管	JIS G 3452 (配管用炭素鋼管) の白管	
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) のVU	
溶融亜鉛メッキ鋼板	径200mm以下	厚 0. 4mm以上
	径200mmを超え350mm以下	厚 0. 6mm以上
つば付鋼管	JIS G 3452の黒管に厚さ6mm以上、つば幅50mm以上の鋼管を溶接したもの	

▷ 8. 軽量コンクリート

(6. 10. 1)

(1) 適用

○ 適用する 適用箇所 _____

(2) 種類及び品質

* 種類及び品質は次による
軽量コンクリートの種類

種類	骨材		気乾単位容積質量の範囲の標準 (t/m ³)
	細骨材	粗骨材	
1種	細砂、高炉スラグ細骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ細骨材及び砂	人工軽量粗骨材	1. 8~2. 1
2種	人工軽量細骨材又はこれに1種の細骨材を加えたもの	人工軽量粗骨材	1. 4~1. 8

(3) スランプ

* 21 cm ○ _____ cm

▷ 9. 寒中コンクリート

(6章11節)

○ 適用する

適用期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

* 調合管理強度及び調合強度は標準仕様書6. 3. 2による。
○ 積算温度の適用 _____

▷ 10. 暑中コンクリート

(1) 適用 (6章12節) (6. 12. 2)

○ 適用する

(2) 構造体強度補正值 (S)

* 6 N/mm² ○

▷ 11. マスコンクリート

(1) 適用 (6章13節)

○ 適用する

適用箇所 _____

(2) 構造体強度補正值 (S) は次による (表6. 13. 1)

セメントの種類	コンクリートの打込から材齢28日までの期間の平均気温θの範囲 (° C)			
	0 ≤ θ < 8	8 ≤ θ	—	—
普通ポルトランドセメント	—	—	—	暑中期間
中庸熱ポルトランドセメント	—	0 ≤ θ	—	—
低熱ポルトランドセメント	—	—	0 ≤ θ	—
高炉セメント B種	—	0 ≤ θ	—	暑中期間
フライッシュセメント B種	—	0 ≤ θ	—	暑中期間
構造体強度補正值 (S) (N/mm ²)	6	3	0	6

▶ 12. 無筋コンクリート

(1) 適用 (6. 14. 1)

○ 適用する

(2) コンクリートの種類

* 普通コンクリート ○ _____

(3) 無筋コンクリートの適用

施工部位	設計基準強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)
● 埋設オイルタンク捨てコンクリート	* 18 ○	* 15 ○ 18
○ ラップルコンクリート	* 18 ○	* 15 ○ 18
○ 防水押えコンクリート	* 18 ○	* 15 ○ 18
● ホップ井無筋コンクリート	* 18 ○	* 15 ● 12

※ ラップルコンクリートは(6. 9. 3)コンクリートの強度試験を適用する。

▷ 13. 流動化コンクリート

(1) 適用

○ 適用する

○ 第 7 章 鉄 骨 工 事

項 目

特 記 事 項

▷ 1. 鉄骨製作工場

鉄骨加工業者の資格 (7.1.3)

建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鐵構工業会)又は(株)日本鉄骨評価センターの「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場とする。

○ S ○ H ○ M ○ R ○ J 以上とする

▷ 2. 施工管理技術者

* 適用する ○ 適用しない (7.1.4)

▷ 3. 鋼材

(1) 鋼材の種類は次による。 (7.2.1) (表7.2.1)

該当	規格番号	規格名称等	種類の記号
○	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS400, SS490, SS540
○	JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	SM400A, SM400B, SM400CSM490A SM490B, SM490C, SM490YA, SM490YB SM520B, SM520C
○	JIS G 3114	溶接構造用耐候性 熱間圧延鋼材	SMA400AW, SMA400AP, SMA400BW, SMA400BP, SMA400CW, SMA400CP SMA490AW, SMA490AP, SMA490BW, SMA490BP, SMA490CW, SMA490CP
○	JIS G 3136	建築構造用圧延鋼材	SN400A, SN400B, SN400C, SN490B, SN490C
○	JIS G 3138	建築構造用圧延棒鋼	SNR400A, SNR400B, SNR490B
○	JIS G 3350	一般構造用軽量形鋼	SSC400
○	JIS G 3353	一般構造用溶接軽量H形鋼	SWH400
○	JIS G 3444	一般構造用炭素鋼鋼管	STK400, STK490
○	JIS G 3466	一般構造用角形鋼管	STKR400, STKR490
○	JIS G 3475	建築構造用炭素鋼鋼管	STKN400W, STKN400B, STKN490B
○	—	上に掲げるもののほか、建築基準法に基づき指定又は認定を受けた構造用鋼材又は棒鋼	—

(2) 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験 (7.2.10)

○ 行う * 行わない

▷ 4. 高力ボルト

(1) 種類 (7.2.2)

○ トルシア形高力ボルト

JSS II 09により、建築基準法に基づき認定を受けたものとする。

○ J I S形高力ボルト セットの種類は2種 (F10T) とする。

○ 溶融亜鉛めっき高力ボルト セットの種類は1種 (F8T相当) とする

○

(2) ねじの呼び (表7.2.2)

締め付け長さに加える長さ

適用	ねじの呼び	トルシア形高力ボルトの場合 (mm)	JIS形高力ボルト又は 溶融亜鉛めっき高力ボルト (mm)
○	M12	—	25
○	M16	25	30
○	M20	30	35
○	M22	35	40
○	M24	40	45

▷ 5. 普通ボルト

(7.2.3)

(1) ボルト及びナット材料等

(表7.2.3)

規格番号 規格名称	ボルト	ボルト
	JIS B 1180 (六角ボルト) 付属書JA(規定) F1SN4014~	JIS B 1180 (六角ボルト) 付属書JA(規定) F1SN4032~F1SN4036及びF1

	ISO4018, ISO86760YOB11ISO8765 [よらない六角ボルト]	ISO8673~ISO8765によらない六角ボルト]
種類	並形六角ボルト	並形六角ナット
材料区分	鋼製	鋼製
強度区分	4.6又は4.8(JIS B 1051)	5 T (JIS B 1181)
ねじの公差域クラス (JIS B 0205-4及び JIS B 0209-1)	6 g	6 H
仕上げの程度	中	中

- (2) ボルトの形状及び寸法
ねじの呼び (7.2.3)
* 図示 ○ _____ (7.3.2)
- (3) ボルト孔 (7.3.8)
母屋又は胴縁の取り付けに使用する孔径 _____ mm
- ▷ 6. アンカーボルト (1) 構造用アンカーボルト (7.2.4)
材質：JIS B 1220 構造用両ねじアンカーボルトセット
種類 _____ (7.2.4)
(2) 建方用アンカーボルト (7.2.4)
材質：JIS B 3101 一般構造用圧延鋼材
種類 _____
- (3) 公差域クラス及び仕上げの程度
* 表7.2.3による
- (4) アンカーボルト及びナットの規格、仕上げの程度： (7.2.4)
* 標準仕様書7.2.3(表7.2.3)による
○ _____
- (5) ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2)
* 図示 ○ _____
- (6) アンカーボルトの保持及び埋込み工法： (7.10.3)(表7.10.1)
○ A種 * B種 ○ C種
- ▷ 7. 溶接材料 (1) 溶接棒等及びシールドガス以外の溶接材料 図示 (7.2.5)
- ▷ 8. ターンバックル ターンバックルボルトの種類 * 羽子板ボルト ○
ターンバックル胴の種類
- ▷ 9. デッキプレート ○ 構造床用デッキプレート (7.2.7)
材質・形状・寸法 * 図示
○ 合成スラブ用デッキプレート
材質・形状・寸法 * 図示
○ _____
材質・形状・寸法 * 図示
- ▷ 10. スタッド JISB1198 (頭付きスタッド) による (7.2.8)
材質・形状・寸法 * 図示
- ▷ 11. 柱底均しモルタル (1) 無収縮モルタルの材料及び調合 (7.2.9)
7. セメント
* 普通ポルトランドセメント又は早強ポルトランドセメント
4. 混和剤
* セメント系膨張剤 (酸化カルシウム、カルシウム・サルフォ・アルミネート等)
- ▷ 12. 材料試験等 (1) 板厚方向に引張り力を受ける鋼板の試験 (7.2.10)
○ 適用 ○ 適用しない
- ▷ 13. 工作 (1) ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等： (7.3.2)
* 図示 ○
* 図示 ○
(2) 鉄骨の仮組 * 行わない ○ 行う (7.3.10)
- ▷ 13. 高力ボルト接合 (1) すべり係数試験： * 行わない ○ 行う (7.4.2)
(2) ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量
* 図示 ○ _____ (7.4.7)
- ▷ 14. 溶接準備 (1) 開先及びスカーラップの形状：図示 (7.6.4)(7.6.7)
(2) 溶接作業を行う技能資格者 (7.6.3)
7. 溶接作業者の技量付加試験

	<p>* 行わない ○ 行う</p> <p>4. 試験要領 ○ 図示 ○ _____</p> <p>(3) 溶接施工</p> <p>7. エンドタブを切断する場合の適用箇所 (7.6.7)</p> <p>* 図示 ○ _____</p> <p>4. 溶接部の試験</p> <p>ウ. 超音波探傷試験 * 適用する ○ 適用しない (7.6.12) 溶接部の試験は、技能資格者が行う (7.6.11)</p> <p>エ. 平均出検品質限界 (AOQL) * 4.0% (表7.6.2~3) ○ 2.5%</p> <p>オ. 検査水準 * 第6水準 ○ 第 _____ 水準 (表7.6.2)</p> <p>(4) デッキプレートと鉄骨の溶接 (7.7.8)</p> <p>* 図示 ○ _____</p> <p>(1) 塗装の範囲 (7.8.2) 耐火被覆材の接着する面以外への塗装 ○ 行わない ○ 行う 施工部位 * 図示 ○ _____ 塗料の種別 ○ _____</p> <p>(2) 塗料の種別 (7.8.4) 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側 * 標準仕様書18.3.2 表18.3.1 A種 ○ _____</p> <p>(1) 種 別 * 耐火材吹付け ○ 耐火板張り ○ 耐火材巻付け ○ ラス張りモルタル塗り</p> <p>(2) 種類・材料・工法</p> <p>(3) 所要性能 ○ 30分耐火 ○ 1時間耐火 (7章9節)</p> <p>(1) アンカーボルトの設置 構造用アンカーボルト及びアンカフレームの形状及び寸法 (7.10.3) * 図示 ○ _____</p> <p>(2) 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 ○ A種 ○ B種</p> <p>(3) 柱底均しモルタル 7. 工法種別 * A種 ○ B種 (7.10.3) (表7.10.2)</p> <p>4. 均しモルタルの厚さ (7.10.3) ○ 図示 ○ _____</p> <p>(1) ボルトの接合方法 (7.10.3) * ○ _____</p> <p>(1) 溶融亜鉛メッキ高力ボルト接合 (7.12.5) 摩擦面のすべり係数値が0.4以上確保できる処理方法 ○ ブラスト処理 ○ リン酸塩処理 ○ _____</p>
▷ 15. 錆止め塗装	
▷ 16. 耐火被覆	
▷ 17. 工事現場施工	
▷ 18. 軽量形鋼	
▷ 19. 溶融亜鉛メッキ工法	

○ 第 8 章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

項 目	特 記 事 項			
▷ 1. 補強コンクリートブロック造	(1) 材料 (8.2.2) (8.3.2) (表8.3.1) ブロックはJIS A 5406 (建築用コンクリートブロック) により適用は、次による。			
	適用箇所	種別	正味厚さ (mm)	モジュール呼び寸法 (mm) 長さ 高さ
	耐力壁	* 空洞ブロックC16 ○		

(2) モルタルの調合 (8.2.3) (8.3.3)
 モルタルの調合(容積比) (表8.2.1)

用途	セメント	砂
目地用	1	2.5
化粧目地用	1	1
充填用	1	2.5

(3) 鉄筋の加工及び組み立て (8.2.5)

▷ 2. モルタル及びコンクリートの充填

* 各部の配筋は図示による。
 充填するブロックの範囲：図示 (8.2.8)

▷ 3. コンクリートブロック
 帳壁及び塀

(1) 材料 (8.3.2)

7. ブロックはJIS A 5406 (建築用コンクリートブロック) により適用は、次による。

ブロックの種類 (表8.3.1)

適用力所	断面形状及び圧縮強さによる区分
間仕切り壁, 地下二重壁, 外壁, 塀	空洞ブロックC (16)

1. 化粧有りのブロック塀
 適用する 適用しない
 7. 塀の厚さ
 120mm (H ≤ 2m) 150mm (H > 2m)

(2) 鉄筋の加工及び組立て (8.3.4)

7. 壁鉄筋の継ぎ手、定着及び末端部の折り曲げ形状 (8.3.4)

*

1. 各部の配筋
 * 各部の配筋は図示による。

▷ 3. ALCパネル

(1) ALCパネルは、JIS A 5416の規格品とする。 (8.4.2)

(2) 区分：_____ 単位荷重：_____ N/m²
 寸法・耐火性：* 図面による

(3) 外壁パネル構法
 A種 * B種 (8.4.3)

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 (8.4.3)

* 適用する 適用しない

パネル幅の最小限度

* 300mm _____

パネル短編小口接合部の目地幅

* 10~20 _____ (8.4.3)

出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部の目地幅 (mm)

* 10~20 _____ (8.4.3)

伸縮目地材への耐火目地材の充填 (8.4.3)

適用する 適用しない

(4) 間仕切り壁パネル工法
 種別 C種 D種 E種

(5) 屋根及び床パネル構法 (8.4.5)

屋根及び床パネル工法 * F種

▷ 4. 押出成形セメント板

(1) 材料
 パネルはJIS A 5441 (押出成形セメント板(ECP)) により適用は、次による。

パネルの種類	表面形状	幅(mm)	厚さ(mm)	工法種別
<input type="radio"/> 外壁パネル	* フラット	* 600	<input type="radio"/> 50	<input type="radio"/> A種(縦張り工法)
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 60	<input type="radio"/> B種(横張り工法)
<input type="radio"/> 間仕切り壁パネル	* フラット	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 50	<input type="radio"/> B種(横張り工法)
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 60	<input type="radio"/> C種(縦張り工法)

(2) 外壁パネル工法
 種別
 A種 B種 (表8.5.1)

CCC (8.5.3)

* 適用する 適用しない

	<p>パネル幅の最小限度</p> <p>* 300mm ○ _____ mm</p> <p>出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅 (mm) : (8.5.3)</p> <p>* 15 ○ _____</p> <p>パネル相互の目地幅 (mm) : (8.5.3)</p> <p>* 図示 ○ _____</p> <p>(3) 間仕切りパネル工法 種別</p> <p>○ B種 _____ ○ C種 (表8.5.2)</p> <p>(4) 溝掘り及び開口部の措置 (8.5.5)</p> <p>パネルに欠き込み等を行う場合のパネルの開口部の限度 (mm)</p> <p>* 図示 ○ _____</p>
--	--

● 第 9 章 防 水 工 事

項 目	特 記 事 項																								
▶ 1. 共通事項	各防水工法において、断熱材を用いる場合は、ノンフロン仕様とする。																								
▷ 2. アスファルト防水	<p>(1) アスファルトの種類：防水工専用アスファルトとし種類 (9.2.2) は3種とする。</p> <p>(2) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (9.2.2)</p> <p>* 標準仕様書 表9.2.3から表9.2.8による</p> <p>○ 図示</p> <p>(3) 部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ</p> <p>* 標準仕様書 表9.2.5から表9.2.9による (9.2.2)</p> <p>○ 図示</p> <p>(4) 絶縁用シートに使用する材料 (9.2.2)</p> <p>* 屋根保護防水工法の場合は、ポリエチレンフィルム厚さ 0.15mm以上とする。</p> <p>* 屋根保護防水断熱工法の場合は、フラットヤークロス (70 g/m²程度)とする。</p> <p>○ 図示</p> <p>(5) 押え金物の材質及び形状寸法： (9.2.2)</p> <p>7. 材質 * アルミニウム ○ _____</p> <p>1. 形状 * L-30×15×2.0 ○ _____</p> <p>(6) 屋根保護防水断熱工法の断熱材の材質及び厚さ： (9.2.2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">断 熱 材</th> <th colspan="3">厚 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 * 3種 b A (スチ層付き) (JIS A 9521) </td> <td style="text-align: center;">○ 30</td> <td style="text-align: center;">○ 50</td> <td style="text-align: center;">○ 100</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(7) 屋根露出防水断熱工法の断熱材の材質及び厚さ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">断 熱 材</th> <th colspan="3">厚 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号で 透湿係数を除く規格に適合するもの (JIS A 9521) </td> <td style="text-align: center;">○ 30</td> <td style="text-align: center;">○ 50</td> <td style="text-align: center;">○ 100</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 保護コンクリート 立上り部乾式保護材</p> <p>* ○ _____</p> <p>(9) 立上り部保護レンガ</p> <p>* 普通レンガ (JIS R 1250) ○ _____</p> <p>(10) 防水層の種別及び工程 (9.2.3)</p> <p>7. 種別および工程</p> <p>○ 屋根保護防水密着工法 施工部位 _____ (表9.2.3)</p> <p>防水層種別 ○ A-1 ○ A-2 ○ A-3</p>	断 熱 材	厚 さ			押出法ポリスチレンフォーム断熱材 * 3種 b A (スチ層付き) (JIS A 9521)	○ 30	○ 50	○ 100	○				断 熱 材	厚 さ			硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号で 透湿係数を除く規格に適合するもの (JIS A 9521)	○ 30	○ 50	○ 100	○			
断 熱 材	厚 さ																								
押出法ポリスチレンフォーム断熱材 * 3種 b A (スチ層付き) (JIS A 9521)	○ 30	○ 50	○ 100																						
○																									
断 熱 材	厚 さ																								
硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号で 透湿係数を除く規格に適合するもの (JIS A 9521)	○ 30	○ 50	○ 100																						
○																									

▶ 3. 改質アスファルトシート防水

- 立上り部保護コン * 有り ○ 無し
- 屋根保護防水密着断熱工法 施工部位 屋上全般 (表9.2.4)
 防水層種別 ○ A I - 1 ○ A I - 2 ○ A I - 3
- 立上り部保護コン * 有り ○ 無し
- 屋根保護防水絶縁工法 施工部位 _____ (表9.2.5)
 防水層種別 ○ B - 1 ○ B - 2 ○ B - 3
- 立上り部保護コン * 有り ○ 無し
- 屋根保護防水絶縁断熱工法 施工部位 _____ (表9.2.6)
 防水層種別 ○ B I - 1 ○ B I - 2 ○ B I - 3
- 立上り部保護コン * 有り ○ 無し
- 屋根露出防水絶縁工法 施工部位 _____ (表9.2.7)
 防水層種別 ○ D - 1 ○ D - 2 ○ D - 3 ○ D - 4
- 脱気装置の種類及び設置数量
 * アスファルトルーフィング類製造所の指定による
 ○ _____
- イ. 仕上げ塗料の種類及び使用量 * アスファルトルーフィング類製造所仕様
- 屋根露出防水絶縁断熱工法 施工部位 _____ (表9.2.8)
 防水層種別 ○ D I - 1 ○ D I - 2
- 脱気装置の種類及び設置数量
 * アスファルトルーフィング類製造所の指定による
 ○ _____
- ウ. 仕上げ塗料の種類及び使用量 * アスファルトルーフィング類製造所仕様
- 屋内防水密着工法 施工部位 _____ (表9.2.9)
 防水層種別 ○ E - 1 ○ E - 2
 保護層 ○ 設ける (種類 _____) ○ 設けない
- (11) 平場部の保護コンクリート下地 (9.2.4)
 * 直均し仕上げ 適用力所 _____
- (12) 立ち上がり (9.2.5) (表6.2.4)
 * コンクリート打放し仕上げ B種 ○ れんが押え
 屋根露出防水断熱工法
 ルフトン回り及び立ち上がり部周辺の断熱材の張りじまい位置
 * 図示 ○ _____
- (13) 保護層等の施工 (9.2.5)
 保護層等の屋上排水溝
 ○ 設けない ○ 設ける (図示)
- (1) 改質アスファルトシートの種類及び厚さ: (9.3.2)
 * 標準仕様書表9.3.1から表9.3.3による
 ○ _____
- (2) 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質 (9.3.2)
 アスファルトシートの種類及び厚さ:
 * 標準仕様書表9.3.1から表9.3.3による
 ○ _____
- (3) 屋根露出防水絶縁断熱工法の断熱材の材質及び厚さ: (9.3.2)
 * 硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に適合するもの (JIS A 9521)
 ○ _____
 厚さ: ● 40 ○ 50 ○ 100
- (4) 押え金物の材質、形状及び寸法 (9.3.2)
 * アルミニウム製 L-30×15×2.0 (mm)
 ○ _____
- (5) 防水層の種別及び工程
 種別および工程
- 屋根露出防水密着工法 施工部位 _____ (表9.3.1)
 7. 防水層種別 ○ A S - T 1 ○ A S - T 2
4. 仕上げ塗料の種類及び使用料
 * 改質アスファルトシート製造所の仕様による
 ○ _____
- 屋根露出防水絶縁工法 施工部位 _____ (表9.3.2)
 7. 防水層種別 ○ A S - T 3 ○ A S - T 4 ○ A S - J 1

▷ 4. 合成高分子系ルーフィングシート防水

1. 脱気装置の種類及び設置数量
 * 改質アスファルトシート製造所の仕様による

- ウ. 仕上げ塗料の種類及び使用料
 * 改質アスファルトシート製造所の仕様による

- 屋根露出防水絶縁断熱工法 施工部位 _____ (表9.3.3)
7. 防水層種別 ASI-T1 ASI-J1
1. 脱気装置の種類及び設置数量
 * 改質アスファルトシート製造所の仕様による

- ウ. 防湿層の設置 設ける 設けない
 仕上げ塗料の種類及び使用料
 * 改質アスファルトシート製造所の仕様による

- (1) ルーフィングシート(JIS A 6008)の種類及び厚さ (9.4.2)
 * 標準仕様書表9.4.1~表9.4.3による

- (2) 固定金具の材質及び寸法形状
 材質 * 防錆処理した鋼板 ステンレス鋼板

 表面仕上 * 片面又は両面に樹脂を積層加工したもの
 寸法形状 * 厚さ0.4mm以上

- (3) 絶縁用シートの材質 : (9.4.2)
 * 発泡ポリエチレンシート _____
- (4) 断熱材の材質及び厚さ (9.4.2)
7. 機械的固定法の場合
 * JIS A 9521(建築用断熱材)硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又は押出法ポリスチレンフォーム断熱材1種b, 2種b又は3種b

1. 接着工法の場合
 JIS A 9511(発泡プラスチック保温材)A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に適合するもの
 * JIS A 9521(建築用断熱材)硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に適合するもの

- 厚さ 30 50 100
- (5) 防水層の種別及び工程 (9.4.3)
 接着工法 施工部位 _____
 脱気装置の種類及び設置数量
 * 改質アスファルトシート製造所の指定による

- 仕上げ塗料の種類及び使用料
 * 改質アスファルトシート製造所の仕様による

- 防水種別
 S-F1 S-F2 (表9.4.1)
 SI-F1 SI-F2 (表9.4.2)
- 防湿用フィルムの設置
 設置する 設置しない
- 機械的固定工法 施工部位 _____
 脱気装置の種類及び設置数量
 * 改質アスファルトシート製造所の指定による

▶ 5. 塗膜防水

- 仕上げ塗料の種類及び使用料
 - * 改質アスファルトシート製造所の仕様による
 - _____
 - 防水種別 _____
 - S-M1 ○ S-M2 ○ -M3 (表9.4.1)
 - S-M2の立ち上がり面密着工法のシート厚：1.5mm
 - SI-M1 ○ SI-M2 (表9.4.2)
 - SI-M2の立ち上がり面密着工法のシート厚：1.5mm
 - 防湿用フィルムの設置
 - 設置する ○ 設置しない
 - 屋内保護密着工法 施工部位 _____ (表9.4.3)
 - 防水種別 * S-C1
 - モルタルの塗り厚 _____ mm
- (6) PCコンクリート部材下地及びALCパネル下地で種別S-C1の目地処理（接着工法及び屋内保護密着工法）
- * 図示 ○ _____ (9.4.4)
- (7) PCコンクリート部材の入隅部の増張り（S-F1, SI-F1の場合）並びにALCパネル下地及びPCコンクリート部材の入隅部の縄張り（S-C1の場合）：
- * 図示 ○ _____ (9.4.4)
- (8) 一般部のルーフィングシートの張付け（機械式固定工法の場合） (9.4.4)

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法

- * 適用する
- 適用しない

▷ 6. ケイ酸質系塗布防水

- (1) 種別および工程 (9.5.3)
- ウレタンゴム系塗膜防水 施工部位 チャパ¹-室内床 (表9.5.1)
 - 防水層種別 ○ X-1 ● X-2
 - 脱気装置の種類及び設置数量 (X-1)
 - * 主材料製造所の仕様による
 - _____ (9.5.3)
 - * 主材料製造所の仕様による
 - _____
- ※ ウレタンゴム系塗膜防水工事において、特定化学物質含有材料を使用する場合は、「特定化学物質障害予防規則」に基づく措置を適切に講じること。
- ゴムアスファルト系塗膜防水施工部位 _____ (表9.5.2)
 - 防水層種別 ○ Y-1
 - Y-2 (保護層 ○ 有 ○ 無)
 - 工程数及び各工程の使用量
 - * 主材料製造所の仕様による
 - _____

施工部位 _____ (9.6.1)

- (1) 防水種別 * C-UI ○ C-UP (表9.6.3)
- (2) 平場のコンクリート下地
- * コンクリート直均し 木ごて押
- (3) 壁及び天井部の仕上げ
- * コンクリート打ち放しB種 ○
- (4) 打ち継ぎ力所の下地処理
- * 標仕9.6.4(2)(ア)~(ウ) ○ _____

▶ 7. シーリング材

- (1) シーリング材の種類及び施工箇所：図示 (9.7.2)
- 下表以外は、標準仕様書 表9.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類

▶ 8. その他の防水 ▶ 9. 保証 ▶ 10. 亀裂自閉性樹脂防水 ▶ 11. 打継用止水板	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;"></td><td style="width:50%;"></td></tr> <tr><td style="width:50%;"></td><td style="width:50%;"></td></tr> </table> <p>(2) シーリング材の目地寸法：図示 (9.7.3)</p> <p>(3) 接着性試験 (9.7.5)</p> <p style="margin-left: 20px;">* 行う (* 簡易接着性試験 ○ 引張接着性試験)</p> <p style="margin-left: 20px;">○ 行わない</p> <p>種類： _____ 施工箇所： _____</p> <p>(1) 防水工事の保証期間 * 10年</p> <p style="margin-left: 40px;">○ _____ 年 とする。</p> <p>地下躯体外壁面 P T X - B 2 同等</p> <p>底盤-外周壁打継部・地下外周壁打継部：</p> <p style="margin-left: 40px;">非加硫ブチルゴム系止水板W=100×6(鉄心入)</p> <p style="margin-left: 40px;">スパンシール(W) 早川ゴム工業(株) 又は同等品以上</p>				

○ | 第10章 | 石 工 事

項 目	特 記 事 項																				
▶ 1. 共通事項 ▶ 2. 材料	<p>(1) 石材の割付</p> <p style="margin-left: 20px;">* 図示 ○ _____</p> <p>(2) 石材の加工</p> <p style="margin-left: 20px;">* 図示 ○ _____</p> <p>(3) 清掃</p> <p style="margin-left: 40px;">床に汚れ防止とつや出しにワックスを使用する場合</p> <p style="margin-left: 20px;">* 図示 ○ _____</p> <p>(1) 材料及び仕上げの種類 (10.2.1) (表10.2.1) (表10.2.2)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">施工場所</th> <th style="width:20%;">材 料</th> <th style="width:30%;">石・種石の種類</th> <th style="width:40%;">仕上げの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(床)</td> <td>天然石 (JIS A 5003)</td> <td>○ 1等品 * 2等品</td> <td>○ 粗磨き ○ 水磨き ○ 本磨き</td> </tr> <tr> <td>(その他)</td> <td>天然石 (JIS A 5003)</td> <td>* 1等品 ○ 2等品</td> <td>○ 粗磨き ○ 水磨き ○ 本磨き</td> </tr> <tr> <td></td> <td>テラゾ (JIS A 5411)</td> <td>* 大理石(1.5~12mm)</td> <td>○ 粗磨き ○ 水磨き ○ 本磨き</td> </tr> <tr> <td></td> <td>テラゾ (JIS A 5411)</td> <td>○</td> <td>○ 粗磨き ○ 水磨き ○ 本磨き</td> </tr> </tbody> </table> <p>7. 天然石</p> <p style="margin-left: 20px;">形状 * 正方形に近い矩形 ○ _____</p> <p style="margin-left: 20px;">寸法 * 0.8㎡以下 ○ _____</p> <p>4. テラゾ</p> <p style="margin-left: 20px;">仕上げ面による区分 寸法 _____</p> <p style="margin-left: 20px;">テラゾタイルの寸法による区分 _____</p> <p>(2) 取付金物 (10.2.2(1)) (表10.2.3)</p> <p>7. 外壁湿式工法及び内壁空積工法用金物</p> <p style="margin-left: 40px;">受金物の材質 * ステンレス製(SUS304) ○ _____</p> <p style="margin-left: 40px;">形状 * L-75×75×6 ○ _____</p> <p style="margin-left: 40px;">寸法 * 100mm又は150mm程度 ○ _____</p> <p>4. 乾式工法用金物 (10.2.2(2)) (表10.2.4)</p> <p style="margin-left: 20px;">方式 ○ スライド式 ○ ロッキング式</p> <p style="margin-left: 40px;">金物の種類 * 表10.2.3による ○ _____</p> <p style="margin-left: 40px;">金物の形状 * 表10.2.3による ○ _____</p> <p style="margin-left: 40px;">金物の寸法 * 表10.2.3による ○ _____</p> <p>ウ. 特殊部位用金物 (10.2.2(3)) (表10.2.4)</p> <p style="margin-left: 20px;">引金物、だぼ、かすがい及び受金物</p> <p style="margin-left: 40px;">金物の種類 * 表10.2.4による ○ _____</p> <p style="margin-left: 40px;">金物の形状 * 表10.2.4による ○ _____</p> <p style="margin-left: 40px;">金物の寸法 * 表10.2.4による ○ _____</p> <p>ファスナー</p> <p style="margin-left: 20px;">* 表10.2.4に準じる ○ _____</p> <p style="margin-left: 40px;">方式 ○ スライド式 ○ ロッキング式</p> <p>吊金物及び化粧吊りボルト</p>	施工場所	材 料	石・種石の種類	仕上げの種類	(床)	天然石 (JIS A 5003)	○ 1等品 * 2等品	○ 粗磨き ○ 水磨き ○ 本磨き	(その他)	天然石 (JIS A 5003)	* 1等品 ○ 2等品	○ 粗磨き ○ 水磨き ○ 本磨き		テラゾ (JIS A 5411)	* 大理石(1.5~12mm)	○ 粗磨き ○ 水磨き ○ 本磨き		テラゾ (JIS A 5411)	○	○ 粗磨き ○ 水磨き ○ 本磨き
施工場所	材 料	石・種石の種類	仕上げの種類																		
(床)	天然石 (JIS A 5003)	○ 1等品 * 2等品	○ 粗磨き ○ 水磨き ○ 本磨き																		
(その他)	天然石 (JIS A 5003)	* 1等品 ○ 2等品	○ 粗磨き ○ 水磨き ○ 本磨き																		
	テラゾ (JIS A 5411)	* 大理石(1.5~12mm)	○ 粗磨き ○ 水磨き ○ 本磨き																		
	テラゾ (JIS A 5411)	○	○ 粗磨き ○ 水磨き ○ 本磨き																		

材質 * ステンズ製 (SUS304) ○ _____
 形状 * 径6mm L=80mm ○ _____
 化粧吊ボルト * ステンズ製 (SUS304, M10. 化粧ナット付き
 ○ _____

イ. アンカーの材質及び寸法 (10. 2. 2(4))

工法	材質等	寸法等
湿式工法及び空積工法	SS400	M12
乾式工法及び特殊部位	ステンズ製 (SUS304)	M10

オ. あと施工アンカー (10. 2. 2(5))

材質 ○ _____
 寸法等 ○ _____

カ. その他の金物 (10. 2. 2(6))

部位	材質	形状等	寸法等

(3) その他の材料 (10. 2. 3)

7. 取付用モルタル
 * 専門工事業者の指定する製品 ○ _____
- イ. 石裏面処理剤
 * 専門工事業者の指定する製品 ○ _____
- ウ. 裏打ち処理材
 * 専門工事業者の指定する製品 ○ _____
- エ. 外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質
 * ○ _____
- オ. 金物の固定に使用する充填材料等
 * 専門工事業者の指定する製品 ○ _____

▷ 3. 外壁湿式工法

(1) 材料 (10. 3. 2)

7. 石材の厚さ
 * _____ mm 有効厚さ 25 mm以上
- イ. 石裏面処理及び裏打ち処理
 ○ 適用する ○ 適用しない

(2) 施工 (10. 3. 3)

7. 下地ごしらえ
 * 流し筋工法 ○ あと施工アンカー工法
 ○ あと施工アンカー・横筋流し工法

- イ. 目地
 目地幅
 * 6 mm ○ _____

- エ. シーリング材の目地寸法
 * 9章7節のシーリングによる ○ _____ (10. 4. 1)

▷ 4. 内壁空積工法

(1) 材料 (10. 4. 2)

7. 石材の厚さ
 * _____ mm 有効厚さ 20 mm以上
- イ. 石裏面処理及び裏打ち処理
 ○ 適用する ○ 適用しない

(2) 施工 (10. 4. 3)

7. 下地ごしらえ
 ○ 流し筋工法 ○ あと施工アンカー工法
 * あと施工アンカー・横筋流し工法

- イ. 目地
 目地幅
 * 6 mm ○ _____

- ウ. 伸縮調整目地の位置
 * 6 m以内ごと ○ _____

- エ. シーリング材の目地寸法
 * 9章7節のシーリングによる ○ _____

▷ 5. 乾式工法

(10. 5. 1)

(1) 材 料 (10. 5. 2)

7. 石材の厚さ

外壁

* _____ mm 有効厚さ 30 mm以上

内壁

* _____ mm 有効厚さ 25 mm以上

1. 石材の加工

だぼ穴の位置：石材の上端横目地合端に2カ所、両端部から石材幅

の1/4程度の位置

石材の下端は石の割付により下段のだぼ位置

だぼ穴は板厚方向の中央とする

ウ. 石裏面処理及び裏打ち処理

○ 適用する ○ 適用しない

(2) 施 工 (10. 5. 3)

7. 外壁

建築基準法に基づく風圧力に対応した工法

○ _____ ○ _____

1. 目 地

目地幅 * 8 mm ○ _____

目地深さ * 8 mm ○ _____

ウ. シーリング材

* 9章7節のシーリングによる ○ _____

▷ 6. 床及び階段の石張り

(10. 6. 2)

(1) 床の石張り

7. 材料

石材の厚さ

* _____ mm ○ _____

1. 石裏面処理及び裏打ち処理

○ 適用する ○ 適用しない

ウ. 一般目地

目地幅

屋外 * 4 mm ○ _____

屋内 * _____ mm ○ _____

1. 伸縮調整目地の位置

(10. 6. 2(5))

* 床面積30㎡ごと、細長い通路の場合6m程度ごと及び他の部材と取り合うカ所にもうける

(2) 階段の石張り

(10. 6. 3)

7. 材料

石材の厚さ

* _____ mm ○ _____

1. 石裏面処理及び裏打ち処理

○ 適用する ○ 適用しない

ウ. 一般目地

目地幅

屋外 * 4 mm ○ _____

屋内 * _____ mm ○ _____

1. 伸縮調整目地の位置

(10. 6. 2(5))

* 床面積30㎡ごと、細長い通路の場合6m程度ごと及び他の部材と取り合うカ所にもうける

▷ 7. 特殊部位の石張り

(1) 石材の取付工法

(10. 7. 1)

○ 外壁湿式工法 ○ 内壁空積工法 ○ 乾式工法

(2) アーチ、上げ裏等の石張り

7. 材料

石材の厚さ

* _____ mm ○ _____

(10. 7. 2)

	イ. 石裏面処理及び裏打ち処理 ○ 適用する ○ 適用しない ウ. 一般目地 目地幅 * 6mm ○ _____ エ. 伸縮調整目地の位置 (10.7.2(5)) * 他の部位と取り合い部にもうける (3) 笠木、甲板等の石張り (10.7.3) 7. 材料 石材の厚さ * _____mm ○ _____ イ. 取付け代 乾式工法の場合 (10.7.3(2)) * 70mm ○ _____ ウ. 取付け 裏面補強用モルタル (10.7.3(4)イ) ○ 適用 ○ 適用しない (4) 隔て板 7. 材料 (10.7.4) 石材の厚さ (10.7.4(1)ア) * _____mm ○ _____
--	--

○ 第11章 タイル工事

項 目	特 記 事 項																																																				
▷ 1. タイル張り	(1) 再生材利用タイルの使用 * 使用する ○ 使用しない (2) 伸縮目地及びひび割れ誘発目地の位置 (11.1.3) * 標準仕様書表11.1.1による ○ 図示 (3) 床タイル張りの品質・役物： (11.2.2) (11.3.2)																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形状寸法</th> <th rowspan="2">き じ</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th colspan="2">役物</th> <th colspan="2">色</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th rowspan="2">工 法</th> </tr> <tr> <th>施釉</th> <th>無釉</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>標</th> <th>特</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	形状寸法	き じ	うわぐすり		役物		色		耐凍害性		工 法	施釉	無釉	有	無	標	特	有	無	×		○	○	○	○	○	○	○	○		×		○	○	○	○	○	○	○	○		×		○	○	○	○	○	○	○	○	
形状寸法	き じ			うわぐすり		役物		色		耐凍害性			工 法																																								
		施釉	無釉	有	無	標	特	有	無																																												
×		○	○	○	○	○	○	○	○																																												
×		○	○	○	○	○	○	○	○																																												
×		○	○	○	○	○	○	○	○																																												
	※ 施工部位は図面による (4) 壁タイル張りの品質・役物 (11.2.2) (11.2.7) (11.3.2) (11.3.7)																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形状寸法</th> <th rowspan="2">き じ</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th colspan="2">役物</th> <th colspan="2">色</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th rowspan="2">工 法</th> </tr> <tr> <th>施釉</th> <th>無釉</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>標</th> <th>特</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	形状寸法	き じ	うわぐすり		役物		色		耐凍害性		工 法	施釉	無釉	有	無	標	特	有	無	×		○	○	○	○	○	○	○	○		×		○	○	○	○	○	○	○	○		×		○	○	○	○	○	○	○	○	
形状寸法	き じ			うわぐすり		役物		色		耐凍害性			工 法																																								
		施釉	無釉	有	無	標	特	有	無																																												
×		○	○	○	○	○	○	○	○																																												
×		○	○	○	○	○	○	○	○																																												
×		○	○	○	○	○	○	○	○																																												
	※ 施工部位は図面による (4) タイルの試験張り等 (11.2.2) (11.3.2) (11.4.2) 試験張り ○ 行う * 行わない 見本焼き ○ 行う * 行わない (5) 既調合モルタル (11.2.3) ○ 使用する * 使用しない (6) 下地及びタイルごしらえ (11.2.7) (11.3.7) コンクリート素地面の処理 _____ (7) 外装タイル接着剤張りのシーリング材料 (11.3.4) 打継目地・ひび割れ誘発目地 * ポリウレタン系シーリング材 ○ 図示 伸縮調整目地・その他の目地 * 変成シリコン系シーリング材 ○ 図示 (8) 内装壁タイル接着剤張り接着材のホルムアルデヒド発散量： * F☆☆☆☆ ○ (11.3.3)																																																				

○ 第12章 木工事

項 目	特 記 事 項
-----	---------

<p>▷ 1. 表面仕上げ</p> <p>▷ 2. 材料</p>	<p>(1) 表面仕上げの種別 (12.1.4) (表12.1.1) (表12.1.2)</p> <p>7. 機械加工 ○ A種 ○ B種 ○ C種 (適用箇所は図示)</p> <p>1. 手加工 内部造作材 ○ H-A種 * H-B種 ○ H-C種 (適用箇所は図示) 下地材 ○ H-A種 ○ H-B種 * H-C種 (適用箇所は図示)</p> <p>(1) 木材 (12.2.1) 木材の含水率 (表12.2.1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th colspan="2">種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下地材</td> <td>* A種 (15%以下)</td> <td>○ B種 (20%以下)</td> </tr> <tr> <td>造作材</td> <td>* A種 (15%以下)</td> <td>○ B種 (18%以下)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3. 製材～6. 床張り用合板等までで含水率が規定されているものはその規定による。</p> <p>(2) 材料のホルムアルデヒド放散量等 * F☆☆☆☆ ホルムアルデヒド放散量非表示、塗装なし * 非ホルムアルデヒド系接着剤 ○ _____ 塗装したもの * 非ホルムアルデヒド系接着剤 ○ _____ 使用及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用</p> <p>化粧加工したもの * 非ホルムアルデヒド系接着剤 ○ _____ 使用及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用</p> <p>(3) 製材 (12.2.1(2)) (表12.2.2) 7. 「製材の日本農林規格」による製材 (7) 下地用針葉樹製材</p>	部位	種 別		下地材	* A種 (15%以下)	○ B種 (20%以下)	造作材	* A種 (15%以下)	○ B種 (18%以下)
部位	種 別									
下地材	* A種 (15%以下)	○ B種 (20%以下)								
造作材	* A種 (15%以下)	○ B種 (18%以下)								

施工箇所	樹種	寸法	等級	形状	含水率
			* 2級 ○		
			* 2級 ○		
			* 2級 ○		

(4) 造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法	等級	形状	含水率

(7) 広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法	等級	形状	含水率
			* 1等 ○		10%以下
			* 1等 ○		10%以下
			* 1等 ○		10%以下

1. 「製材の日本農林規格」以外による製材

施工箇所	樹種	寸法	材面の品質	防虫処理	含水率
				○ 適用する ○ 適用しない	
				○ 適用する ○ 適用しない	
				○ 適用する ○ 適用しない	

造作材の材面の品質： * A種 ○ B種

代用樹種を使用できない箇所： _____

7. 針葉樹製材は、JAS乾燥認定工場から出荷された木材は、出荷

証明書を、その他の工場から出荷された木材は、北海道林産物検査会が発行する検査証明書を提出すること。

- エ. カラマツの使用範囲は、原則として東・母屋・土台・大引きとする。
- オ. 表面処理用防腐剤は工事監督員の承諾するものとする。

- (4) 造作用集成材 (12.2.1(3))
- 7. 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材
- (7) 造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法 (mm)	見付材面数	見付材面の品質
					* 1等 ○ 2等
					* 1等 ○ 2等
					* 1等 ○ 2等

(イ) 化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付材面の品質
		化粧薄板:			* 1等 ○ 2等
		芯材:			* 1等 ○ 2等
		化粧薄板:			* 1等 ○ 2等
		芯材:			* 1等 ○ 2等
		化粧薄板:			* 1等 ○ 2等
		芯材:			* 1等 ○ 2等

(ウ) 化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	品名	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付材面の品質
		化粧薄板:			* 1等 ○ 2等
		芯材:			* 1等 ○ 2等
		化粧薄板:			* 1等 ○ 2等
		芯材:			* 1等 ○ 2等
		化粧薄板:			* 1等 ○ 2等
		芯材:			* 1等 ○ 2等

- (5) 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材
- 7. 造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面の品質	含水率
				* 15%以下 ○
				* 15%以下 ○
				* 15%以下 ○

イ. 化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板:				* 15%以下
	芯材:				○
	化粧薄板:				* 15%以下
	芯材:				○
	化粧薄板:				* 15%以下
	芯材:				○

ウ. 化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板:				* 15%以下
	芯材:				○
	化粧薄板:				* 15%以下
	芯材:				○
	化粧薄板:				* 15%以下
	芯材:				○

- (6) 造作用単板積層材 (12.2.1)
- 7. 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材
- (7) 造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法、厚さ (mm)	表面の化粧加工	防虫処理
			○ 有り	○ 適用する

		(加工: <input type="radio"/> 天然木化粧加工 <input type="radio"/> 塗装加工 <input type="radio"/> 無し (等級:)	<input type="radio"/> 適用しない
		<input type="radio"/> 有り (加工: <input type="radio"/> 天然木化粧加工 <input type="radio"/> 塗装加工 <input type="radio"/> 無し (等級:)	<input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない

4. 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

(7) 造作用単板積層材

施工箇所	厚さ (mm)	表面の化粧加工	含水率	防虫処理
		<input type="radio"/> 有り (加工: <input type="radio"/> 天然木化粧加工 <input type="radio"/> 塗装加工 <input type="radio"/> 無し ()	* 14%以下 <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない
		<input type="radio"/> 有り (加工: <input type="radio"/> 天然木化粧加工 <input type="radio"/> 塗装加工 <input type="radio"/> 無し ()	* 14%以下 <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない

(7) 直交集成板

(12. 2. 1(5))

品名	曲げ強度	種別	材種	寸法

(8) 合板等

7. 下地用合板

(12. 2. 1)

(7) 「合板の日本農林規格」の普通合板

施工箇所	品名	厚さ (mm)	表板の材種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
		* 5.5 <input type="radio"/>		* 1類 <input type="radio"/> 2類	広葉樹 * 2等 <input type="radio"/> 1等 針葉樹 * C-D <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない
		* 5.5 <input type="radio"/>		* 1類 <input type="radio"/> 2類	広葉樹 * 2等 <input type="radio"/> 1等 針葉樹 * C-D <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない

4. 構造用合板

(12. 2. 1)

(7) 「合板の日本農林規格」の構造用合板・化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ (mm)	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理	強度等級
		* 12 <input type="radio"/>	* 1類 <input type="radio"/> 2類 * ※特類	* 2級 <input type="radio"/> 1級	* C-D <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない	<input type="radio"/> 適用する () <input type="radio"/> 適用しない
		* 12 <input type="radio"/>	* 1類 <input type="radio"/> 2類 * ※特類	* 2級 <input type="radio"/> 1級	* C-D <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない	<input type="radio"/> 適用する () <input type="radio"/> 適用しない

※常時湿潤状態となる場所の接着の程度は特類とする

(4) 天然木化粧合板

施工箇所	厚さ (mm)	接着の程度	単板の樹種名	防虫処理	備考
	* <input type="radio"/>	* 1類 <input type="radio"/> 2類			

(7) 特殊加工化粧合板

施工箇所	品目	厚さ (mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	備考
		* 5.5 <input type="radio"/>	* 1類 <input type="radio"/> 2類		<input type="radio"/> オールレイ <input type="radio"/> プリント	

					○ 塗装等
		* 5.5 ○	* 1類 ○ 2類		

ウ. パーティクルボード (12. 2. 1)
パーティクルボード・ミディアムデンシティファイバーボード

施工箇所	表裏面の状態 による区分	曲げ強さに よる区分	接着剤に よる区分	難燃性に よる区分	厚さ (mm)
		* 13タイプ ○	* P又はM ○		* 15 ○
		* 13タイプ ○	* P又はM ○		* 15 ○

エ. 「構造用パネルの日本農林規格」の構造用パネル (12. 2. 1)
構造用パネル

施工箇所	等級	厚さ (mm)
	○ 1級 ○ 2級 ○ 3級 ○ 4級	
	○ 1級 ○ 2級 ○ 3級 ○ 4級	

▷ 3. 接合具等

- (1) 釘等 (12. 2. 2(1))
* 隠し釘打ち ○ _____
- (2) 諸金物 (12. 2. 2(2))
諸金物の形状・寸法・材質
* 表12. 2. 3~12. 2. 5による
コンクリート埋込部を除き表14. 2. 2
○ _____
- (3) 接合具等の接着剤： (12. 2. 2(3))
ホルムアルデヒド放散量： * 規制対象外 ○ _____
- (4) 木れんがの接着工法に使用する接着剤： (12. 2. 3)
ホルムアルデヒド放散量： * 規制対象外 ○ _____

▷ 4. 防腐・防蟻・防虫処理

- (1) 防腐・防蟻処理 (12. 3. 1)
7. 防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材
適用部位 (_____)
4. 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理
- | 適用部位 | 保存処理性能区分 |
|------|-------------------------|
| | ○ K2 ○ K3 ○ K4 ○ イサジツク* |
| | ○ K2 ○ K3 ○ K4 ○ イサジツク* |
- ウ. 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理
- | 適用部位 | 処理の方法 |
|------|----------------------------------|
| | * 標準仕様書12. 3. 1(3)(イ)(b)による
○ |
| | * 標準仕様書12. 3. 1(3)(イ)(b)による
○ |

▷ 5. 鉄筋コンクリート造等の内部間仕切り軸組及び床組

- イ. ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐・防蟻処理
適用部位 (_____)
オ. 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理
○ 使用する (K3の防虫処理) ○ 使用しない
- (2) 防虫処理 (12. 3. 2)
ラワン材
○ 使用する (K1の防虫処理) ○ 使用しない
- (1) 間仕切り軸組に用いる木材 (12. 4. 1)
* 杉又は松 ○
(2) 床組に用いる木材
* 杉又は松 ○
土間スラブ類の場合の土台転ばし大引及び転ばし根太
* ひのき又は3節による保存処理木材 ○

▷ 6. 窓、出入り口その他	(1) 窓、出入り口その他に用いる木材 * 吊元枠、水掛かりの下枠及び敷居：ひのき その他：松又は杉
▷ 7. 床板張り	(1) 縁甲板及び上がりがまちに用いる木材 * ひのき ○
▷ 8. 壁及び天井下地	(1) 木材 * 杉又は松 ○

○ 第13章 屋根工事

項目	特記事項									
▷ 1. 長尺金属板の種類	(13. 2. 2) (表13. 2. 1)									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工部位</th> <th>規格名称 (規格番号)</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>* 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3322)</td> <td>* 0. 4 ○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工部位	規格名称 (規格番号)	厚さ (mm)		* 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3322)	* 0. 4 ○			
施工部位	規格名称 (規格番号)	厚さ (mm)								
	* 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3322)	* 0. 4 ○								
▷ 2. 長尺金属板の葺き工法等	(1) 形式 * 蟻掛葺き ○ 横葺き ○ 瓦棒葺き (13. 2. 3) (2) 工法 * 立ち巻きはぜ工法 ○ 平巻きはぜ ○ 溶接 ○ その他 () (3) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 (13. 2. 3) * 適用する ○ 適用しない (4) 雪止め ○ 設置する (図示) ○ 設置しない (13. 2. 3)									
▷ 3. 折板葺き	(1) 折板の材料： * J I S G 3 3 1 2 (13. 3. 2) (表13. 2. 1) ○ (2) 形式： * 重ね形 (K) ○ はぜ締め形 (H) (13. 3. 2) ○ かん合形 (G) (3) 山高： ○ 150mm 厚0. 5mm ○ 175mm 厚1. 0mm (13. 3. 2) ○ ピッチ： mm (4) 直接外気の影響を受けない屋内のタイフレム * 表14. 2. 2E種 ○ (4) 軒先面戸板： * 有り ○ 無し (13. 3. 2) (5) 塗装： * 片面 ○ 両面 (13. 3. 2) (6) 断熱材： ○ 有り (種類： _____) (13. 3. 2) ○ 無し 耐火性能： ○ 耐火30分 ○ 不燃 (7) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 (13. 3. 3) * 適用する ○ 適用しない									
▷ 4. とい	(1) といその他 (表13. 5. 1) (13. 5. 2) 材種 ○ _____ (2) とい受け金物及び取付け間隔 (表13. 5. 2) (13. 5. 2) 材種 _____ 形状 _____ 取付け間隔 _____ mm (3) 防露材： (表13. 5. 3) (13. 5. 2) ホルムアルデヒド放散量： * F☆☆☆☆ ○									

● 第14章 金属工事

項目	特記事項
▶ 1. 製品の取付	(14. 1. 3) 金属製品等を取り付けるための受材をあと施工アンカーとする場合の引き抜き試験は、次による。

○ 引張試験機による引張試験 * 工事監督員の承諾を得て省略

▶ 2. ステンレスの表面仕上げ (14. 2. 1)

施工部位	種 類		
	* HL	○ No. 2B	○
	* HL	○ No. 2B	○

▶ 3. アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 (14. 2. 2) (表14. 2. 1)

施工部位	種 類				
笠木・水切	○ A-1	○ A-2	● B-1		
	○ B-2	○ C-1	○ C-2	○ D	
	○ A-1	○ A-2	○ B-1		
	○ B-2	○ C-1	○ C-2	○ D	

(1) 陽極酸化皮膜による着色方法

* 二次電解着色 ○

(2) 陽極酸化皮膜による色合い

○ ゴールド ○ アンバー ○ ブロンズ ○ ブラック ○

▶ 4. 鉄鋼の亜鉛めっき (14. 2. 3) (表14. 2. 2)

表面処理方法	施工部位	亜鉛めっきの表面処理		
熔融亜鉛めっき	ホイストレル	● A種	○ B種	* C種
		○ A種	○ B種	* C種
電気亜鉛めっき		○ D種	○ E種	○ F種
		○ D種	○ E種	○ F種

▶ 5. 軽量鉄骨天井下地 (14. 4. 2) (表14. 4. 1)

施工部位	野縁等の種類	補 強 等	
屋内	* 19形	吊りボルトの間隔が900mmを超える場合は、補強を行い補強方法等は図面による。	
	○ 25形		
屋外 ボ-軒天	○ 19形		屋外の軒天井、ピロティ天井等の補強方法等は図面による。 (14. 4. 4)
	* 25形		

▶ 6. インサート (14. 4. 3)

(1) 屋外の場合の吊りボルト・インサートの間隔

*

(2) 断熱インサート

床及び壁等で内部断熱を施した面の、内面アンカーに使用する。

(3) 屋外の場合の野縁の間隔

* 図による ○

(4) 耐震性・耐風圧を考慮した補強 (14. 4. 4)

* 図による ○

▷ 7. 軽量鉄骨壁下地 (14. 5. 3) (表14. 5. 1)

施工部位	スタッドの高さ	スタッド、ランナーの種類	
		○ 50形	○ 65形
		○ 90形	○ 100形
		○ 50形	○ 65形
		○ 90形	○ 100形

▷ 8. 金属成形板張り (14. 6. 1) (14. 6. 2) (14. 6. 3)

施工部位	材料、表面処理及び板厚		伸縮調整目地
	アルミニウム	* B-2	○ 設ける
		○ A-2	
	ステンレス	○ HL	○ 設ける
		○ No. 2B	

(1) 取付用下地

* 第4節軽量鉄骨天井下地による ○

▶ 9. アルミニウム製笠木 (14. 7. 2) (表14. 7. 1)

(1) 部材の種類 ● 250形 ○ 300形 (14. 7. 2) (表14. 7. 1)

○ 350形 ○ その他(図面による)

(2) 表面処理の種別 ○ A-1種 * B-1種 (14. 7. 2)

○ A-2種 ○ B-2種

(3) 笠木の固定金具の工法等

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 (14. 7. 3)

* 適用する ○ 適用しない

▶ 10. 手すり及びタラップ (14章2節)

(1) 手すり 材種 ○ ステンレス製SUS304

○ アルミニウム合金製

● FRP製

	表面処理の種別 <u>FRP成形被膜</u> (14.8.2) (14.2.2)
(2) タラップ (14.8.3)	
(屋外) 材種	● ステンレス製SUS304 ○ アルミニウム合金製 ○ 鋼製
	表面処理の種別 <u>HL</u> (14章2節)
(屋内) 材種	○ ステンレス製SUS304 ○ アルミニウム合金製 ○ 鋼製
	表面処理の種別 _____ (14章2節)
● ポリプロピレンライニングタラップ (PLT)	P40SW-RF (サトホル付現場打ちタイプ)・40SW-RF (現場打ちタイプ) サイドグリップ: GU-300・その他仕様は図示 水槽内及び上部手掛芯材はSUS304、その他はSWCH12Rとする 三山工業又は同等品以上

● 第15章 左官工事

項目	特記事項														
▶ 1. 下地	(15章2節) (1) ラス系下地 ア. 下地の種類 通気工法の場合 * 二層下地 ○ 単層下地 直貼り工法の場合 * ラスモルタル下地 ○ ラスシートモルタル下地 外断熱工法の場合 * 図示 ○ イ. 下地板等の仕様 公共建築木造工事標準仕様書10章8節による ウ. 建築基準法に基づく構造指定がある場合 * 図示による ○ エ. 材料 ラス及び補強用平ラス 通気工法二層下地: 2種波形ラス 700 通気工法単層下地: 2種防水紙付リブラス 800 ラスシート ラス目による区分: M 建築基準法に基づく耐力壁: LS4 ステーブル * ステンレス製 リブラス: L925TS 波形ラス: L1019JS オ. 工法 ア. 通気工法二層下地 換気口部の措置 * 「公共建築木造工事標準仕様書」11.4.3による ○ 図示 イ. 直張り工法ラスシートモルタル下地 建築基準法に基づく耐力壁 * 図示 ○ (2) 石膏ボード、石膏ラスボード下地 <table border="1" data-bbox="587 1776 1369 1944"> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>種類</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>○</td> <td>○ mm</td> </tr> <tr> <td>石膏ラスボード</td> <td>○</td> <td>○ mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木質系セメント板</td> <td>○</td> <td>○ mm</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○ mm</td> </tr> </tbody> </table>	材料	種類	厚さ	石膏ボード	○	○ mm	石膏ラスボード	○	○ mm	木質系セメント板	○	○ mm	○	○ mm
材料	種類	厚さ													
石膏ボード	○	○ mm													
石膏ラスボード	○	○ mm													
木質系セメント板	○	○ mm													
	○	○ mm													
▶ 2. モルタル塗り	(15章3節) (1) 材料 ア. モルタル ○ 現場調合材料 ○ 既調合材料 (15.3.2)														

1. 既製目地材
 * 使用する (15.3.2)
 形状 _____

(2) 調合及び塗厚
 7. 調合及び塗厚は、標準仕様書15.3.3表15.3.3による。 (15.3.3)

4. その他の左官工事
 防水モルタルは床・壁共塗り厚15mmとし、床は1回、壁は2回塗りとする。
 開口部廻りのモルタル充填及び木コン穴埋めは防水剤入りモルタルとする。

(3) 下地モルタル塗り及び下地調整塗材の接着試験
 行う 行わない

(4) セルフレベリング材塗り (表15.5.1) (15.5.2)

施工部位	材 料	塗 厚
	<input type="radio"/> 石こう系	<input type="radio"/> 10 mm
	<input type="radio"/> セメント系	<input type="radio"/> mm
	<input type="radio"/> 石こう系	<input type="radio"/> 10 mm
	<input type="radio"/> セメント系	<input type="radio"/> mm

(5) 仕上塗材仕上げ
 7. 種類及び工法等 (15.6.2) (表15.6.1)

施工部位	種類	呼び名	仕上げ	工法
外壁	複層塗材	RE	ゆず肌	吹付

※1 仕上塗材の種類、仕上げの形状及び工法等は、標準仕様書15.5.2表15.5.1による

※2 呼び名の凡例

種 類	ひ 名
薄付け仕上塗材	外 S i : 外装薄塗材 S i
	可外 S i : 可とう形外装薄塗材 S i
	外 E : 外装薄塗材 E
	可外 E : 可とう形外装薄塗材 E
	防外 E : 防水形外装薄塗材 E
	外 S : 外装薄塗材 S
	内 C : 内装薄塗材 C
	内 L : 内装薄塗材 L
	内 S i : 内装薄塗材 S i
	内 E : 内装薄塗材 E
厚付け仕上塗材	外厚 C : 外装厚塗材 C
	外厚 S i : 外装厚塗材 S i
	外厚 E : 外装厚塗材 E
	内 C : 内装厚塗材 C
	内 L : 内装厚塗材 L
	内 G : 内装厚塗材 G
	内 S i : 内装厚塗材 S i
内 E : 内装厚塗材 E	
複層仕上塗材	C E : 複層塗材 C E
	可 C E : 可とう形複層塗材 C E
	S i : 複層塗材 S i
	E : 複層塗材 E
	R E : 複層塗材 R E
	防 C E : 防水形複層塗材 C E
	防 E : 防水形複層塗材 E
防 R E : 防水形複層塗材 R E	
軽量骨材仕上塗材	吹 付 : 吹付用軽量塗材
	こ て : こて塗用軽量塗材

4. 複層仕上塗材の耐候性等 : (15.6.2(㊦)) (表15.6.2)

- 耐候性 * 耐候形3種 ○ _____
- 触媒 * 水系 ○ _____
- 樹脂 * アクリル系 ○ _____
- 外観 * つやあり ○ _____

ウ. 防火材料の指定 (15. 5. 2)
 屋内の壁、天井等の仕上げ材は、建築基準法に基づく基材同等の防火認定を受けたものとする。

(6) マスチック塗材塗り (15. 7. 2 表15. 7. 1)

施工部位	種別	仕上材	地調整
	○ A種 ○ B種	○ A ○ E	○ RA種 * RB種 ○ RC種
	○ A種 ○ B種	○ A ○ E	○ RA種 * RB種 ○ RC種

- ※ 仕上材の凡例 A：アクリ樹脂エマルジョン2回塗り
 E：つや有り合成樹脂エマルジョン[®] イント2回塗り
- 石膏プラスター塗り (15. 8. 2 表15. 8. 1)
7. 材料
 * 既調合プラスター ○ 現場調合プラスター
- イ. 上塗り
 * 既調合プラスター ○ しっくい塗り
- (7) しっくい塗り (表15. 10. 3)
7. 下地
 * ○ (15. 10. 1)
- イ. 材料 (15. 10. 2)
 * 既調合材料 ○ 現場調合材料
- ウ. 調合及び塗厚 (15. 10. 3)
 * 表15. 10. 1表15. 10. 2による○
- (8) こまい壁塗 (15. 11. 2)
7. 土壁用のり
 * つのまた ○
- イ. 砂壁用のり
 * ふのり ○
- ウ. 色土
 * ○
- エ. 色砂
 * 天然砂 ○ 人工砂
- オ. 調合 (15. 11. 3)
 * 表15. 11. 2～表15. 11. 7による ○
- カ. 建築基準法に基づく耐力壁の塗厚 (15. 11. 4)
 * 図示 ○
- キ. 工程 (15. 11. 5 表15. 11. 9)
 * A種 ○ B種
- ク. 土物仕上げ
 ○ 土物仕上げ工法 ○ 水ごね土物1工法 ○ 水ごね土物2工法
 ○ のりさし土物工法 ○ のりごね土物工法
- 砂壁仕上げ工法
 ○ 切返し仕上げ工法
- (9) 大津仕上げ
7. 工法
 ○ 普通大津仕上げ工法 ○ 大津みがき仕上げ工法
- (10) ロックウール吹き付け (15. 12. 2)
7. 接着剤
 * 合成樹脂系 ○
 ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____
- イ. 仕上げ吹付け厚さ * 図示 ○ _____ (15. 12. 3)

● 第16章 建具工事	
項目	特記事項

▶ 1. 一般事項

- (1) 建具見本の製作：
 行わない
 行う（建具表により指定する。）
- (2) 特殊な建具の仮組：
 行わない
 行う（建具表により指定する。）
- (3) 防犯建物部品：
 適用する
 適用しない

▶ 2. 防火戸

- (1) 防火戸の指定： (16. 1. 3)
 適用する
 適用箇所（* 建具表による _____）
 適用しない
- (2) ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動： (16. 1. 3)
 * 建具表による
- (3) 建具見本の製作 (16. 1. 4)
 * 製作しない 製作する
- (4) 特殊な建具の仮組 (16. 1. 4)
 * 実施する 実施しない
- (5) 防犯建物部品 (16. 1. 6)
 * 適用する 適用しない

▶ 3. アルミニウム製建具

- (1) 外部に面する建具の性能等級 (16. 2. 1~5) (表16. 2. 1)

種 別	* A種	<input type="checkbox"/> B種	<input type="checkbox"/> C種
枠の見込寸法 (mm)	* 70	<input checked="" type="checkbox"/> 100	100
耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6
気 密 性	A-3		A-4
水 密 性	W-4		W-5

- (2) 防音ドアセット、防音サッシとする場合の遮音性能の等級は図示
 (3) 断熱ドアセット、断熱サッシとする場合の断熱性の等級は図示
 (4) 耐震ドアセットとする場合の面内変形追従性の等級は図示
 (5) 外部に面する建具の断熱性能による等級 (16. 2. 2)

種 類	枠見込寸法 (mm)	断熱性能による等級	
引き違い	<input type="checkbox"/> 70	<input type="checkbox"/> H-1	<input type="checkbox"/> H-2 (枠絶縁)
引き違い	<input type="checkbox"/> 100	<input type="checkbox"/> H-2 (枠絶縁)	<input type="checkbox"/> H-3 (枠・障子絶縁)
開 き	<input type="checkbox"/> 70	<input type="checkbox"/> H-1	<input type="checkbox"/> H-2 (枠絶縁)
開 き	<input type="checkbox"/> 100	<input type="checkbox"/> H-2 (枠絶縁)	<input type="checkbox"/> H-3 (枠・障子絶縁)
F I X	<input type="checkbox"/> 70	<input type="checkbox"/> H-2 (枠絶縁)	<input type="checkbox"/> H-3 (枠・障子絶縁)
	<input type="checkbox"/> 100		

- (6) 建具の表面処理 (14. 2. 2) (表14. 2. 1)

建 具 部 位	種 別
外部に面する建具	種別 * B-1種 <input type="checkbox"/> B-2種
	色 <input type="checkbox"/> ブラウン系 <input type="checkbox"/> ブラック <input type="checkbox"/> ステンカラー (* 標準色 <input type="checkbox"/> 特注色)
屋内の建具	種別 * C-1種 <input type="checkbox"/> C-2種
	色 <input type="checkbox"/> ブラウン系 <input type="checkbox"/> ブラック <input type="checkbox"/> ステンカラー (* 標準色 <input type="checkbox"/> 特注色)

- (7) 結露水の処理方法 * 図示 _____ (16. 2. 4)
 (8) 水切り板、ぜん板等 * 図示 _____ (16. 2. 5)
 (9) アルミ製防水固定ガラリ

▶ 4. 網戸

- 枠見込100、開口率70%以上、SUS防虫網付
- (1) 防虫網の材種 * 合成樹脂製 (16. 2. 3)
 ガラス繊維入り合成樹脂製 ステンレス (SUS316)
 線径 * 0.25mm以上 0.2 mm以上
 網目寸法 * 16~18メッシュ

▷ 5. 内付け建具

- * 建具製造所の仕様による 図示 (16. 2. 5)

▷ 6. 樹脂製建具

- (1) 外部に面する建具の性能等級 (16. 3. 2) (表16. 3. 1)

種 別	<input type="checkbox"/> A種	<input type="checkbox"/> B種	<input type="checkbox"/> C種
耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6
気 密 性	A-4		
水 密 性	W-4	W-5	

(2) 枠の見込み寸法： * 建具表による ○ _____ (16.3.4)

(3) 外部に面する建具の遮音性能等級 (16.3.2) (表16.3.2)

種 別	○ T-A種	○ T-B種
性能等級	T-1	T-2

(4) 外部に面する建具の断熱性能等級 (16.3.2) (表16.3.3)

○ 適用する (○ H-A種 ○ H-B種 ○ H-C種)
(○ _____)

○ 適用しない

(5) ガラス： * 複層ガラス ○ 単板ガラス ○ 三重ガラス (16.3.3)

(6) 表面色： ○ 標準色 (白) ○ 特注色 (16.3.4)

建具枠 * 図示 ○

(7) 水切り板、ぜん板等 * 図示 ○ _____ (16.3.5)

▶ 7. 鋼製建具

(1) 簡易気密型ドアセット ○ 適用する (16.4.2) (表16.4.1)

● 適用しない

(2) 耐風圧性 (外部) (16.4.2) (表16.2.1)

● S-4 ○ S-5 ○ S-6

(3) 防音ドアセット、防音サッシとする場合の遮音性能の等級は図示 (16.4.2)

(4) 断熱ドアセット、断熱サッシとする場合の断熱性の等級は図示 (16.4.2)

(5) 耐震ドアセットとする場合の面内変形追随性の等級は図示 (16.4.2)

(6) 鋼板 ● JIS G 3302 ○ JIS G 3317 (16.4.3)

鋼板のめっき付着量 JIS G3302の場合 * Z12又はF12

JIS G3317の場合 * Y08

(7) 鋼板の厚さ * 標準仕様書16.4.4表16.4.2による (16.4.4)

● 図面による

▷ 8. 鋼製軽量建具

(1) 簡易気密型ドアセット ○ 適用する (A-3) (16.5.2)

(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級は図示 (16.2.2)

(3) 断熱ドアセット、断熱サッシとする場合の断熱性の等級は図示 (16.2.2)

(4) 耐震ドアセットとする場合の面内変形追随性の等級は図示 (16.2.2)

(5) 戸の鋼板 ○ 亜鉛めっき鋼板 ○ ビニル被覆鋼板

○ カラー鋼板 (16.5.3)

(6) 召合わせ、縦小口包み板等の材種： (16.5.3)

* ステンレス ○ 鋼板 ○ アルミニウム合金

(7) 鋼板の厚さ * 標準仕様書16.5.4表16.5.1による

○ 図面による

▷ 9. ステンレス製建具

(1) 簡易気密型ドアセット ○ 適用する (16.6.2) (表16.4.1)

○ 適用しない

(2) 耐風圧性 (外部) (16.6.3) (表16.2.2)

○ S-4 ○ S-5 ○ S-6

(3) 鋼板の厚さ * 標準仕様書16.6.4表16.6.1による。

(4) ステンレス鋼板 (16.6.3)

屋外 * SUS304、SUS430JIL、SUS443J1 ○ _____

屋内 * SUS304、SUS430JIL、SUS443J1、SUS430 ○ _____

(4) 表面仕上げ * HL ○ 鏡面 (16.6.4)

(5) 曲げ加工 * 普通曲げ ○ 角出し曲げ (16.6.5)

▷ 10. 木製建具

(1) 建具材の含水率の種別 ○ A種 * B種 ○ C種 (16.7.2)

(2) フラッシュ戸の表面材及び表面厚さ (mm) (16.7.3)

ホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆

* 普通合板2.5以上 ○ 天然木化粧合板3.2以上

○ 特殊加工化粧合板2.7以上

(3) かまち戸の材料 (樹種) は標準仕様書16.7.2表16.7.2による。

(4) ふすまの材料、枠及びくつずりの材料は図面による。

(5) かまち戸、ふすま、戸ぶすま、紙張り障子の見込み寸法は、図面による。

(6) 接着剤

ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆

	(7) ふすまの工法 縁の仕上げ：標仕表16.7.10による	
▶ 11. 建具用金物	(1) 取付施工 (16.8.1) 取っ手類の取付高さは、床仕上げ面からの高さとし、図面による。 その他指示のない場合は、建具製作所の仕様による。 (2) マスターキー ○ 製作する * 製作しない (16.8.4) ● 既存のマスターキーに合わせる (3) 樹脂製建具に使用する丁番 (16.8.2) * 標準仕様書16.8.2表16.8.3による ○ _____ (4) 鍵： * 3本1組 ○ _____ (16.8.4) (5) 鍵箱： ● 無し ○ 有り (16.8.4) (6) 建具表で指示のない建具金物は16章8節による。(表16.8.1～5)	
▷ 12. 自動ドア開閉装置	(1) 自動ドア開閉装置の性能 ○ SSLD-1 ○ SSLD-2 ○ DSLD-1 ○ DSLD-2 (2) 引き戸用駆動装置の性能 (16.9.2)(表16.9.2) ○ SWD-1 ○ SWD-2 (3) 開閉方法は、建具表による。(16.9.3) (4) 検出装置の性能 (16.9.2) ○ 表16.9.3による ○ (5) 戸の開閉方式 * 図示 ○ 引き戸用検出装置の種類 * 光線(反射)スイッチ (16.9.3) ○ 熱線スイッチ ○ その他() (6) 凍結防止措置 (16.9.3) ○ 行わない * 行う(適用箇所は建具表による)	
▷ 13. 自閉式上吊り引戸装置	(1) 性能 * 標準仕様書16.10.3表16.10.1による。 ○	
▷ 14. 重量シャッター	(1) 機能による種類 (16.11.2) ○ 管理用シャッター ○ 外壁用防火シャッター ○ 屋内用防火シャッター ○ 防煙シャッター (2) 耐風圧強度 (16.11.2) 管理用シャッター _____ N/m ² 外壁用防火シャッター _____ N/m ² (3) シャッターケース(外壁用防火、屋内用防火、防煙以外のもの) ○ 設ける ○ 設けない (4) 開閉機能による種類 ○ 上部電動式(手動併用) (16.11.2) ○ 上部手動式 (5) 保護装置 急降下制動装置等・障害物感知装置の設置 設置箇所：図示 (5) 注意喚起装置 ○ 音声発生装置 ○ 注意灯の設置 ○ シャッターへの危険表示 ○ シャッターの下降位置の表示 (6) 吹雪止め 吹き込み防止用サイドシール(3方)を設ける (7) 鋼板の種類及びめっきの付着量 (16.11.3) 種類 _____ 付着量 * Z12又はF12 ○ _____	
▷ 15. 軽量シャッター	(1) 開閉形式による種類： * 手動式 (16.12.2) ○ 上部電動式(手動併用) (2) 耐風圧強度 _____ N/m ² (16.12.2) (3) スラットの材質 (16.12.3) ○ JIS G 3312 めっき付着量 * Z06又はF06 ○ _____ ○ JIS G 3322 めっき付着量 * AZ90 ○ _____ (4) スラットの形状： ○ インターロッキング形	

○ オーバーラッピング形
 (5) 表面塗 * 標準色 ○ 指定色 (焼付け塗装)

▷ 16. オーバーヘッドドア (16.13.2)

セクション材料による区分	耐風圧区分 (Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
* スチールタイプ ○ アルミニウムタイプ ○ ファイバーグラス ○	○ 125 ○ 100 ○ 75 ○ 50	* バランス式 ○ チェーン式 ○ 電動式	○ スタンダード ○ ローヘッド ○ ハイリフト ○ パーチカル	○ 溶融亜鉛めっき鋼板 ○ ステンレス鋼板 ○

▷ 17. ガラス

(1) 板ガラス (16.14.2)

7. 標準仕様書の規定による品質・規格を満たす材料とする。

1. ガラスの種類及び厚さは建具表による。

(2) ガラス留め材 (防火戸以外) (16.14.2)

該当	材の種類	材	種
○	アルミニウム製	* シーリング材	○ ガスケット
○	鋼製	* シーリング材	
○	ステンレス製	* シーリング材	
○	鋼製軽量建具	* シーリング材	
○	木製建具	* 押縁	
○	プラスチック建具	* ガスケット	

(4) 板ガラスをはめ込む溝の大きさ (16.14.3)

* 標準仕様書16.14.3表16.14.1による ○ 図面による

(5) 熱線反射ガラスの映像調整 (16.14.4)

○ 行う ○ 行わない

▷ 18. ガラスブロック積み

(1) 表面形状 図面による (16.14.5)

呼び寸法 図面による

厚さ 図面による

(2) 壁用金属枠、補強材 図面による (16.14.5)

(3) 力骨の材質、寸法、形状： (16.14.5)

* ステンレス鋼(SUS304)、径5.5mmはしご形状複筋及び単筋

○ 図面による

(4) 金属製化粧カバー、材質、寸法、形状：図面による (16.14.5)

(5) 化粧目地モルタル 色 _____ (16.14.5)

(6) シーリングの種類 図面による (16.14.5)

(7) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法： (16.14.5)

* 適用する ○ 適用しない

(8) 壁用金属枠

木下地の場合： _____ mm

(9) ガラスブロックの目地幅の寸法： (16.14.5)

7. 平積み

* 8mm以上15mm以下 ○

1. 曲面積み

* 曲率半径をガラスブロックの幅寸法の10倍以上とし、外側15mm以下、内側6mm以上

○ _____

(10) 伸縮調整目地の位置： (16.14.5)

* 幅6mm以下ごとに10~25mm ○ 図示

(11) 目地部の力骨の補強方法： (16.14.5)

* ガラスブロック製作所の仕様 ○ 図示

▶ 19. 鋼製防水扉

浸水高さ2.0m対応 防水性(JIS A 4716) Ws-5 (片開き)
 レバーハンドル錠 (止水タイプ)

扉：スチール製1.6t 枠：スチール製1.6t

気密性：A-4

水密性：W-5

耐風圧性：S-6

※ 詳細仕様は各建具メーカー仕様に準ずる。

○	屋内 (EP-G)		
○	オイルステイン塗り (OS)	—	○ A種 * B種
○	ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)	○ A種 * B種	○ A種 * B種
○	水性ステイン塗り (WSV)	シーラー : ○ あり ○ なし 塗回数 : ○ 2回 ○ 3回	○ A種 ○ B種
○	水性反応硬化形ウレタン塗り (WUP)	シーラー : ○ あり ○ なし 塗回数 : ○ 2回 ○ 3回	○ A種 ○ B種
○	水性反応硬化形ウレタンクリア塗り (WUC)	シーラー : ○ あり ○ なし 塗回数 : ○ 2回 ○ 3回 ○ 4回	○ A種 ○ B種
○	木材保護塗料塗り (WP) 屋外	○ A種 * B種	* A種 ○ B種

3. 鉄部塗装 (1) 鉄鋼面 (表18.2.2) (表18.3.1、3) (表18.4.2) (表18.7.1) (表18.8.3)

該当	塗装の種類	種別	錆止め種別	錆止め塗料塗り	素地ごしらえ
○	合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種別 * 1種 ○ 2種	○ A種 * B種	* A種	* 掛りA種隠れB種 ○ 掛りA種隠れA種	○ A種 ○ B種 * C種
○	耐候性塗料塗り (DP) 屋外	—	* A種	* 掛りA種隠れB種 ○ 掛りA種隠れA種	* B種
○	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G) 屋内	○ A種 * B種	* B種	* 掛りA種隠れB種 ○ 掛りA種隠れA種	○ A種 ○ B種 * C種
○					

※ 素地ごしらえ A種及びB種は製作工場で行うものとする。

(表18.2.3) (表18.3.2、4) (表18.4.3) (表18.7.2) (表18.8.4)

(2) 亜鉛めっき鋼面

該当	塗装の種類	種別	錆止め種別	錆止め塗料塗り	素地ごしらえ
○	合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種別 * 1種 ○ 2種	—	* A種 ○ B種	○ A種 ○ B種	○ A種 * B種
○	耐候性塗料塗り (DP) 屋外	—	* A種 ○ B種	○ A種 ○ B種	* A種
○	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G) 屋内	—	○ A種 ○ B種 * C種	○ A種 ○ B種	○ A種 ○ B種
○					

※ 素地ごしらえ A種は製作工場で行うものとする。

※ 錆止め塗料塗りB種に用いる錆止め塗料の種別はB種とする。

(表18.2.3) (表18.3.2、4) (表18.4.3) (表18.7.2) (表18.8.4)

(3) 鋼製建具面

該当	塗装の種類	種別	錆止め種別	錆止め塗料塗り	素地ごしらえ
○	合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種別 * 1種 ○ 2種	—	* A種 ○ B種	○ A種 ○ B種 ○ C種	○ A種 ○ B種 * C種
●	耐候性塗料塗り (DP) 屋外	—	* A種 ○ B種	* A種 ○ B種 ○ C種	* A種
○	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G) 屋内	—	○ A種 ○ B種	* A種 ○ B種	○ A種 ○ B種

			* C種	○ C種	○ C種
○					

- ▷ 4. モルタル面及び
 プラスター面の塗装 ※ 素地ごしらえ A種は製作工場で行うものとする。
 (表18.2.4)(表18.6.1)(表18.8.1)(表18.9.1)(表18.10.1)

該当	塗装の種類	塗装の種別	素地ごしらえ
○	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)屋内	○ A種 * B種	○ A種 * B種
○	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	○ A種 * B種	○ A種 * B種
○	合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)	○ A種 * B種	○ A種 * B種
○	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り(EP-T) 屋内	○ A種 * B種	○ A種 * B種

- ▷ 5. コンクリート面、ALC
 Cパネル面及び押出成
 形セメント板面の塗装 (表18.2.5,6)(表18.6.1)(表18.7.3)(表18.8.1)(表18.9.1)(表18.10.1)

該当	塗装の種類	塗装の種別	素地ごしらえ
○	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)屋内	○ A種 * B種	○ A種 * B種
○	耐候性塗料塗り (DP)	○ A種 ○ B種 ○ C種	* A種
○	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	○ A種 * B種	○ A種 * B種
○	合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)	○ A種 * B種	○ A種 * B種
○	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り(EP-T) 屋内	○ A種 * B種	○ A種 * B種
○			

- ▷ 6. 石こうボード面及び
 その他のボード面の塗
 装 (表18.2.7)(表18.8.1)(表18.9.1)(表18.10.1)

該当	塗装の種類	塗装の種別	素地ごしらえ
○	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	○ A種 * B種	○ A種 * B種
○	合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)	○ A種 * B種	○ A種 * B種
○	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り(EP-T) 屋内	○ A種 * B種	○ A種 * B種

● 第19章 内装工事

項目	特記事項
----	------

- ▷ 1. ビニル床シート張り ビニル床シート (JIS A5705) (19.2.2)

施工部位	種類	色柄	厚さ (mm)	工 法
	* FS	○ マーブル ○ プレーン	* 2.0	○ 突付け ○ 熱溶接
	○	○ マーブル ○ プレーン	* 2.0	○ 突付け ○ 熱溶接
	○	○ マーブル ○ プレーン	* 2.0	○ 突付け ○ 熱溶接

- ▷ 2. ビニル床タイル張り ビニル床タイル (JIS A5705) (19.2.2)

施工部位	種類	色柄	硬さの種類	厚さ (mm)
	コンポジションビニル床タイル	○ マーブル ○ プレーン	* 半硬質 ○ 軟質	○ 2.5 * 2.0
	ホモジニアスビニル床タイル	○ マーブル ○ プレーン		○ 2.5 * 2.0
		○ マーブル ○ プレーン	* 半硬質 ○ 軟質	○ 2.5 * 2.0

- ▷ 3. 特殊機能床材 (1) 帯電防止床シート、床タイル (19.2.2)

施工部位	種類	性能	厚さ (mm)
	帯電防止床シート	体積抵抗値 () Ω 以下	
	帯電防止床タイル		

- (2) 誘導用、注意喚起用床材 (JIS T9251) (19.2.2)

区分	施工部位	種類	寸法 (mm)
		○ 塩化ビニル系	○ 300×300

屋外	<input type="radio"/> レジンコンクリート系 <input type="radio"/> 磁器質タイル	<input type="radio"/>
屋内	<input type="radio"/> 塩化ビニル系 <input type="radio"/> 磁器質タイル	<input type="radio"/> 300×300 <input type="radio"/>

※ 色は周囲の床材と識別しやすいものとする。

(3) 耐動荷重性床シート (19. 2. 2)

施工部位	種 類	厚さ (mm)	備考

(4) 防滑性床シート、床タイル (19. 2. 2)

施工部位	種 類	厚さ (mm)

(5) ビニル幅木 : (19. 2. 2)

厚さ (mm) * 1.5以上 _____
高さ (mm) * 60 _____

(6) ゴム床タイル : (19. 2. 2)

種類 _____
厚さ (mm) _____

(7) 接着剤 : (19. 2. 2)

ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ 規制対象外

施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種類と施工箇所

種別 _____
施工箇所 _____

(8) ゴム床タイル用接着剤 : (19. 2. 2)

ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ 規制対象外

施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種類と施工箇所

種別 _____
施工箇所 _____

▷ 4. 工法

(1) 標仕以外の下地工法 (19. 2. 3)

図示

▷ 5. カーペット敷き

(1) 織じゅうたん (19. 3. 2) (表19. 3. 1)

該当	種 別	織り方	パイルの形状	帯電性
<input type="radio"/>	<input type="radio"/> A種 <input type="radio"/> B種 * C種	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ループ <input type="radio"/> カット	<input type="radio"/> 適用する (性能 : * 人体帯電圧3kv 以下 <input type="radio"/> <input type="radio"/> 適用しない

(2) タフテッドカーペット (19. 3. 2)

該当	パイルの形状	パイル長	帯電性	工 法
<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ループ <input type="radio"/> カット		<input type="radio"/> 適用する (性能 : * 人体耐電圧3kv 以下 <input type="radio"/> <input type="radio"/> 適用しない	<input type="radio"/> グリッパー * 全面接着

(3) ニードルパンチカーペット (19. 3. 2)

厚さ (mm) _____
帯電性 適用する
(性能 : * 人体耐電圧3kv以下 _____
 適用しない

(4) タイルカーペット (19. 3. 2)

該当	種類	パイルの形状	寸法	総厚さ
<input type="radio"/>	* 第一種 <input type="radio"/> 第二種	* ループ <input type="radio"/> カット	* 500mm角 <input type="radio"/>	* 6.5mm <input type="radio"/>

(5) 下敷き材 : * 第2種2号

* 呼び厚さ8mm ○ _____

(6) 見切、押さえ金物の材質、種類、形状：図面による

(7) 接着剤：

ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ 規制対象外

(8) タフテッドカーペットの工法 (表19.3.2)

○ グリッパー工法 ○ 全面接着工法

(9) 織りじゅうたんの接合方法

* ヒートボンド工法 ○ _____

(10) タイルカーペット全面接着工法の敷き方： (19.3.3)

平場 * 市松敷き ○ 模様流し ○ _____

階段部分 * 模様流し ○ 市松敷き ○ _____

▷ 6. 合成樹脂塗床

(1) 弾性ウレタン樹脂系塗床 (19.4.3) (表19.4.1) (表19.4.4)

施工部位	区分	仕上げの種類	厚さ
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	* 平滑 ○ 防滑 ○ つや消	
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	* 平滑 ○ 防滑 ○ つや消	

(2) エポキシ樹脂系塗床 (19.4.3) (表19.4.5~8)

施工部位	区分	工法	仕上げの種類	厚さ
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防滑	
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防滑	

(3) 薄膜型塗床材 (19.4.3) (表19.4.5~8)

施工部位	区分	工法	仕上げの種類	厚さ

(3) ホルムアルデヒド放散量： (19.4.2)

* F☆☆☆☆ ○ 規制対象外

▷ 7. フローリング張り

(1) 単層フローリング (19.5.2~19.5.7) (表19.5.1) (表19.5.3)

品名	表面材の材種	工法	仕上げ塗装
○ フローリング ボード1等	* なら ○	○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り) ○ 接着	○ 塗装品 ○ 無塗装品
○ フローリング ブロック1等	* なら ○	○ 接着	○ 塗装品 ○ 無塗装品
○ モザイクパー ケット1等	* なら ○	○ 接着	○ 塗装品 ○ 無塗装品

7. ホルムアルデヒド放散量

* F☆☆☆☆ ○ 規制対象外

(2) 複合フローリング

(19.5.2~19.5.7) (表19.5.2) (表19.5.4) (表19.5.5)

表面材の材種	種別	工法	防湿処理	仕上げ塗装
* なら ○ さくら ○ ひのき、まつ	○ A種 ○ B種 * C種	○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り)	○ 適用 する ○ 適用 しない	○ 塗装品 ○ 無塗装品

		○ 接着	
--	--	------	--

※ 厚さは図示
 7. ホルムアルデヒド放散量
 * F☆☆☆☆ ○ 規制対象外
 (3) 特殊フローリング

品名	表面材の材種	仕上げ塗装
○ 屋内体育館アリーナ床 (JIS A 6519)	* なら	
○ 柔剣道場の床 (JIS A 6519)	* なら	

※ 塗装の凡例
 素地 : 素地のまま W : 生地のまま、ワックス塗り
 OSW : オイルステンレスワックス塗り (オイルステン2回、ワックス1回)
 UCB : ウレタン樹脂ワニス塗りB種 (2回塗り)
 WUC : 水性反応硬化形ウレタン (クリア)
 WUP : 水性反応硬化形ウレタン4回塗り
 (4) フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 : (19.5.2)
 * 規制対象外 ○
 (5) 接着工法におけるフローリング裏面の緩衝材 : (19.5.5)
 * 合成樹脂発泡シート ○
 フローリングブロック

樹種	厚さ	大きさ	適用

▷ 8. 畳敷き

(19.6.2 表19.6.1)
 (1) 普通畳の種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種 * D種
 D種の場合の畳床 ○ KT-I種 ○ KT-II
 * KT-III
 (2) 柔道畳
 畳床は、JIS A 5901 (畳床) の2級品とし、畳表は、柔道用レザー表地 (裏地ビニロン使用) とする。

▶ 9. せっこうボード及びその他のボード張り

(1) せっこうボード及びその他のボードの規格は下表による。
 (19.7.2) (表19.7.1)

該当	規格番号	規格名称	種類の記号
○	JIS A5404	木質系セメント板	HW, MW, HF, NF
●	JIS A5430	繊維強化セメント板	0.8FK, 1.0FK
○	JIS A5905	繊維板	HB, MDF, IB
○	JIS A5908	パーティクルボード	RS, VS, DV, DO, DC
○	JIS A6301	吸音材料	RW-F, RW-B, RW-BL, GW-F, GW-B, DR, IB,
○			WWCB, GB-P, HB-P
○	JIS A6901	せっこうボード製品	GB-R, GB-S, GB-F, GB-L, GB-D, GB-NC

※ 各ボード類の厚さは、図面による。
 7. ホルムアルデヒド放散量 :
 * F☆☆☆☆ ○ 規制対象外
 (2) せっこうボードの目地工法 : * 突付け工法 (19.7.3)
 ○ 継ぎ目処理工法
 ○ 目透かし工法

▷ 10. 合板張り

(1) 普通合板は、「普通合板の日本農林規格」の規格品で、表面の品質は1・2等込みとし、難燃合板及び特殊合板は、それぞれ「難燃合板の日本農林規格」及び「特殊合板の日本農林規格」の規格品とする。
 (2) 19.7.2 (c) (1) にかかわらず、防火材料の認定品の使用は指定のあったときとする。
 (3) 下地の種類 : 図示 (19.7.3)
 (4) 普通合板の種類等 (19.7.2)

表板の樹種	板面の品質	処理	厚さ (mm)
生地、透明塗料塗り	○	○ 防虫処理	○
* ラワン程度			

○ 不透明塗料塗り * しな程度 ○			
-----------------------------	--	--	--

(5) 天然木化粧合板の規格 (19.7.2)

化粧板の樹種	処理	厚さ (mm)
○	○ 防虫処理	○

(6) 特殊加工化粧合板の規格 (19.7.2)

化粧加工の方法	表面性能	処理	厚さ (mm)
○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装	○	○ 防虫処理	○

(7) 合板類、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 (19.7.2)

* F☆☆☆☆ ○ 規制対象外

(8) 遮音シール材 (19.7.2)

* 適用する (○ シーリング材 ○ ジョイントコンパウンド)
○ 適用しない (19.7.3) (表19.7.3)

(9) 鉄骨・木下地以外の下地 ○ ○

(10) 合板類の張付けの種類別: * B種 ○ A種 (表19.7.3)

▷ 11. 壁紙張り

(1) 材料 (19.8.2)

7. 壁紙の種類等:

施工部位	防火種別	種類
	* 1 - 1 ○ -	○ 紙・布 ○ ビニールクロス
	* 1 - 1 ○ -	○ 紙・布 ○ ビニールクロス

個別認定の一例

防火種別	不燃下地	不燃石膏ボード	準不燃下地	金属下地
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃
1-2	不燃	準不燃	準不燃	難燃
1-3	不燃	準不燃	準不燃	
2-1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃
2-2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃
2-3	準不燃	準不燃	準不燃	

防火種別 左の数字は、旧通則認定における検定級に基づく区分

イ. 壁紙のホルムアルデヒド放散量 (19.8.2)

* F☆☆☆☆ ○ 規制対象外

ウ. 素地ごしらえの種類別 (19.8.3)

モルタル・プラスター面 * B種 ○ _____
コンクリート・ALC面 * B種 ○ _____
せっこうボード面 * B種 ○ _____

▶ 12. 断熱・防露

(1) 共通事項 ノンフロン仕様とする。 (19.9.2)

(2) 硬質ウレタンフォーム保温板他

施工部位	の 種 別	材料の類別及び品質
基礎断熱 土間下敷込	* (JIS A 9521) ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 (EPS)	* 1号
	○ (JIS A 9521) 押出法ポリスチレンフォーム保温板 (XPS)	○ 3種 b (表皮付き)
	○	○
屋根外断熱	* (JIS A 9521) 押出法ポリスチレンフォーム保温板 (XPS) ○	* 3種 b (表皮付き)

外壁・天井	<ul style="list-style-type: none"> * (JIS A 9521) ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 (EPS) ● (JIS A 9521) 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (XPS) ○ (JIS A 9521) 硬質ウレタンフォーム断熱材 (PUF) ○ (JIS A 9521) フェノールフォーム断熱材 (PF) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2種 b ○ 種 号
	○	○

☆ フェノールフォーム断熱材及び張付用断熱材の接着剤

ホルムアルデヒド放散量： * F☆☆☆☆ ○ 規制対象外

※ 施工部位及び部位毎の厚さについては図面による。図面特記がない場合の各部位の厚さは、押出法ポリスチレンフォーム保温板2種bで下表の数値以上とし、他のものは、これと同等以上の断熱効果（熱伝導率0.034以下）を有する厚さとする。

地 区	道南・道央	道北・道東	施 工 範 囲
外気に接する床	* 50 ○	* 50 ○	
外気に接しない床	* 30 ○	* 30 ○	
外 壁 面	* 30 ○	* 40 ○	
最上階スラブ下端	* 40 ○	* 50 ○	

(3) 吹付硬質ウレタンフォーム

7. 外壁面の開口周辺部には、開口部枠材と外壁面保温板の隙間にウレタンフォームを吹付け、その厚さは、外壁面保温板と同等以上の断熱性能を有するものとする。

イ. 外壁面のフォームタイの露出部分には、結露防止のためウレタンフォームを吹付ける。

ウ. 板状断熱材を打込んだ場合で、断熱材の継目にコンクリート「のろ」が流出したり、隙間が生じた場合は、Vカットのうえ発泡ウレタン処理をする。

(4) グラスウール断熱材は、JIS A 9521（建築用断熱材）の規格品とする。

密度 * 高性能16kg/m³ ○ Kg/m³

(5) ロックウール保温材は、JIS A 9504（ロックウール保温材）またはJIS A9521（建築用断熱材）の規格品とし、密度は、保温板80Kg/m³フェルト及びマット 40Kg/m³とする。

(6) ブローイング工法は、JIS A 9523（吹込み用グラスウール断熱材）JIS A 9524（吹込み用ロックウール断熱材）又は JIS A 9525（吹込み用セルローズファイバー断熱材）による。

※ ポリスチレンフォーム保温板（●ア30 ○ア50）+フレンク® 床ボード ア6

▶ 13. 複合板

▶ 14. 吸音材

材種	種類	厚さ (mm)	品質規格
グラスウール	グラスウール吸音ボード 2号32K	○ 25 ● 50	JIS A6306の規格品

ボードの表面 ガラスクロス額縁張り（100g/m²）

留付工法 ※インサルピン留め化粧ワッシャー押え

* スクリュー留め（壁、天井面8ヶ所/枚（910×1820相当））

○ 樹脂製断熱ファスナー留め（断熱材施工面）

○ 見切りジョイナー 巾木・出隅・ドア枠廻り

● 第20章 ユニット及びその他工事

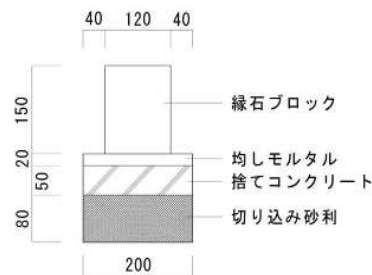
項目	特記事項																												
▷ 1. フリーアクセスフロア	(1) 仕様 (20. 2. 2) <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>寸法</th> <th>高さ</th> <th>耐震性能</th> <th>所定荷重</th> <th>表面仕上げ材</th> <th>漏えい抵抗</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	施工箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	漏えい抵抗																					
施工箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	漏えい抵抗																							
	(2) 性能 (20. 2. 2) * 標準仕様書20. 2. 2による ○ 図面による (3) 寸法精度 (20. 2. 2) * 標準仕様書20. 2. 2による ○ 図面による																												
▷ 2. 可動間仕切	(1) 仕様 (20. 2. 3) <table border="1"> <tr> <th>構造形式</th> <th>表面材質</th> <th>表面仕上げ</th> <th>遮音性</th> <th>不燃材料の認定</th> </tr> <tr> <td>○ スタッド式 (内蔵) ○ スタッド式 (露出) ○ パネル式 ○ スタッドパネル式</td> <td>○ 鋼板</td> <td>○ マリン樹脂塗料又は アクリル樹脂塗料焼付</td> <td>(透過損失) ○ 15db程度 ○ 30db程度 ○ 36db以上</td> <td>○ あり ○ なし</td> </tr> </table>	構造形式	表面材質	表面仕上げ	遮音性	不燃材料の認定	○ スタッド式 (内蔵) ○ スタッド式 (露出) ○ パネル式 ○ スタッドパネル式	○ 鋼板	○ マリン樹脂塗料又は アクリル樹脂塗料焼付	(透過損失) ○ 15db程度 ○ 30db程度 ○ 36db以上	○ あり ○ なし																		
構造形式	表面材質	表面仕上げ	遮音性	不燃材料の認定																									
○ スタッド式 (内蔵) ○ スタッド式 (露出) ○ パネル式 ○ スタッドパネル式	○ 鋼板	○ マリン樹脂塗料又は アクリル樹脂塗料焼付	(透過損失) ○ 15db程度 ○ 30db程度 ○ 36db以上	○ あり ○ なし																									
	(2) ホルムアルデヒド放散量 * 規制対象外 ○ _____ (3) パネル内に取り付ける建具 ○ あり (図示) ○ なし (20. 2. 3)																												
▷ 3. 移動間仕切	(1) 仕様 (20. 2. 4) <table border="1"> <tr> <th>走行方法</th> <th>操作方法</th> <th>パネル圧接装置</th> <th>遮音性</th> <th>表面仕上げ</th> </tr> <tr> <td>○ 平行方向 ○ 二方向</td> <td>○ 手動式 ○ 電動式 ○ 部分電動式</td> <td>○ プッシュ式 ○ ハンドル回転式</td> <td>○ 一般タイプ (36db未満) ○ 遮音タイプ (36db以上)</td> <td>○ 焼付塗装</td> </tr> </table>	走行方法	操作方法	パネル圧接装置	遮音性	表面仕上げ	○ 平行方向 ○ 二方向	○ 手動式 ○ 電動式 ○ 部分電動式	○ プッシュ式 ○ ハンドル回転式	○ 一般タイプ (36db未満) ○ 遮音タイプ (36db以上)	○ 焼付塗装																		
走行方法	操作方法	パネル圧接装置	遮音性	表面仕上げ																									
○ 平行方向 ○ 二方向	○ 手動式 ○ 電動式 ○ 部分電動式	○ プッシュ式 ○ ハンドル回転式	○ 一般タイプ (36db未満) ○ 遮音タイプ (36db以上)	○ 焼付塗装																									
	(2) 取付部品・ハンガーレール・ランナーの取付け下地の補強 (20. 2. 4 (エ) (オ)) * 取付全重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。 ○ あと施工アンカーの使用 (20. 2. 4 (4) (イ)) * 図示 ○																												
▷ 4. トイレブース	(1) 表面材 ○ メラミン樹脂系 ○ ポリエステル樹脂系 (2) 脚部 形状 * 幅木タイプ ○ _____ 材質 * ステンレス製 ○ (3) ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ 規制対象外																												
▶ 5. 階段滑止め	(1) 材種 * ステンレス製 (20. 2. 6) (2) 取付工法 ● 埋込み工法 * 接着工法 (3) 巾 ○ 30mm ● 35mm ○ 40mm (外部) * ビニールタイヤなし (SUS304) (内部) * ステンレス製及び黄銅製のはビニールタイヤ入りとする																												
▷ 6. 黒板及びホワイトボード	(1) 黒板 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>色</th> <th>形式</th> </tr> <tr> <td>* 焼付け</td> <td>○ 鋼製黒板</td> <td>* 緑</td> <td>○ 平面</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○ ほうろう黒板</td> <td>○</td> <td>○ 曲面</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	区分	種類	色	形式	* 焼付け	○ 鋼製黒板	* 緑	○ 平面	○	○ ほうろう黒板	○	○ 曲面																
区分	種類	色	形式																										
* 焼付け	○ 鋼製黒板	* 緑	○ 平面																										
○	○ ほうろう黒板	○	○ 曲面																										
	※アルミ製枠、フォーク溝、フォーク入れ、フォーク粉入れ付き 標準仕様書20. 2. 8によるほか、優良道産品認定品も可とする。																												
	(2) ホワイトボード <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>色</th> <th>形式</th> </tr> <tr> <td>*</td> <td>* ほうろう</td> <td>* 白</td> <td>○ 平面</td> </tr> </table>	区分	種類	色	形式	*	* ほうろう	* 白	○ 平面																				
区分	種類	色	形式																										
*	* ほうろう	* 白	○ 平面																										

<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 曲面

*標準仕様書20.2.8によるほか、優良道産品認定品も可とする。

- ▷ 7. 鏡 (1) 施工箇所 * 図示による _____ (20.2.9)
- ▶ 8. 表示 (2) 厚さ * 5mm _____ (20.2.10)
 - (1) 衝突防止表示 (* 図示による _____)
 - (2) 法令に基づく表示 (* 図示による _____)
 - (3) 室名札 (* 図示による 7ケル製 平付け型 50×250程度)
 - (4) ピクトグラフ (* 図示による _____)
 - (5) 案内板 (* 図示による _____)
- ▷ 9. 煙突ライニング (1) 煙突用成型ライニング材 適用安全温度 : 400℃ (20.2.11)
 600℃
- (2) キャスタブル耐火材 最高使用温度 : 400℃
- (3) 図面による
- ▷ 10. ブラインド (1) ブラインドの形式 横形 縦形
- (2) 種類及び開閉方式等 * 図示による
- ▷ 11. ロールスクリーン (1) 操作方法 スプリング式 コード式 (チェーン式)
 電動式
- (2) 幅及び高さ * 図示による
- (3) 防災性能等の材質や品質等 * 図示による
- (4) 巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料
* 製造所の仕様による
- ▷ 12. カーテン及びカーテンレール (1) カーテンのシングル・ダブルの別、引き分け等の形式、 (20.2.14)
開閉操作方式 : 図示による
- (2) カーテン用きれ地等 * 図示による
- (3) カーテンレール * ステンレス製 (20.2.14)
- ▷ 13. 肢体不自由者用手すり (既製) (1) 材種 * ステンレス製 _____
- (2) 表面仕上 * 塩化ビニル樹脂又はナイロン樹脂 HL仕上
- ▷ 14. 建物周囲砂利敷き及び軒下縁石 (1) 建物周囲の砂利敷きはB種とする。
- (2) 軒下縁石の寸法及び断面は設計図面による。図面特記がなければ、コンクリートブロックの寸法120×150×600mmとし、基礎断面は下図による。

(21.3.1)



▷ 15. 点検口

施工部位	種	寸法 (mm)	鍵
天井	<input type="radio"/> アルミニウム製	<input type="radio"/> 450×450	<input type="radio"/> あり
	<input type="radio"/> 木製	<input type="radio"/> 600×600	<input type="radio"/> なし
床下	<input type="radio"/> アルミニウム製	<input type="radio"/> 450×450	<input type="radio"/> あり
	<input type="radio"/> 木製	<input type="radio"/> 600×600	<input type="radio"/> なし
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 450×450	<input type="radio"/> あり
		<input type="radio"/> 600×600	<input type="radio"/> なし

※ 床下点検口は裏面ウレタン発泡とする。

▷ 16. 屋上緑化	(1) 植栽基盤：○ 屋上緑化システム ○ 屋上緑化軽量システム (2) その他必要な事項は、図面による。図面に指示が無い場合は、システム製作所の仕様による。
▷ 17. 棟番号	図面図示の箇所に（ * 設置 ○ 記入 ）
▷ 18. 換気口	室内 * プラスチック製 寸法φ150 床下 * 鋳鉄製 寸法160×375 ○ 樹脂製
▷ 19. バルコニー排水、ドレンパイプ	排水ドレイン：φ50（BOLA） 白ガス管：φ50
▷ 20. 連絡板	BL規格品 ○ 6戸用 ○ _____戸用
▷ 21. 家屋段階調査	○ 次のそれぞれの工事終了後、家屋の調査を行うこと。 ○ 杭工事 ○ 土工事 ○ 躯体工事 ・ 調査は「補償コンサルタント登録規定（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）」による事業損失部門に登録している業者に調査させること。 ・ 調査箇所は、当該敷地に隣接する敷地の家屋とする。 調査戸数 _____戸 ・ 調査内容は、工事監督員と協議すること。
▶ 22. コーナーアングル	ステンレス（SUS304）製 L-30×30×3 打込金足付
▶ 23. 壁付手摺	一般部（屋内用） 笠木：半硬質樹脂二層成形 φ40 笠木受：アルミニウム押出形材 ナカ工業：ビニレン 又は同等品以上 屋外用 笠木：高耐候型半硬質二層樹脂成形 φ40 笠木受：アルミニウム押出形材 ナカ工業：高耐候グラハン 又は同等品以上
▶ 24. FRP製マンホール	軽荷重用（2t荷重用）FRP製マンホールφ900・φ750・φ600 簡易防水型 MP-F 三山工業又は同等品以上
▶ 25. 搬入口（PC板）	プレストレスコンクリート板 設計条件（共通）： 床用3.5kN/m ² 又は中央に集中1kN/枚のいずれか大きい荷重とする。 許容たわみ：L/400 ① .有効開口：2. 200×4. 800（6分割）×100t ② .有効開口：4. 500×5. 500（6分割）×150t ③ .有効開口：3. 000×28. 600（30分割）×100t 各PC板共通：吊インサート：M19（SUS）×4ヶ所/枚、 受枠：ステンレス製 ④ .天秤吊治具 ②・③ 蓋兼用：H型鋼フレーム×1セット 本体及び溶接部品：溶融亜鉛メッキ処理仕上 アングル吊治具+吊フック+ワイヤロープ×2セット（計8ヶ所）
▶ 26. ホイストレール	I-400×150×12.5～溶融亜鉛メッキ処理 ストップ付き 吊荷重100kN用 荷重表示付き
▶ 27. 安全対策用フック	一般用平足型 吊環 リング付き t9×50×250L×100（リング内径） SUS304バフ研磨 躯体打込 大和建工材（株）C011Bまたは同等品以上
▶ 28. 防虫網（コンクリート用）	ステンレス製防虫網 線径0.2mm 18メッシュ フレーム：L-50×50×5 2FB-4×40 皿ビス止め 外寸 1. 275×3. 065（3分割）×2箇所 外寸 1. 075×3. 660（3分割）×1箇所
▶ 29. FRP製フード	FRP板6t加工、FRP製防虫網付、金属拡張アンカー固定 三山工業又は同等品以上
▶ 30. 館名文字	ステンレス製チャンネル文字 150□20t HL仕上・11文字 ※ 取付位置等は工事監督員の指示による。

▶ 31. 通気管	VU250A加工 90° ショートエルボ付 先端：ガラス繊維メッシュ防虫網取付 天井吊金物：溶融亜鉛メッキ処理共
▶ 32. 可倒式手掛	ステンレス製 (SUS304) φ22 取手 (可倒式) 水抜管20A (SUS304)
▶ 33. 雪庇防止金物	アルミ製 φ2.0加工 アクリル樹脂焼付塗装 H=500・非分割(一体型) 柱脚：スチール製亜鉛メッキ品 キャップ：アルミ製折曲加工 パラペット躯体天端取付タイプ コバエンジニア：スノーセイバ又は同等品以上
▶ 34. マンホール施錠金物	FB-6. 0×75 (SUS304) 加工 受アングル：L=50×50×6 (SUS304) 南京錠(仕様は図示による)、φ600用、φ750用、φ900用 縞鋼板 t=4. 5 加工 補強アングル：L-40×40×5 蓋裏面@350程度 取手(落とし込み)φ13 受枠：L-65×65×6
▶ 35. 配管用ピット蓋 (埋設オイルタンク用)	※ 縞鋼板、補強材、受枠その他使用部材は全てステンレス(SUS304)製とする。
▷ 36. 鋳鉄製マンホール (埋設オイルタンク用)	鋳鉄製マンホールφ700：WMP-70AW(安全荷重15kN) 鋳鉄製マンホールφ800：WMP-80AW(安全荷重15kN) パッキン入り防水型・中蓋式

○ 第21章 その他

項目	特記事項																																													
▷ 1. 概数等発注	<p>(1) 次に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。 なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること。</p> <p>(2) この工事においては、設計変更図書の作成(設計変更図面の作成及び工事数量の算出)を受注者に行わせることがある。</p> <p>(3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては、施工前に工事監督員と協議すること。 なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。</p> <p>(4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。</p> <p>(5) 概数</p> <p>7. 工事数量総括表細目別内訳の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目・数量</p> <p>4. 次の項目・数量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">設計数量(単位)</th> <th colspan="2">確定数量(単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td> </td> <td>積込・運搬量</td> <td>処分量</td> <td>積込・運搬量</td> <td>処分量</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	区分	設計数量(単位)		確定数量(単位)																							積込・運搬量	処分量	積込・運搬量	処分量															
区分	設計数量(単位)		確定数量(単位)																																											
	積込・運搬量	処分量	積込・運搬量	処分量																																										